

『知的財産に関する先端的映像教材の開発』プロジェクト

報 告 書

平成 19 年(2007 年)3 月

専修・中央・鹿児島法科大学院共同プロジェクト

文部科学省・教育高度化推進プログラム

平成 16 年(2004 年)4 月ー平成 19 年(2007 年)3月

目 次

1.	はじめに	1
2.	プロジェクトのメンバー	2
3.	法領域ごとの映像教材	5
	（１） 著作権法	7
	（２） 特許法	21
	（３） 意匠法	29
	（４） 商標法	39
	（５） 不正競争防止法	57
	（６） 知的財産権を巡る国際紛争	69
	（７） I T 関連	83
	（８） 企業法務	107
4.	アーカイブ映像	115
	（１） 研究教育機関	116
	（２） 国際機関	117
	（３） 海外の専門家	118
	（４） 世界で活躍する日本人	121
	（５） 知的財産法の教育方法	122
5.	シンポジウム・セミナー等	123
6.	今後の課題	127

1. はじめに

このプロジェクトは、法科大学院等における知的財産法及びそれに関連する領域の教育、法曹養成をより効果的に推し進めるべく、映像教材を開発してきた。

それらは、広い範囲に及び、著作権法、特許法、意匠法、商標法、不正競争防止法、知財を巡る国際紛争、IT 関連、企業法務という 8 つの法領域にわたる映像教材に加えて、まず、マックスプランク知的財産・税法研究所、WIPO (世界知的所有権機関)、WTO (世界貿易機関) などの機関、次いで、国際的に活躍する専門家とのインタビュー、第三に、世界で活躍する日本人を収録した 3 種のアーカイブ映像から成る。これらの映像はあわせて 99 枚の DVD に収められている。

その開発に際しては、法領域ごとに設けられた分科会が独自の検討を行い、グループ間の調整をこまやかに行うことはしなかった。そのために、それぞれ視点が異なっているものの、同一のテーマが重複して収められていることもある。

その一方、個々の教材は、著作権法、特許法、意匠法、商標法、不正競争防止法など、個々の法領域の授業で使用するだけにとどめることなく、他の領域の授業でも使用できるよう、領域を超えて横断的に使用することができる途を模索してきた。アーカイブ映像についても、個々の法領域を教える過程で適宜使用できることを考えた。

このプロジェクトが「先端的」映像教材と表示したのはまさに、多様な映像教材を相互に関連付けることを意図したからである。それに、NHKエンタープライズの協力を得て、教材の多くの部分が高画質のハイビジョン映像となっている点も「先端的」な面といえよう。

それに、このような映像教材を開発する過程、および教材がほぼ完成した段階で、国際研究大会・セミナーを開催し、国内外の専門家とともに、知的財産法に関する教育方法を具体的に考える機会を持つことができた。

プロジェクト推進責任者
齊 藤 博

2. プロジェクトのメンバー

推進責任者

斉藤博（専修大学法科大学院教授）

分科会リーダー

1. 著作権分科会

斉藤博（専修大学法科大学院教授）

2. 特許分科会

牧野利秋（弁護士、慶應義塾大学法科大学院客員教授）

3. 意匠分科会

佐藤恵太（中央大学法科大学院教授）

4. 商標分科会

久保次三（鹿児島大学法科大学院教授）

5. 不正競争防止法分科会

松尾和子（弁護士、東京理科大学専門職大学院教授）

6. 知的財産権をめぐる国際紛争分科会

矢澤昇治（専修大学法科大学院教授）

7. IT 関連分科会

堀部政男（中央大学法科大学院教授）

8. 企業法務分科会

武知政芳（専修大学法科大学院教授）

分科会メンバー

1. 著作権分科会

斉藤博（専修大学法科大学院教授）
井奈波朋子（弁護士）
上野達弘（立教大学法科大学院助教授）
駒田泰士（上智大学法科大学院助教授）
前田哲男（弁護士）
渡邊修（新潟大学法科大学院助教授）
山本隆司（弁護士）

2. 特許分科会

牧野利秋（弁護士、慶應義塾大学法科大学院客員教授）
岩原将文（弁護士）
牛久健司（弁理士）
大野茂（専修大学法科大学院客員教授）
外川英明（中央大学法学部特任教授）
水谷直樹（弁護士、専修大学法科大学院客員教授）
美勢克彦（弁護士、横浜国立大学法科大学院客員教授）

3. 意匠分科会

佐藤恵太（中央大学法科大学院教授）
峯唯夫（弁理士、中央大学法科大学院客員講師）

4. 商標分科会

久保次三（鹿児島大学法科大学院教授）
工藤莞司（中央大学非常勤講師、首都大学東京法科大学院教授）
峯唯夫（弁理士、中央大学法科大学院客員講師）

5. 不正競争防止法分科会

松尾和子（弁護士、東京理科大学専門職大学院教授）
奥村直樹（弁護士）

6. 知的財産権をめぐる国際紛争分科会

矢澤昇治（専修大学法科大学院教授）
柏木昇（中央大学法科大学院教授）
何連明（専修大学法科大学院兼担客員教授）
中西優美子（専修大学助教授）
増山周（著作隣接権センター法務部長）

7. IT 関連分科会

堀部政男（中央大学法科大学院教授）
岡田好史（専修大学法科大学院兼担助教授）
加藤幹之（中央大学法科大学院非常勤講師）
内藤光博（専修大学法科大学院兼担助教授）
牧野二郎（中央大学法科大学院非常勤講師）

8. 企業法務分科会

武知政芳（専修大学法科大学院教授）
佐野裕志（鹿児島大学法科大学院教授）
増田英敏（専修大学法科大学院兼担教授）
米田憲市（鹿児島大学法科大学院助教授）

海外メンバー

ウィリアム・コーニッシュ（ケンブリッジ大学教授）
トマス・ドライヤー（カールスルーエ大学教授）
ウィリアム・フライヤー（ボルチモア大学教授）
ペーター・ガネア（知的財産研究所）
ジェーン・ギンズバーグ（コロンビア大学教授）
フランク・ゴッツェン（ルーヴァンカトリック大学教授）
アネッテ・クーア（知的財産研究所教授）
李哲松（漢陽大学法科大学教授）
尹宜熙（漢陽大学法科大学教授）

プロジェクト・マネージャー

戸波美代（専修大学非常勤講師）

3. 法領域ごとの映像教材

- (1) 著作権分科会**
- (2) 特許分科会**
- (3) 意匠分科会**
- (4) 商標分科会**
- (5) 不正競争防止法分科会**
- (6) 知財をめぐる国際紛争分科会**
- (7) IT 関連分科会**
- (8) 企業法務分科会**

（１）著作権法

著作権法 第1回

第1回ということで、総論及び講義の概要を示す。説明中、①②③…の数字はこの著作権法 10 回分の教材の所在を意味している。

(1) まず、著作権法制を動かす要因を掲げる。

著作物の利用技術の開発・普及 ①

技術→国際環境の変化 ⑩

(2) 次に、著作権法制の特性を考える。

無方式主義

著作物の創作→著作権が発生 ①

(3) さらに、権利の侵害に際しての当事者の主張を考える。

X←-----<侵害行為>⑨-----Y

無方式主義との関係で、先行する著作物の存在及び内容を知らずに作成したか否かが争われる。

X-----><Yの善意・悪意>②-----Y

←善意で作成

Yの悪意(Yの依拠)→

そもそも保護されるべき著作物であるのか否かが争われる。

X-----><著作物性>②-----Y

←著作物でない

著作物→

著作物であることは認められても、Xがその著作者であるのか否かが争われる。

X-----><著作者>③-----Y

←Xは著作者でない

自らが著作者(創作者)→

職務著作が成立するか否かも争われる。

X-----><職務著作>③-----Y

←職務著作は成立しない

職務著作が成立し自らが著作者→

著作者であることは認められても、Xに権利が帰属しているか否かが争われる。

X-----><権利の帰属>④⑤-----Y

権利の所得原因

←Xは権利者でない

著作者→著作者人格権 創作→

著作者→著作権 創作 承継→

権利の制限をめぐり争われる。

X-----><権利の制限>④⑥-----Y

←著作者人格権の制限・例外

←著作権の制限

権利の制限に該当しない→

権利の消滅が争われる。

X-----><権利の消滅>⑥-----Y

←著作権の消滅

保護期間の経過

著作権の存続→

相続人不存在

法人の解散

利用許諾の範囲が争われる。

X-----><利用許諾の範囲>⑦-----Y

←許諾を得ている

許諾の範囲を超える→

権利の譲渡契約の有効性が争われる。

X-----→<譲渡契約の有効性>⑦-----Y
←権利の譲受

譲渡していない→

出版権設定契約の範囲が争われる。

X-----→<設定契約の範囲>⑦-----Y
←設定出版権契約の範囲内

設定契約をしていない→

設定契約の範囲を超える→

- (4) 著作権法は、著作者人格権、著作権等の侵害、それに、権利の侵害とみなす行為についても規定を設けている。

X-----<侵害行為>⑨-----Y
<侵害とみなす行為>

- (5) 権利の救済

X-----<差止請求>⑨-----→Y
<損害賠償請求>
<利得返還請求>
<名誉回復請求>

- (6) 罰則 ⑨

- (7) 複製、送信等の技術開発と著作権法①

記録媒体の開発と情報へのアクセス

送信媒体の普及・開発

記録技術の発展

グーテンベルクの活版印刷術とその普及

合金の活字とプレス機

グーテンベルクゆかりの街、マインツ、ストラスブール

海賊版対策としての出版特許

旧法下の技術開発と法改正

現行法下の技術開発と法改正

著作権法制の将来像につき愛媛県知事加戸守行氏とのインタビュー

著作権法第2回

第2回は著作権等の権利の客体を考える。

Xがその著作物を無許諾で利用するYに対して複製権等の侵害を主張するとき、Yの側はその著作物性を争う。Yが利用しているものはそもそも著作物には該当しないという。著作権の客体である著作物の特性、要件を考え、個々の著作物の映像を示す。終わりに著作隣接権の客体をも掲げる。

- (1) 著作物

著作物(work,Werk)は精神的創作物である。わが国著作権法2条1項1号によれば、思想又は感情の創作的な表現物であり、著作権法制上、基本的な概念の一つである。

日常生活の中で接する著作物を示す。

- (2) 有体物と無体物

無体物としての著作物

- (3) 有体物の支配と無体物の支配

所有権と著作権の違いを示す。

最高裁昭和 59 年 1 月 20 日の判決「顔真卿自書建中告身帖」事件

「美術の著作物の原作品は、それ自体有体物であるが、同時に無体物である美術の著作物を体現しているものというべきところ、所有権は有体物をその客体とする権利であるから、美術の著作物の原作品に対する所有権は、その有体物の面に対する排他的な支配権能であるにとどまり、無体物である美術の著作物自体を直接排他的に支配する権能ではないと解するのが相当」と判示する。

(4) 無体物の遍在性を説明する。

W → ○ → ○ → ○ → . . . → ○ →
A B C D E F

伝送に際しても遍在性がある。

(5) 著作物の要件を考える(2 条 1 項 1 号)。

思想又は感情の表現

創作的な表現

先行著作物との関係

W -----> W'
先行する著作物 同一又は類似の著作物
独立に作成(independently created)
X ----- Y
----->
著作権(複製権)の侵害を理由に損害賠償請求
←-----
善意(Xの著作物を知らなかった)
----->
Yの悪意を立証

最高裁昭和 53 年 9 月 7 日の判決「ワン・レイニー・ナイト・イン・トーキョー」事件

「著作物の複製とは、既存の著作物に依拠し、その内容及び形式を覚知させるに足りるものを再製することをいうと解すべきであるから、既存の著作物と同一性のある作品が作成されても、それが既存の著作物に依拠して再製されたものでないときは、その複製をしたことにはあらず、著作権侵害の問題を生ずる余地のないところ、既存の著作物に接する機会がなく、従って、その存在、内容を知らなかった者は、これを知らなかったことにつき過失があると否とにかかわらず、既存の著作物に依拠した作品を作成するに由ないものであるから、既存の著作物と同一性のある作品を作成しても、これにより著作権侵害の責に任じなければならないものではない。」

善意の作成 → 著作権を侵害しない

→」別途、著作権が発生

文芸、学術、美術、音楽の範囲に属する

(6) 国際著作権界と著作物

Continental Approach	Anglo-American Approach
Author's Right	Copyright
精神的創作物	製作物(録音物、放送番組など)を含む
ケンブリッジ大学のコーニッシュ教授がアプローチの違いを論述	
著作物と給付(行為)	
著作権 + 著作隣接権	著作権

(7) 著作物の諸類型

10 条 1 項

言語(雑報等=10 条 2 項にも言及)、音楽、舞踊・無言劇、美術・応用美術(意匠法との関係)、建築物、図形、映画、写真、コンピュータ・プログラム、映像の著作物

(8) 未完成の著作物

- サグラダファミリア
- (9) 二次的著作物
翻訳, 編曲, 変形, 翻案
 - (10) 編集著作物
新聞, 雑誌, 百科辞典, 理科年表, パンフレット...
 - (11) データベースの著作物
 - (12) 著作隣接権の客体としての実演等
実演, レコード, 放送, 有線放送

著作権法第3回

権利の主体

第3回は権利の主体を学ぶ。権利の主体となると、著作者はもちろん、出版者、実演家、レコード製作者、放送事業者、有線放送事業者と、広い範囲に及ぶが、ここでは、著作者に焦点を合わせて考える。

- (1) 著作者とはだれか。 著作権法の定義によると、「著作物を創作する者」となる(2条1項2号)。
- (2) 著作者と著作権者(authorship と ownership) の関係も明確にしておく必要がある。
 - 複製(出版)事業者の保護→著作者の保護
 - 著作者: 著作物の創作→著作権が発生→著作権者
 - 21条以下の規定「著作者は・・・」
 - 著作者の許諾を得て複製→複製事業者
 - 著作権の移転: 著作権の譲渡、相続等→「著作権者」(主体)が変わる
- (3) 実演家を含めた権利の主体
- (4) 著作者の推定
 - 表示を重んずる
 - 著作者名として通常の方法により表示→著作者と推定 14条 [本の表紙]
 - 実名登録→著作者と推定 75条3項
 - ゴーストライター、代作者はどうか
 - 著作者の不祥 東京地判昭和58年6月20日 判時1083号143頁「同期の桜」
 - 改ざん、著作者名詐称 121条
- (5) 職務著作 15条
 - わが国職務著作の制度は法人等が著作者の地位を取得するという、特異な制度であり、他国の立法例と比較しても際立っている。そのような制度はどのような意図の下で作られたのであろうか。終身雇用の下での企業(雇用主)への忠誠心(loyalty)が前提となっているのであろうか。この点を愛媛県知事加戸守行氏にお聞きした。
 - 15条の規定について、他国の立法例との比較、職務著作の射程範囲
- (6) ここでは、職務著作の要件と効果について考える。
 - 発意
 - 業務に従事する者、
 - 業務に従事する者に関連して、
 - 雇用関係の存否をめぐる最判平成15年4月11日「RGBアドベンチャー」判時1822号133頁を採り上げる。
 - 職務上の作成、
 - 法人等の公表名義、

- 「新潟鉄工」事件
別段の定めなし
効果 法人等が「著作者」となる
- (7) 著作物の作成に複数の著作者が関与する場合を考える。
- (8) 共同著作者
翻訳への関与 大阪高判昭和 55 年 6 月 26 日「英訳平家物語」
共同研究 大阪高判平成 6 年 2 月 25 日「野川グループ」
漫画の共同作成 東京地判平成 9 年 3 月 31 日「在宅看護アドバイス」
インタビュー記事 東京地判平成 10 年 10 月 29 日「スマップ」
原案の提供 東京地判昭和 50 年 3 月 31 日「私は貝になりたい」
- (9) 二次的著作物と原著物の著作者
27 条
28 条
- (10) 映画の著作物の著作者
制作、監督、演出・・・ modern author 16 条
原作者等 classical author
全体的形成に創作的に寄与 東京地判平成 14 年 3 月 25 日「宇宙戦艦ヤマト」(判時 1789-141)
- (11) 編集著作物の著作者
素材の選択又は配列によって創作性を有する著作物を作成した者 12 条 1 項
出版者の関与＝企画、構想 最判平成 5 年 3 月 30 日「智恵子抄」
- (12) データベースの著作者
情報の選択又は体系的構成によって創作性を有するデータベースを構築した者
12 条の 2 第 1 項
- (13) 出版者
複製の許諾を得た出版者
設定出版権者 75 条 1 項
- (14) 実演家
俳優、舞踊家、演奏家、歌手その他実演を行う者及び実演を指揮し、又は演出する者
2 条 1 項 4 号
二次的著作物の作成 カデンツァ
氏名、肖像のパブリシティ価値
- (15) レコード製作者
レコードに固定されている音を最初に固定した者 2 条 1 項 6 号
- (16) 放送事業者
放送を業として行う者 2 条 1 項 9 号
- (17) 有線放送事業者
有線放送を業として行う者 2 条 1 項 9 号の 3

著作権法 第 4 回 「著作者人格権」

1. 教材作成のねらい

第 4 回においては、著作者人格権に関する映像教材を作成した。
具体的には以下の内容である。

(1) 総論の映像教材

まず、著作者人格権に関する総論についての映像教材である。

ここでは、著作者人格権についてその基本的な内容に加えて、一般的人格権との関係、あるいは著作権との関係（すなわち一元論、二元論など）といったアカデミックな内容に関する映像教材をも収録した（下に一例を示す）。これは、著作者人格権をめぐって著作権法全体の理解を深めることに大きな成果を上げるであろう。



（２）裁判例の映像教材

次に、裁判例の映像教材である。

たしかに、著作者人格権の内容については、条文、判例集、教科書などを読むことにより一定の知識を得ることが可能であるが、実際の訴訟でどのような行為が問題になり、その判決がどのような状況について判断をしているのかは、必ずしも文献のみによって得ることが十分できない。やはり実施の訴訟で問題になった現物の映像を見ることが重要になる。とりわけ、動画要素のあるもの（例：映画、ゲーム）については、紙媒体によってその内容を知ることが不可能である。

そこで、著作権分科会では、著作者人格権に関して、実際に争われた裁判例を多数取り上げ、そこで問題となった現物の映像を可能な限り網羅的に収集することに務めた。実際のところ、著作者人格権が問題になった裁判例はきわめて多数に上り、これらの映像をまとめることができたことは、今後、この分野の教育を進めるに当たって大変有効に機能するのではないかと考える次第である。

このことがもっとも妥当するのは、著作者人格権の中でも同一性保持権であろう。同一性保持権に関しては、著作物がどのように改変されたか、その改変によってどのような人格的利益が害されたかが問題になるところ、現実にはどのような改変がなされたのかが具体的に分からなければ、これについて論じることができないからである。

２．裁判例の映像教材

（１）リスト

実際に収録の対象となった裁判例のリストは以下の通りである。

「中田英寿日本をフランスに導いた男」事件	東京地判平成 12 年 2 月 29 日 判時 1715 号 76 頁
ノグチ・ルーム移設事件	東京地決平成 15 年 6 月 11 日 判時 1840 号 106 頁
パロディ＝モンタージュ事件	第 1 次上告審

	最判昭和 55 年 3 月 28 日 民集 34 卷 3 号 244 頁、判時 967 号 45 頁 第 2 次上告審 最判昭和 61 年 5 月 30 日 民集 40 卷 4 号 725 頁、判時 1199 号 26 頁
動書 I 事件	東京地判昭和 60 年 10 月 30 日 判時 1168 号 145 頁
「日本の城の基礎知識」事件	東京地判平成 6 年 4 月 25 日 判時 1509 号 130 頁
「壁の世紀」事件	東京地判平成 10 年 11 月 27 日 判時 1675 号 119 頁
はだしのゲン事件	東京地判平成 14 年 8 月 28 日 判時 1816 号 135 頁、判タ 1129 号 258 頁
「中田英寿日本をフランスに導いた男」事件	東京地判平成 12 年 2 月 29 日 判時 1715 号 76 頁
「知的財産権入門」事件	東京地判平成 16 年 11 月 12 日 平成 16 年（ワ）第 12686 号
法政大学懸賞論文事件	東京高判平成 3 年 12 月 19 日 判時 1422 号 123 頁
「浮世絵春画一千年史」事件	東京高判平成 14 年 12 月 10 日平成 13 年（ネ）第 5284 号
ときめきメモリアル事件	最判平成 13 年 2 月 13 日 判時 1740 号 78 頁、民集 55 卷 1 号 87 頁
ノグチ・ルーム移設事件	東京地決平成 15 年 6 月 11 日 判時 1840 号 106 頁
「脱ゴーマニズム宣言」事件	東京高判平成 12 年 4 月 25 日 判時 1724 号 124 頁
スウィートホーム事件	東京高判平成 10 年 7 月 13 日 知的裁集 30 卷 3 号 427 頁
やっぱりブスが好き事件	東京地判平成 8 年 2 月 23 日 判時 1561 号 123 頁
「古河市兵衛の生涯」事件	東京高判平成 14 年 11 月 27 日 判時 1814 号 140 頁
三島由紀夫手紙事件	東京地判平成 11 年 10 月 18 日 判時 1697 号 165 頁 東京高判平成 12 年 5 月 23 日 判時 1725 号 165 頁
「ちぎれ雲」事件	東京地判平成 12 年 4 月 25 日 平成 11 年(ワ)第 12918 号
俳句の添削事件	東京高判平成 10 年 8 月 4 日 判時 1667 号 131 頁
「ゴロで覚える古文単語記憶術」事件	東京高判平成 11 年 9 月 30 日 判タ 1018 号 259 頁
「運勢を開く 姓名判断」事件	東京地判平成 14 年 11 月 26 日 判時 1814 号 140 頁
「21 世紀の健康法 気」事件	大阪地判平成 14 年 12 月 10 日 平成 13 年(ワ)第 5816 号

(2) 具体例
以下に例を示す。

① ノグチ・ルーム移設事件



② 「DEAD OR ALIVE 2」事件



著作権法 第5回 著作権

第5回は、著作権について解説を行うものである。

第1に、総論として、著作権と著作者人格権の関係および著作権は支分権が集まった権利の束であることを説明する。

第2に、各論として、各支分権について、重要な裁判例を挙げ、逐条的に解説を行う。

1 複製権（21条）

特に複製権侵害の要件について、以下の裁判例を例に挙げ、解説する。

最判 S53.9.7 判時 906 号 38 頁（ワン・レイニー・ナイト・イン・トーキョー事件）

東京地裁 H11.1.29 判時 1680 号 119 頁（ゴロで覚える古文単語記憶術事件）

大阪地判 H11.9.21 判時 1732 号 137 頁（商業書道デザイン書体事件）

東京地判 H11.12.21 判決（タウンページ・キャラクター事件）

東京高判 H14.2.18 判時 1786 号 136 頁（雪月花事件）

東京地判 H12.5.16 判時 1751 号 128 頁（スターデジオ第1次訴訟）

東京高裁 H14.10.29（ホテル・ジャンキーズ事件）

2 上演権・演奏権（22条）

特に問題となる、カラオケ店での演奏の主体について、判例を挙げ解説している。

最判 S63.3.15 民集 42 卷 3 号 199 頁（クラブキャッツアイ事件）

3 上映権（22条の2）

4 公衆送信権および伝達権（23条）

公衆送信一般に関して、次の裁判例を挙げて解説する。

東京地判 H13.12.3 判時 1768 号 116 頁（速読本舗事件）

また、第9回にも関係するが、自動公衆送信行為の主体について、次の裁判例を挙げて解説している。

大阪地判 H17.10.24 判時 1911 号 65 頁（選取見録事件）

東京地決 H16.10.7（録画ネット事件）

5 口述権（24条）

6 展示権（25条）

7 頒布権（26条）

消尽について、以下の裁判例を例に挙げ、解説する。

東京地判 H6.7.1 判時 1501 号 78 頁（101 匹ワンチャン事件）

さらに、問題となった中古ゲームソフト事件について、①中古ゲームソフトが映画の著作物に該当するか、②映画の著作物に該当する場合、頒布権の対象になるか、③映画の著作物に該当し、頒布権の対象になるとして、頒布権は消尽するかという論点を解説する。

東京地判 H11.5.27 判時 1679 号 3 頁等

8 譲渡権（26条の2）

主に、消尽（国際消尽と国内消尽）について、一般的な解説を行った上、商業用レコードの環流防止措置を取り上げる。

9 貸与権（26条の3）

特に、貸本業に関する平成16年附則第4条の2の暫定措置と、その廃止について解説している。

10 二次的著作物の作成に関する権利（27条）

複製と翻案の違いについて、次の判例を例として解説している。

最判 H13.6.28 判時 1754 号 144 頁（江差追分事件）

11 二次的著作物の利用に関する権利（28条）

論点である二次的著作物に原作者の権利が及ぶ範囲の問題と、二次的著作物の権利が及ぶ範囲の問題について、以下の裁判例を挙げ解説する。

キャンディ・キャンディ事件（東京高判 H12.3.30 判時 1726 号 162 頁、原審：東京地判 H11.2.25 判時 1673 号 66 頁、上告審：最高裁平 13 年 10 月 25 日判決）
東京地裁平成 11.11.17 判決（キューピー事件）

著作権法 第 6 回

タイトル：権利の制限
小項目：舞台装置設計図事件
小項目：藤田絵画複製事件
小項目：プリティウーマン事件
小項目：2 チャンネル事件
小項目：絶対音感事件
小項目：バーンズコレクション事件
小項目：ラストメッセージ事件
小項目：血液型と正確の社会史事件
小項目：脱ゴーマニズム宣言事件
小項目：山口組 5 代目組長継承式報道事件
小項目：スターデジオ事件
小項目：市バス車体絵画事件
小項目：レオナルド・フジタ展事件
小項目：小冊子ダリ展覧会用パンフレット事件

著作権法 第 7 回

タイトル：著作権等に関する契約
小項目：風雲ライオン丸事件
小項目：エイビーロード事件
小項目：ブランカ写真掲載事件
小項目：経済学韓国論文事件

著作権法 第 8 回

タイトル：著作権等の管理
小項目：著作権法上の登録制度
小項目：文化庁での登録
小項目：プログラムの著作物に関する登録
小項目：音楽の著作物に関する集中管理 JASRAC

著作権法 第9回 権利の救済および罰則

1. 著作権等の侵害行為の範囲

著作権法は、著作権、出版権、著作者人格権、著作隣接権、実演家人格権の範囲を定める。そのほか、著作権等の侵害とみなす行為を規定している。これに抵触する行為が、著作権等の侵害行為である。

2. あっせん制度

著作権法は、著作権等に関する紛争の特殊性から、実情に即した簡易・迅速な解決を図るための制度として、紛争解決のあっせん制度を設けた。

3. 差止請求権

著作者、著作権者、出版権者、実演家又は著作隣接権者は、その著作者人格権、著作権、出版権、実演家人格権又は著作隣接権を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる（著作権法 112 条 1 項）。

著作者、著作権者、出版権者、実演家又は著作隣接権者は、侵害差止請求をするに際し、侵害の行為を組成した物、侵害の行為によって作成された物又は専ら侵害の行為に供された機械若しくは器具の廃棄その他の侵害の停止又は予防に必要な措置を請求することができる（著作権法 112 条 2 項）

4. 損害賠償請求権

（1）民法 709 条の適用

著作権等の権利が侵害されたことによって生じた損害の賠償請求権は、民法 709 条（不法行為）によって生ずる。著作権法 114 条の規定は、民法 709 条によって認められる損害額について、特則を定めるものである。

さらに、③著作権法は、著作権等の侵害に基づく損害賠償請求権について、権利者の立証を容易にするために、民事訴訟法の特則を置いている（著作権法 114 の 2 以下）。

（2）114 条 1 項による逸失利益の算定

逸失利益の算定において、民法の原則によれば、侵害がなければ販売できたであろう権利者の複製物の数量を立証する必要のあるところ、その立証がきわめて困難であるので、これに代えて侵害者が実際に販売した複製物の数量を使うことができることとした規定である。

（3）114 条 2 項による逸失利益の算定

逸失利益の算定において、民法の原則によれば、侵害がなければ販売できたであろう権利者の複製物の数量を立証する必要のあるところ、その立証がきわめて困難であるので、これに代えて侵害者が実際に得た利益を権利者の逸失利益と推定する規定である。

（4）114 条 3 項による逸失利益の算定

この規定は、現行著作権法の制定当時から規定されていたものである。本項の立法趣旨は、権利者側に立証の手間を省かせ、最低限の損害賠償額を確保させる観点から設けられたものであるといわれている。

（5）114 条 4 項に基づく逸失利益認定における裁判所の裁量権

114 条 4 項の後段によれば、裁判所は、民法 709 条、著作権法 114 条 1 項および同 2 項に基づく逸失利益の認定において（すなわち、著作権法 114 条 3 項に基づく逸失利益の認定の場合を除き）、侵害者が軽過失であれば、これを参酌して、立証された逸失利益額よりも低い金額の損害賠償義務を認定する裁量権を持つ。

（6）114 条の 5 に基づく相当な損害額の認定

著作権侵害においては、損害を生じたことが明らかであっても、損害算定の証拠が不足しているために「その額を立証することが極めて困難であるとき」がある。これに対処するために

設けられた規定である。

(7) 不当利得返還請求権

著作権等の侵害に対しては、不法行為（民法 709）に基づく損害賠償請求権のほか、民法 703 条に基づく不当利得返還請求権が競合的に認められる。

5. 名誉回復措置請求権

著作権法 115 条は、「著作者は、故意又は過失によりその著作者人格権を侵害した者に対し、損害の賠償に代えて、又は損害の賠償とともに、著作者であることを確保し、又は訂正その他著作者の名誉若しくは声望を回復するために適当な措置を請求することができる。」と規定する。

6. 罰則

著作者人格権、著作権、出版権、実演家人格権または著作隣接権の侵害（そのみなし侵害を含む）をはじめ、著作権法違反に対して、刑事処罰の規定が置かれている。

以上の犯罪の主体は自然人である。以下の犯罪主体である自然人が法人その他の団体の代表者・代理人・従業員であって当該犯罪をその業務に関して行ったときは、当該団体にも以下の罰金が科される（124 条）。

著作権法は、著作権の侵害等を親告罪とする（123 条）。

著作権法 第 10 回

著作権に関する国際的側面をテーマとして、国際裁判管轄、準拠法に関する基礎的理論から、具体の著作権訴訟における国際裁判管轄の判断プロセス、準拠法の決定プロセス、属地主義、衛星放送及びインターネット送信における準拠法問題を映像的に紹介する教材の製作を試みた。

この領域の場合、原告著作物や侵害物自体の映像を収録することには意味がない。専ら法理論及びその事実へのあてはめが学習者に求められるので、当該理論を概念図（アニメーションを含む。）として目に見える形に仕上げることを目標に作業した。

国際裁判管轄の項目においては、財産管轄事件の国際裁判管轄の判断方法に関する基礎理論及びその具体の著作権訴訟へのあてはめについて、アニメーション効果を伴うフローチャートを活用した映像教材を製作した。

準拠法の項目においては、国際私法における準拠法の決定プロセスに関する基礎理論、著作権侵害事件における準拠法の決定プロセス（ベルヌ条約及び法例／法の適用に関する通則法の解釈）について、同様に、アニメーション効果を伴うフローチャートを活用した映像教材を製作した。

属地主義の項目においては、属地主義をめぐる二つの考え方（抵触法上の属地主義を出発点とする考え方と実質法上の属地主義を出発点とする考え方）を紹介し、モデルケースをアニメーション化して、両説の違い等をできるだけわかりやすく視覚化した。

衛星放送及びインターネット送信の準拠法問題の項目においては、これらの越境的な著作物利用の基本的構造を単純な概念図を用いて視覚化し、現在提唱されている二つの考え方（準拠法を一本に絞り込む **single law approach** と **multiple laws approach**）がどのように主張されてきたのか、それぞれの考え方にはどのようなメリットとデメリットがあるのかを簡単に摘示する映像教材を製作した。

(2) 特許法

特許法 第1回

タイトル：技術革新を支えるキヤノンの知的財産戦略
小項目：2 コメント ・経営哲学
小項目：3 コメント ・知的財産活動に対する考え方
小項目：4 コメント ・産学連携
小項目：5 コメント ・模倣品の問題
小項目：6 コメント ・ブランド管理
小項目：7 コメント ・技術輸出問題
小項目：8 コメント ・職務発明と企業活動
小項目：9 コメント ・まとめ
小項目：10 コメント どのように考えて行くべきか

特許法 第2回

タイトル：発明から出願まで ・依頼人と出願代理人弁理士との打ち合わせをわかり易く解説したもの。 ・出願書類の作成・職務発明
小項目：第一回打ち合わせ コメント ・依頼人と出願代理人弁理士との打ち合わせ
小項目：先行技術調査 コメント ・第一回打ち合わせの中で先行技術調査の特許庁のホームページからI P D L（電子図書館）に入 って体験する。
小項目：第二回打ち合わせ コメント
小項目：特許要件について コメント ・特許要件の考え方を説明

小項目：出願書類の作成と最後の打ち合わせ コメント ・出願書類の実際を紹介
小項目：職務発明 コメント ・青色発光ダイオードの信号機使用例を紹介

特許法 第3回

タイトル：特許庁における手続
小項目：新規性、進歩性 コメント ・特許庁の審査段階での新規性、進歩性についての考え方を概観する。
小項目：テレフォンカード事件 コメント ・テレフォンカード事件の解説を通じて特許庁における補正等の手続きを体験する。

特許法 第4回

タイトル：特許発明の技術的範囲の解釈1（発明の詳細な説明の参酌）
小項目：1 コメント ・オール事件、構成要件
小項目：2 コメント ・オール事件、詳細な説明
小項目：3 コメント ・オール事件、対象製品
小項目：4 コメント ・オール事件、対比
小項目：5 コメント ・オール事件、まとめ

特許法 第5回

タイトル：特許発明の技術的範囲の解釈2（公知技術の参酌）
小項目：1 コメント ・炭車トロ等における脱線防止装置事件、構成要件

小項目：2 コメント ・炭車トロ等における脱線防止装置事件、詳細な説明
小項目：3 コメント ・炭車トロ等における脱線防止装置事件、対象製品
小項目：4 コメント ・炭車トロ等における脱線防止装置事件、対比
小項目：5 コメント ・炭車トロ等における脱線防止装置事件、公知技術の参酌
小項目：6 コメント ・炭車トロ等における脱線防止装置事件、まとめ

特許法 第6回

タイトル：特許発明の技術的範囲の解釈3（公知部分の除外）
小項目：1 コメント ・液体燃料燃焼装置事件、構成要件
小項目：2 コメント ・液体燃料燃焼装置事件、詳細な説明
小項目：3 コメント ・液体燃料燃焼装置事件、対象製品
小項目：4 コメント ・液体燃料燃焼装置事件、対比
小項目：5 コメント ・液体燃料燃焼装置事件、公知技術
小項目：6 コメント ・液体燃料燃焼装置事件、まとめ

特許法 第7回

タイトル：ボールスプライン軸受事件 ・最高裁判所平成10年2月24日第三小法廷判決
小項目：均等の要件 コメント ・最高裁判決が示した均等の5つの要件を解説
小項目：事件の概要

コメント ・ 本件特許権の存在、特許権者の主張、第一審判決（東京地判平3.4.19）、第二審判決（東京高判平6.2.3）の概要を解説
小項目：無限摺動用ボールスプライン軸受とは コメント ・ 無限摺動用ボールスプライン軸受のイメージを、検乙号証の映像とイラストで表現
小項目：本件発明の無限摺動用ボールスプライン軸受の概要 コメント ・ 本件発明の無限摺動用ボールスプライン軸受の構造の概要をイラストで解説
小項目：本件発明の構成の詳細 コメント ・ 本件発明の特許請求の範囲の分説に先だってその構成を詳細にイラストで解説
小項目：本件特許 コメント ・ 本件特許の特許請求の範囲を分説
小項目：対象製品の概要 コメント ・ 対象製品の全体的構成をイラストで表現
小項目：対象製品の構成 コメント ・ 対象製品を構成する部品の詳細をイラストで解説
小項目：対象製品 コメント ・ 物件目録にしたがって、本件発明の構成要件に対応させて対象製品を解説
小項目：本件発明と対象製品の相違点 コメント ・ 第二審判決が認定した本件発明と対象製品との相違点を解説
小項目：原審（第二審）判決について コメント ・ 原審（第二審）の均等論を認めた論理について、最高裁判決のまとめにしたがって解説
小項目：最高裁判決の結論とその理由 コメント ・ 原審（第二審）判決を審理不尽とした最高裁判決の結論とその理由について、最高裁判決にしたがって解説
小項目：均等論のまとめ コメント ・ 均等論の5つの要件を復習

特許法 第8回

タイトル：模擬裁判 特許権等侵害訴訟第一審手続の流れ
小項目：訴え提起から第1回口頭弁論までの進行 コメント ・ 訴状の提出、訴状審査、期日指定まで
小項目：第1回口頭弁論期日 コメント ・ 両当事者代理人の出頭から弁論の実際の有様

小項目：第1回弁論準備手続期日 コメント ・弁論準備室における手続の様子
小項目：第2回弁論準備手続期日 コメント ・弁論準備室における手続の様子
小項目：第3回弁論準備手続期日 コメント ・争点整理の様子
小項目：第2回口頭弁論期日 コメント ・証人尋問の様子、弁論終結、和解期日の指定
小項目：和解期日 コメント ・和解手続の様子、和解打ち切り
小項目：第3回口頭弁論期日（判決言渡し期日） コメント ・判決言渡しの様子
小項目：判決正本の受領 コメント ・判決正本受領の手続
小項目： コメント

特許法 第9回

タイトル：知的財産高等裁判所の概要
小項目：知財高裁の成り立ち コメント ・知財高裁が設立された背景から現実に設置されるまでの経緯
小項目：知財高裁取扱事件 コメント ・知財高裁が取扱事件である知的財産関係民事事件と審決取消訴訟の手続きの流れ ・知財高裁と同種機能を有する外国の裁判所との対比
小項目：組織概要 コメント ・知財高裁の組織である通常部、特別部等の説明
小項目：構成員 コメント ・知財高裁の構成員である裁判官、裁判所調査官、裁判所書記官、裁判所事務官の説明
小項目：知財高裁紹介 コメント ・受付、法定、ラウンド法定、所長室の紹介

特許法 第10回

タイトル：ヨーロッパ特許庁（EPO）の歴史
小項目：1 コメント ・欧州特許の成立経緯
小項目：2 コメント ・欧州特許条約：EPC（European Patent Convention）
小項目：3 コメント ・当初の特許出願の状況
小項目：4 コメント ・EPOの組織体系
小項目：5 コメント ・加盟国の増加
小項目：6 コメント ・現在のEPOの運用状況
小項目：7 コメント ・5つの総局
小項目：8 コメント ・特許付与までの手続について、BEST導入
小項目：9 コメント ・EPOの主な業績
小項目：10 コメント ・拡大システムの導入
小項目：11 コメント ・2000年11月のEPC改正、EPC2000
小項目：12 コメント ・現在の懸案事項－国際的調和に向けて
小項目：13 コメント ・ソフトウェア特許に対してのスタンス
小項目：14 コメント ・共同体特許設立の可能性
小項目：15 コメント ・共同体特許－翻訳と訴訟の問題

小項目：1 6 コメント ・ 共同体特許の必要性
小項目：1 7 コメント ・ 必要とされる欧州特許の改正 - 欧州特許訴訟条約
小項目：1 8 コメント ・ EPO のこれからについて
小項目：1 9 コメント ・ EPO と各国国内特許庁

(3) 意匠法

意匠法 第1回 日本のデザインの変遷

ねらい

デザインに造詣の深い森山さん（武蔵野美術大学教授・元特許庁審査官）とデザインを産業に結びつける仕事をされている青木さん（日本産業デザイン振興会常務理事）の話聞くことにより、戦後日本のデザイン史、デザインと企業活動との繋がりを理解してもらい、意匠法が1条に掲げる「意匠の保護と産業の発達」との関係を学生に学んでもらうことを意図している。そして、第2回で馬場さんが話す「デザインの手法」を理解する基礎となることも意図したものである。

インタビュー；森山 明子 さん
武蔵野美術大学教授

小テーマ1

「18世紀以降の世界の工業デザインの潮流」

ここでは、産業革命によって工業的に量産される物の「デザイン」が意識されたこと、すなわち「デザイン」は産業的に量産される物のデザインを意識したものとされたこと、そして、デザインを保護するという意識がパリ条約を生んだことなどを理解させようとするものである。

デザインの潮流の中で、現在の意匠を理解する上で欠かせない「バウハウス」については作品例を画像で示し、デザインによる最初の成功事例といわれている「T型フォード」についても画像を組み込み、視覚的に「デザイン」の原点が理解できるように構成した。

小テーマ2

「日本における工業デザインの歴史」

ここでは、大阪万博までの日本における工業デザインを紹介している。

日本でのデザイン振興は、東京オリンピックと大阪万博が大きな契機になっているといわれている。特に、東京オリンピックまでは日本のデザイン黎明期であり、当時の代表的なデザイン（本田「スーパーカブ」、ソニー「トランジスタラジオT-610」、ソニー「トランジスタテレビTV8-301」、富士重工「スバル360」）を画像で収録した。

小テーマ3

「今後のデザイン」

「インダストリアルデザインは地球環境に適合していかなければならない」という言葉を提示し、デザインの意義を考える契機を与えるものとしている。

小テーマ4

「デザインと意匠法」

意匠法のみならず、不正競争防止法、著作権法、商標法などがデザイン保護に関与していることを学生に教え、かつそのなかでデザインの保護の首位的な地位を持つのは意匠法であり、意匠法による保護が期待されていることを伝えている。

インタビュー；青木 史郎 さん
日本産業デザイン振興会 常務理事

小テーマ 1

「日本の国のデザインの振興」

戦後の日本におけるデザイン振興の契機は、輸出品における外国デザインの模倣に対して、諸外国から非難を受けたことであった。日本からの輸出品は技術が伴っていたので、単なるデザインの模倣以上の非難を浴びたとのこと。これを回避することが戦後日本におけるデザイン振興の契機となった、というような興味ある話が収録されている。

小テーマ 2

「日本のデザインの発達」

戦後日本のデザインの区切りとされている東京オリンピックから大阪万博までに射程を当てて、日本のデザインの発達を語ってもらっている。

その中で、日本のデザインは企業内デザイナーが多いという特徴があり、デザイナーの個性の発揮よりも、企業としての売れる商品のデザインという指向が強い、という指摘がされている。

小テーマ 3

「バブル以降の問題」

バブル期には、市場で目立たせるためのデザインが多数表れたが、バブルの崩壊によりものが売れない時代になると、生活を提案するデザインが注目されるようになったこと、これによってデザインの重要性がより高まっていることなどが指摘されている。生活提案型のデザインの例として「無印良品」が取り上げられている。

小テーマ 4

「21世紀デザインの可能性」

21世紀になってインターネットが普及したことにより、デザインの手法にも変化が見られること、特に、インターネットを利用することにより需要者の意見を集めてデザインを提供することが容易となったことが指摘されている。

このような手法でのデザインのさきがけとなったエレファントデザインと無印良品との共同開発商品の写真（「持ち運びできる明かり」）も収録している。

意匠法 第2回 デザイン開発の手法

ねらい

意匠法はデザインの創作を保護するものである。したがって、デザインはどのようにして創作されるものであるか、その現場を知ることが必要である。このような観点から作成した。

馬場さんの話を聞くことにより、デザインの奥深さを学生に理解してもらえるものと考えている。そして、このような話は映像教材に収録することによって初めて多数の学生が接することのできるものであろう。

インタビュー；馬場 了 さん
インダストリアルデザイナー

小テーマ 1

「デザイナーとエンジニア」

この項目では、「デザイナー」はとにかく物の色や形を決める人と思われているが、そうではなく、エンジニアと協同して物の形を作り上げる仕事をしていることを理解してもらうことを意図してい

る。このことを理解することにより、意匠と特許との関係も容易に理解されるものと考えている。

小テーマ2

「商品コンセプト」

デザインが商品のベースを作る、ということがあるということを理解させることになる映像である。

小テーマ3

「デザイナーとエンジニアの協力」

物の形を作り上げるに際して、デザイナーだけでも、エンジニアだけでもできない、ということを理解させることを意図した映像である。

デザイナーとエンジニアとの役割分担と協同性、双方が理解できると考えています。

小テーマ4

「事例の紹介」

具体例A～Cにおいて、デザイン開発の具体例を紹介している。

学生にとって、デザイナーがどのようにデザインをしているかを知る機会は皆無に近い。映像教材により、最前線で活躍しているデザイナーである馬場さんの具体的な開発事例を学生に紹介することで、学生のデザインに対する感覚を修正し、第3回以降の映像に対する興味を増加することを期待したものである。

意匠法 第3回

ねらい

デザインと呼ばれる分野と意匠法上の意匠とが異なることを、具体的な画像を示しつつ明らかにする。

1. デザインの分野

以下の各分野について、代表的なものを画像・映像にして提供。

- ①物に係わるもの 工業製品、テキスタイル・ファッション製品、パッケージ
基本的に意匠法上の意匠となりえるものであるが、他の知的財産権で重複保護される内容も含まれている。
- ②視覚に訴えるもの グラフィック、サイン（ピクトグラム、動的サインを含む）、
- ③環境を扱うもの 照明（照明器具の配置によって照らし方に工夫を凝らすもの）、エクステリア、環境デザイン（都市計画等）

2. デザインを保護する法律

上述のデザインを模倣から保護するための法律群として、意匠法以外の各法律を、適用した代表的裁判例の具体例とともに紹介する。

- ①不正競争防止法
 - 1号類型 ルービックキューブ事件
 - 2号類型 アリナミン事件
 - 3号類型 ドラゴンソードキーホルダー事件、タオルセット事件
- ②著作権法 ニーチェア事件、佐賀錦袋帯事件、博多人形事件、泳げ！たいやきくん事件、Tシャツ事件、木目化粧紙事件
- ③商標法 ルイ・ヴィトン事件、ペコちゃん人形（立体商標の登録例）

- ④民法 木目化粧紙事件
- ⑤特許法 タイヤの溝の形状

3. 意匠法

意匠法の制度目的を説明し、なにが意匠法の保護対象となるのかという点について、意匠法2条を分析的に説明した。

- ①意匠法の目的
- ②意匠法上の意匠 物品性を欠くために意匠法では保護されない具体例として、画像（アイコン）、タイプフェイス、映像、店舗ディスプレイ、インテリア、照明、エクステリア、都市計画、打ち上げられた花火、花火の詰め合わせセット（なお、打ち上げ前の花火玉は意匠法の保護対象である。また、店舗デザインの事例として紹介した、Uniqlo 対 Pas のケースは、千葉地裁松戸支部に対して、不正競争防止法2条1項1号および同3条1項に基づく仮処分が申請され、その後和解した実際の事案である）
- ③意匠法上の物品 単一物、集合物、部品、物品の部分の具体例を説明。
- ④物品の形状・模様・色彩
- ⑤視覚を通じて美感を起こさせる

意匠法 第4回 登録要件

ねらい

意匠登録要件のなかで、最重要の要件である、新規性（3条1項）・創作非容易性（3条2項）の具体的内容を、裁判例の判示事項から明らかにする。

内容

1. 工業上利用性 絵画との区別を説明。大量生産目的の創作物が意匠法で想定される創作物であり、創作の個性を重んじる著作物性との相違である。ただ、工業上利用性がないため登録を認めないという判断がなされた例がほとんど見あたらないことも事実であり、再現可能性がない自然物の利用の場合には登録拒絶ということになるという程度の機能しか、この要件には役割がない。
2. 新規性・創作非容易性要件
 - ①意匠の類似

新規性要件認定の際に、「意匠の類似」がどのようにして認定されるかを、裁判例の判示から明らかにする。

 - ・ありふれた形態の処理 →タイムカード事件
 - ・機能的形態の処理 →電気かみそり事件
 - ②3条1項3号と2項の関係

→可撓性ホース事件

意匠法 第5回 登録要件2（第4回からの続き）

- ③3条2項（創作非容易性）の認定

以下の裁判例で扱われた創作非容易の要件判断の構造を説明する。

- ・根付け事件
- ・ストッカー事件
- ・サポーター事件

3 5条3号

物品の機能を実現するために不可欠の形状のみから成る意匠については、3条各号の登録要件を満たしているとしても、登録が認められない。実際にそのような例はほとんど見あたらない（というのは、機能実現のために不可欠な形状としても、模様を付与すれば容易に回避できるし、当該物品が機能実現のための形状「のみ」から成る形状が見つけにくいという問題がある。電源コネクタにしても、電気をとるために必然的の形状の部分だけからコネクタが成型されるわけではなく、指でつまむ部分には独自の形状が付与されるのが通例であり、物品全体が機能実現のために必然とは言えないからである）。画像で示したのは、平成11年意匠法改正の際に、審議会において提起された具体例である（審議会では、さしたる異論がなかった）。

意匠法 第6回 侵害における類否判断

ねらい

意匠権は、登録意匠と同一または類似する意匠に及ぶとされ（23条）、同一または類似物品について、同一または類似の形状等の実施物（いわゆるイ号物件等）について県範囲が及ぶこととされる。この局面での類似の認定方法について、意匠の特定をめぐる裁判例と、その類似判断の手法について明らかにした。

内容

- ・ 公知形態の評価 → スノーポール事件
(登録意匠が比較的単純で、全体が公知である場合)
- ・ 機能的形態の評価 → 洗濯屑捕集器事件 (複数の類似意匠登録がある場合)
→ ふとん干し事件 (動的形状の場合)
- ・ 類似認定に使用状態は考慮されるか → 大型反射鏡付回転警告灯事件
- ・ 類似判断の手法 → 鍋事件 (創作を重視するか、物品の混同を重視するか)
- ・ 流通時に見えない意匠の場合
→ 端子金具事件
→ 減速器事件

意匠法 第7回 出願手続

ねらい

意匠登録出願から権利成立にいたる手続の流れを説明して、他の回で十分説明し切れていない権利取得手続の細かな論点について説明した。

内容

- ①意匠登録出願の流れ

特許法既習者が本編を視聴することを想定して、特許出願の場合と比較しつつ、意匠法の場合に独特の手続的な特徴を解説した。

②一意匠一出願

実体要件審査を円滑にするための手続的要請である、一意匠一出願と、その例外にあたる実務をあきらかにした。

例外にあたるのは、主として「組物の意匠」登録制度である。一組のゴルフクラブセット等、意匠法施行規則別表第2に明定された組物の範囲に限られるが、複数物品が慣習上、同時使用・同時取引される場合に、例外的に一出願と同様に扱う実務が採用されている。

③特殊な意匠出願制度

関連意匠制度、部分意匠制度等を説明。

④分割出願

意匠法 第8回 利用抵触

ねらい

意匠は対象を無体物とするものであることから、意匠として成立する創作物が同時に同一の創作物について他の権利が認められる場合が想定できる。意匠権の対象たる登録意匠をそのまま取り込んで同一種類の物品を創作すれば、当該（取り込んだ側の）創作物は、「利用意匠」と位置づけられ、前者の許諾を得なければ実施できない関係となる。かような利用・抵触関係を意匠法をめぐる裁判例がどのように処理しているか、またどのような抵触関係が想定し得るかということを明らかにする。

内容

1. 意匠の利用 学習机事件

* 同一物品でない場合は、基本的に登録意匠の意匠権の範囲でカバーされないこととなるので、利用関係が厳密に言うとは成立しない。学習机事件の事案は、机本体と机に付置される書架を一体としてとらえた場合の「学習机」との関係であることに注意。

2. 意匠と特許の抵触

- ・ 第2回の説明から、抵触関係に当たり得る部分を抽出して説明を加える。
- ・ タイヤ溝の場合

3. 意匠と商標の抵触 ルイ・ヴィトン「モノグラム」事件

意匠法上の模様とも、商標とも判断できる事例

4. 意匠と著作権の抵触

コーヒーカップに著作物である絵画が付されて「コーヒーカップ」という部品の模様として機能することとなった場合、意匠の創作にあたるということを概説。

意匠法 第9回 部分意匠制度・外国における権利取得

テーマ1 部分意匠制度

ねらい

平成11年意匠法改正で導入された部分意匠制度の概要を説明し、部分衣装制度の運用が、改正時に参照されたアメリカ合衆国法の運用が、日本の運用と大きく異なる点を説明をする。すなわち、図面上に特定された部分（クレームされた部分）が指定された物品のどの部位に用いられた場合に権利侵害になるかという問題について、アメリカ合衆国法は、制限が全くないのに対して、日本法は、当初図面に開示された「位置、範囲、大きさ」を考慮して、権利の範囲を制限する運用がなされている点である。この点を、アメリカ合衆国のウィリアム・フライヤー教授（ボルチモア大学ロースクール、全米弁護士協会インダストリアルデザイン部会（1998年、2007年等）委員長）のインタビューが収録されている。

内容

1. 日本の部分意匠制度の概要
概要、制度趣旨等の説明スライド
2. 日本における登録例 ごく初期の部分意匠登録例である「座浴器」の部分意匠。
3. アメリカ合衆国の制度（フライヤー教授インタビュー）
 - （1）アメリカの制度のしくみ概要
 - （2）部分を特定するデザイン・パテントの権利侵害

テーマ2 外国における権利取得

ねらい

外国における権利取得をするときには、各国ごとに規定される手続を経なければならない。これは、言語違いの手続をほぼ同時にすることを求められていることになるため、同一意匠について複数国の権利を得ようとする出願人にとって大きな負担となっている。これを緩和するために、優先権制度（パリ条約）、ヘーグ協定に基づく国際登録制度がある。

内容

1. 「ねらい」説明スライド
2. ヘーグ協定についてのフライヤー教授インタビュー
 - （1）ヘーグ協定の歴史
 - （2）ヘーグ協定に基づく国際登録手続の利点
 - （3）国際登録手続の費用
 - （4）ヘーグ協定は広がっていくか

意匠法 第10回 アメリカ合衆国・EUの意匠保護制度

ねらい

意匠保護法制を発展させているアメリカ合衆国と欧州（European Union）の制度の概要を、インタビューによって明らかにした。アメリカ合衆国については、デザイン・パテント、トレードドレス、

著作権の3制度とその相互関係の概説を行い、その後、デザイン・パテントの運用（訴訟増加の現状）と、新たなデザイン保護法である船体保護法およびその後のファッションデザイン保護法案（下院は通過したが、2007年3月現在、まだ法律として成立してはいない）について説明する。

1 アメリカ合衆国法

1) デザイン・パテント制度の特徴

- ①願書の構成
- ②審査手続・登録要件
- ③訴訟・Markman Hearing
- ④デザインの特許
- ⑤動的イメージはデザイン・パテントの対象か

2) トレードドレス

- ①Qualitex 連邦最高裁判決（単一色の保護）
- ②Walmart 連邦最高裁判決（子供用ワンピースのアップリケ）
- ③Traffix 連邦最高裁判決（看板の特徴的しくみ）

3) 著作権

- 4) デザイン・パテントと他の制度の抵触・重複
- 5) デザイン・パテントをめぐる訴訟増加とパテントビジネス
- 6) 船体（Vessel Hull）保護法について

2 欧州のデザイン保護制度（概説）

（4）商標法

商標法 第1回 商標法の目的

第1. ねらい(目標)

第1回は、商標、商標法の本質並びに存在意義を学生に理解してもらうことを目標としている。知的財産権のなかで、商標ほど学生が身近に接し、かつその存在を意識しているものはない。

そこで、この商標の特性を生かし、日常生活における商標との接し方を法律的に説明することにより、商標法を身近なものと感じ、かつその本質を理解できるように構成した。

第2. 個別テーマについて

1. 商標法の目的

商標には「出所表示機能」、「広告宣伝機能」、「品質保証機能」という**商標の3大機能**があり、これらを総合した「GOOD WILL(業務上の信用)」が商標に化体している。この商標を保護することが、流通秩序の維持に繋がり需要者の利益にも貢献する。このことを口で言うのは容易であるが、学生に実感させることは難しい。

映像教材では、このことを日常生活の場面に落とし込んで映像化することにより、普段意識していなかった「商標の恩恵」を具体的に理解できるように工夫した。「商標の3大機能」は映像でなければできなかった教材であろうと考えている。この映像を見ることにより、学生は「商標」を身近に感じるとともに、その本質を理解しうるものと期待している。

2. 個別映像

「商標の永続性」の小項目を設け、古い商標を紹介した。学生は一般に特許法を学んだ後に商標法を学修する。特許は権利期間が限定されているのに対して、商標では更新が認められ権利が永続する。その違いを即座に理解できるように構成した。また、このような古い登録例を教員が逐一用意するのは難しい。

「商標の構成要素」の項目においても、口頭のみで**商標法第2条**を説明しようとするのは結構難しいものがある。文字や図形は説明できても記号や立体的形状は説明しにくい。映像化することにより、「こういうもの」と目で見せることを可能とした。

「日本では認められていない商標」の項目は、本教材の真骨頂であり、音響商標については「音」も収録した。また、匂いの商標や色彩のみの商標等の登録例は入手し難いものであり、このような商標登録例の存在を学生に実感させることができるものと考えている。

「商標の種類」の項目においては、団体商標、防護標章の登録例に接することにより、これらの制度の存在意義を理解することを期待している。団体商標は権利者が団体であることが理解でき、防護標章においては「あの会社、こんな商品は扱わないよな。」という感覚を抱いて見るであろうことを期待している。

「商標の使用対象」の項目は、商品商標と役務商標の違いを教えることの他に、一つの商品に複数の商標が使用されていることの理解を期待している。このことを教えることは意外と難しい。商品の現物を示しながら話さなければ、学生には伝わらない。その困難さを映像で解決している。

「商標の階層」の項目は、ネーミング・ブランド戦略実務で取り扱われている「階層」の概念について、映像で理解できるように工夫した。

商品とは何か、サービス（役務）とどこが違うのかを理解させるために、最後に代表的な判決である「中納言事件」⁽¹⁾と「BOSS事件」⁽²⁾を組み込んだ。商品は「物」、サービスは「行為」であるということを、映像で示すことによって極めて明確にその違いを学生に伝えることができるものと考えている。

⁽¹⁾ 大阪地判昭和 6 1 ・ 1 2 ・ 2 5 （昭和 5 9 （ワ） 5 7 0 3）

⁽²⁾ 大阪地判昭和 6 2 ・ 8 ・ 2 6 （昭和 6 1 （ワ） 7 5 1 8）

商標法 第 2 回 商標権発生まで

第 1. ねらい(目標)

商標権発生までにおいては、商標権を取得するまでの道筋を学生に伝えること、「商標の類似」においては、「類似」というものの考え方を映像で見せて感覚として理解してもらうことを狙いとした。

第 2. 個別映像

1. 「商標権発生まで」

通常の授業ではほとんど語られることのない部分である。この部分の特許庁の仕事を見せるとともに、願書・登録証・登録原簿の現物を見せることによって、「出願」から「登録」に至る仕事の重要性を理解してもらえるとともに、侵害事件でも重要な「登録原簿」に接する機会を持たせたい。

出願から登録に至る経緯も、言葉での説明は難しい。特許庁から提供されている資料でも、経緯の複雑さを伝えることができない（伝えようとすると錯綜してしまう）。これを映像によって解決しえたと考えている。上記願書や登録証も全ての教員が持つことのできる資料ではなく、映像としての価値が高いものと考えている。

2. 「商標権の効力」

商標権の強さの象徴は「全国的権利」に尽きる。それを実感させるために用意したのがこの画像である。

3. 「商標の類似」

ここは学生に対しては詳細に教える必要はない分野であるが、代表例は教えておくべきと考え、選択した事例を掲載したものである。

4. 「商標の国際性と権利の属地性」

この最終項目は、商標の国際性が伝えられればそれでよし、との考えによる。

商標法 第3回 商標の登録要件（1） —— 商標法第3条の登録要件

商標法3条1項各号に規定する登録要件について、該当例等を示すものである。ここでは、商標の基本的な登録要件として、審判決や具体例から、その指定商品や指定役務について自他の識別力ないしは出所表示力を具備すべきものであることを体系的に学ばせることを意図している。

例外として、使用により識別力を取得する場合もあり、そのときは3条2項の適用により登録要件を満たすことになる。

3条1項1号は、指定商品や指定役務の普通名称は識別力がなく、登録要件を満たさないことを示している。「APPLE」、「りんご」の例から、指定商品が「りんご」の場合と、「コンピュータ」の場合を掲げて、1号の読み方を示し、また「雷おこし事件」⁽³⁾の裁判例を挙げている。1号に該当しない「普通に用いられる方法で表示する標章」でないもの（3、4、5号も同様）、すなわち特殊な表示態様の例については、適当な審判決例がなく3条1項5号の例を挙げた。

⁽³⁾ 特許庁審決昭和41・2・7（昭和34審判308、309）権利範囲確認
東京高判昭和45・7・22（昭和41（行ケ）24）
最高裁判昭和50・4・8（昭和45（行ツ）95）

【註】特許庁審決の事件番号の後のイタリックは、「審判の種類」を便宜的に示したもの。以下、同じ。

3条1項2号は、指定商品や指定役務の慣用商標については、商品「清酒」について「正宗」の例、役務「宿泊施設の提供」について「観光ホテル」の例を挙げている。

3条1項3号は、指定商品や指定役務の記述的な商標について規定するが、その中から、商品「産地、販売地」の例について、裁判例を挙げた。

「ワイキキ事件」⁽⁴⁾ 最高裁判決は、3号の解釈にあたり、識別性のみならず独占適応性をもその趣旨であると判示したもので、3号を理解するための重要判例と言われているものである。また、3号の「産地、販売地」については、実際、指定商品が生産、販売されていることには拘わらないと判示した「GEORGIA事件」⁽⁵⁾ 最高裁判決も重要である。「飴屋横丁事件」⁽⁶⁾ も取り上げた。「瀬戸大橋事件」⁽⁷⁾ は侵害事件で、26条1項2号の販売地に係るものである。

⁽⁴⁾ 特許庁審決昭和52・9・14（昭和48審判6582）無効
東京高判昭和53・6・28（昭和52（行ケ）184）
最高裁判昭和54・4・10（昭和53（行ツ）129）
特許庁審決昭和54・8・2（昭和48審判6582）

⁽⁵⁾ 特許庁審決昭和58・3・9（昭和53審判14634）不服
東京高判昭和59・9・26（昭和58（行ケ）156）
最高裁判昭和61・1・23（昭和60（行ツ）68）

⁽⁶⁾ 特許庁審決平成6・7・27（平成3審判23465）不服

⁽⁷⁾ 岡山地判平成8・6・24（平成6（ワ）639）

3条1項4号は、ありふれた氏や名称について規定するものである。ここでは、審査資料の一つを示している。

3条1項5号は、簡単で、ありふれた標章について規定するものである。ここでは、特許庁「商標審査基準」から5号の該当基準等を掲げたものである。

3条1項6号は、前号までの外、識別機能を具備しない商標について規定するものである。ここでは、特許庁「商標審査基準」が示す、「地模様」、「キャッチフレーズ」、「現在の元号」の例を掲げたものである。キャッチフレーズについては、審判決例を挙げた。

3条1項3号ないし5号の例外として、使用による識別力を取得する場合もあり、そのときは3条2項の適用により登録要件を満たすことになる。そのような登録例は多くはないが、その中から、商品「自動車等」について「SUZUKI」、同「メロン」について「夕張メロン」、および同「ウイスキー」について「角瓶」、並びに「地模様」について「エピ・ライン」を挙げたものである。

「角瓶事件」⁽⁸⁾については、審決取消訴訟（東京高裁）において認められたものである。3条2項の適用は、登録前の使用が前提であり、そのため、指定商品や指定役務は実際の使用に係るものに限られることに留意することになる。そして、使用による識別力の取得については、出願人に立証責任がある。提出資料の一端も映像化した。

⁽⁸⁾ 特許庁審決平成13・4・18 （平成8審判20067）不服

「エピ・ライン事件」⁽⁹⁾は、ルイ・ヴィトン社による「エピ・ライン」の模様（横縞の型押し模様）からなる図形標章の商標登録出願は、商品の地模様として普通に使用されている形状および色彩と明らかに異なった特殊性を有しているとはいえず、それ自体で自他商品識別機能を果たし得るものではないから商標法3条1項3号に該当するが、同標章の創作の経緯や、宣伝・広告の実情、アンケート結果等を総合すれば、ルイ・ヴィトン社の商品であることが需要者に広く認識されており、商標法3条2項に該当すると認められ、商標登録出願を拒絶した特許庁審決が、東京高裁により取り消された。

本件は、「地模様」であっても3条2項の適用を受けることができるとされた事例である。なお、不正競争防止法により、本件「エピ・ライン」バッグのコピー商品の製造販売等の差止め・損害賠償を認めた大阪地裁による先行裁判例⁽⁹⁻²⁾がある。

⁽⁹⁾ 特許庁審決平成10・10・23 （平成9審判1261）不服
東京高判平成12・8・10 （平成11（行ケ）80）
特許庁審決（確定）平成13・1・31 （平成9審判1261）

⁽⁹⁻²⁾ 大阪地判平成10・2・19 （平成8（ワ）1984、
平成9（ワ）4912）

商標法 第4回 商標の登録要件（2） —— 商標法第4条の不登録事由

商標法4条1項各号に規定する不登録事由について、審判決例や該当例等を示すものである。

4条1項1号から同6号までについては、実務例が乏しく審判決例もないため、2号等については、サンプルとして経済産業大臣が指定した国の紋章等や特許庁「商標審査便覧」より該当例を挙げた。

4条1項7号「公序良俗を害する商標」については、「きょう激、卑わい、差別的な商標」、「使用することが社会公共の利益に反しまたは社会の一般道徳観念に反する商標」、「他の法律によって使用が禁止されている商標」および「国際信義に反する商標」に分けて、該当例や審判決例を示した。

「きょう激、卑わい、差別的な商標」については、「BITCH」と「黒人」に係るものを挙げた。
「使用することが社会公共の利益に反しまたは社会の一般道徳観念に反する商標」については、「特許管理士事件」⁽¹⁰⁾、「福祉大臣事件」⁽¹¹⁾、「建設大臣事件」⁽¹²⁾、および「母衣旗（ほろはた）事件」⁽¹³⁾を取り上げた。いずれも審決取消訴訟でも7号に該当するとされたものである。「他の法律によって使用が禁止されている商標」については、「特許理工学博士事件」⁽¹⁴⁾と「アパート経営大学事件」⁽¹⁵⁾を挙げた。

⁽¹⁰⁾ 特許庁審決平成10・7・24 (昭和63審判5376) 無効
東京高判平成11・11・30 (平成10(行ケ)289)

⁽¹¹⁾ 特許庁審決平成16・4・1 (不服2003-12036)
東京高判平成16・11・25 (平成16(行ケ)197)

⁽¹²⁾ 特許庁審決平成16・4・1 (不服2003-12035)
東京高判平成16・11・25 (平成16(行ケ)196)

⁽¹³⁾ 特許庁審決平成9・11・28 (平成6審判14941) 無効
東京高判平成11・11・29 (平成10(行ケ)18)
特許庁審決(確定)平成12・8・28 (平成6審判14941)

⁽¹⁴⁾ 特許庁審決 (昭和42審判311) 不服
東京高判昭和56・8・25 (昭和55(行ケ)95)
最高裁判昭和57・4・13 (昭和56(行ツ)192)

⁽¹⁵⁾ 特許庁審決平成3・8・1 (昭和57審判21822) 不服

「国際信義に反する商標」としては、「征露丸事件」⁽¹⁶⁾と「DUCERAM事件」⁽¹⁷⁾を挙げた。前者は大審院判決という古い事件ではあるが国際信義に反する好例と思われる。後者は、4条1項19号新設(平成8年法律第68号)後も、周知でない他人の商標との関係で、出願の経緯が著しく社会的妥当性を欠くときや国際信義に反するときには、7号の適用があることを示したものである。

⁽¹⁶⁾ 大審院大正15・6・28 (大正15(オ)193)

⁽¹⁷⁾ 特許庁審決平成10・4・27 (平成6審判3450) 無効
東京高判平成11・12・22 (平成10(行ケ)185)

4条1項8号「他人の肖像又は他人の氏名、名称若しくは著名な略称等を含む商標」については、最高裁判決3例を示している。

「国際自由学園事件」⁽¹⁸⁾においては、著名な略称の認定においては、指定商品や指定役務の需

要者を基準とするものではなく、一般に受け入れられているか否かを基準とすべきとしたものである。「月の友の会事件」⁽¹⁹⁾においては、商号については、「株式会社月の友の会」が名称に当たり、「月の友の会」はその略称に当たると解釈すべきとしたものである。「レナード・カムホート事件」⁽²⁰⁾においては、8号に係る当該本人の承諾は、査定または審決時までに撤回したときは、承諾を得たことにはならないものとしたものである。

- ⁽¹⁸⁾ 特許庁審決平成16・3・15 (無効2003-35230)
東京高判平成16・8・31 (平成16(行ケ)168)
最高裁判平成17・5・30 (平成16(行ツ)314)
上告を「棄却」したもの。
最高裁判平成17・7・22 (平成16(行ヒ)343)
上告受理の申立てについて、「原判決を破棄、本件を差し戻す」としたもの。
知財高判平成17・12・27 (平成17(行ケ)10613)
特許庁審決平成18・7・18 (無効2003-35230)

- ⁽¹⁹⁾ 特許庁審決昭和53・11・7 (昭和40審判7665) 無効
東京高判昭和56・11・5 (昭和53(行ケ)216)
最高裁判昭和57・11・12 (昭和57(行ツ)15)

- ⁽²⁰⁾ 特許庁審決平成15・3・14 (不服2000-20761)
東京高判平成15・7・15 (平成15(行ケ)183)
最高裁判平成16・6・8 (平成15(行ヒ)265)

4条1項10号「他人の未登録周知商標と抵触する商標」については、周知の地域的範囲についての解釈を示した「DCC事件」⁽²¹⁾を取り上げた。この事件においては、全国流通の日常使用の一般商品について、周知の地域的範囲としては、一県の単位にとどまらず、その隣接数県の範囲に渡ることを要する旨の判示は、現在のところ、判例的位置にあるものである。

- ⁽²¹⁾ 特許庁審決昭和57・3・24 (昭和51審判1441) 無効
東京高判昭和58・6・16 (昭和57(行ケ)110)
最高裁判昭和60・9・17 (昭和58(行ツ)100)

4条1項11号「先願に係る他人の登録周知商標と抵触する商標」については、条文上、

①他人の先願商標の存在、

②商標が同一または類似であること、および

③指定商品（指定役務）も同一または類似であること、

が要件であることを示したものである。商標の類似、商品の類似、役務の類似、商品と役務の類似については、別途第5回において学修する。

4条1項15号「他人の業務に係る商品又は役務と混同を生ずるおそれのある商標」については、「狭義の混同と広義の混同」と最高裁判決2例を示している。「レール・デュタン事件」⁽²²⁾最高裁判決は、15号の解釈として広義の混同をも含まれること、およびその場合の判断基準を判示したもので、判例として確立している。「パームスプリングスポロクラブ事件」⁽²³⁾は、その判例に従い原審の判断を覆して広義の混同を認めたものである。

- ⁽²²⁾ 特許庁審決平成9・2・24 (平成4審判12599) 無効
東京高判平成10・5・28 (平成9(行ケ)164)
最高裁判平成12・7・11 (平成10(行ヒ)85)
特許庁審決（確定）平成13・4・16 (平成4審判12599)

(23) 特許庁審決平成11・6・11 (平成7審判6806) 不服
東京高判平成12・1・27 (平成11(行ケ)253)
最高裁判平成13・7・6 (平成12(行ヒ)172)

4条1項16号「品質又は質の誤認のおそれのある商標」については、特許庁「商標審査基準」に従い、該当例とその解消のための指定商品や指定役務の補正例等を示している。

4条1項17号「ぶどう酒又は蒸留酒の産地表示を有する商標」については、特許庁「商標審査基準」より、適用範囲や特許庁長官が指定した、我が国の「産地名」を掲げたものである。

4条1項18号「機能確保のため不可欠な形状のみから商標」については、該当する具体例を挙げたものである。

4条1項19号「他人の周知な商標と同一又は類似で、不正の目的で使用する商標」については、特許庁「商標審査基準」より、「不正の目的」に該当する例、そのための認定、判断資料を挙げたものである。

商標法 第5回 商標および商品・役務の類似判断

商標および商品・役務の類似判断について、判例等を示すものである。商標の類似は、商標法の中でも、登録の可否（商標法4条1項11号）や侵害の成否（商標法37条1号）を決める基礎であって、重要なものであることを学んで欲しい。

ここでは最初に、商標の類似判断基準についての「氷山印事件」⁽²⁴⁾ 最高裁判例を掲げて、判示事項を示す。以下、類似判断に係る裁判例や、商品の類似判断基準を示した「橋正宗事件」⁽³²⁾ 最高裁判例を列举している。

1. 氷山印事件⁽²⁴⁾

本件最高裁判例が示す商標の類似判断基準は、

- ①出所の混同のおそれの有無、
- ②その判断に当たっては、指定商品に関する具体的な取引の実情に基づくこと、また、
- ③外観、称呼または観念上の類似は出所の混同のおそれを推測させるもの（一応の基準）として

いること、
がポイントである。

本判決は旧商標法（大正10年法）2条1項9号に係るものではあるが、現行商標法4条1項11号においても、その判例と位置付けられている。そして、現在も、登録の可否のみならず、侵害の成否に係る商標の類似判断基準についても、「氷山印事件」最高裁判決が基本判例として扱われていることを理解すべきである。

具体的な取引の実情とは、「指定商品全般についての一般的、恒常的なそれを指すものであって、単に該商標が現在使用されている商品についてのみの特殊的、限定的なそれを指すものではない。」と判示した後続の最高裁判決「保土谷化学工業社標事件」⁽²⁴⁻²⁾ がある。

(24) 特許庁審決昭和37・9・27 (昭和35抗告審判3068) 不服

東京高判昭和 39・9・29 (昭和 37 (行ナ) 201)
最高裁判昭和 43・2・27 (昭和 39 (行ツ) 110)
特許庁審決昭和 45・5・28 (昭和 35 抗告審判 3068)

(24-2) 特許庁審決 (昭和 43 審判 6302) 不服
東京高判昭和 47・1・25 (昭和 45 (行ケ) 101)
最高裁判昭和 49・4・25 (昭和 47 (行ツ) 33)
〈審決取消訴訟判決集昭和 49 年 443 頁〉

2. 大森林事件⁽²⁵⁾

本件侵害訴訟事件の上告審において、「冰山印事件」最高裁判例が援用され、商標の類似判断基準としたものである。これで、裁判所においては、侵害事件においても、商標の類似判断基準は、「冰山印事件」最高裁判例によることとなった。そして、「大森林事件」最高裁判決は、原審および第 1 審において、非類似とした判断を覆して、類似の商標と判断したものであることにも、留意すべきである。

(25) 東京地判平成 2・6・22 (平成 1 (ワ) 12784)
東京高判平成 3・7・30 (平成 2 (ネ) 2408)
最高裁判平成 4・9・22 (平成 3 (オ) 1805)

3. 小僧寿し事件〈高知ルート〉⁽²⁶⁾

本件侵害訴訟事件の上告審において、前述した「冰山印事件」最高裁判例を援用して、商標の類似判断基準としたものである。この判決は、損害賠償請求に対する損害の不発生の抗弁を認めたものとして知られているが、商標の類似判断においても重要なものである。

(26) 高知地判平成 4・3・23 (昭和 5 (ワ) 44)
高松高判平成 6・3・28 (平成 4 (ネ) 120)
最高裁判平成 9・3・11 (平成 6 (オ) 1102)

4. ルイ・ヴィトン・モノグラム事件⁽²⁷⁾

本件は、モノグラム商標より生ずる称呼の認定に関するものである。商標の類似判断においては、外観や観念と並んで称呼も重要である。称呼の認定は、当該商標より自然に生ずる呼び名に係るものであって、指定商品・役務の平均的な需要者の認識を基準とする。

本件事案は、登録無効審判においては、本件商標、引用商標いずれもモノグラム化された商標であって、これらよりは称呼は生じないとして、商標は非類似と判断した請求不成立の審決に対する審決取消訴訟である。

東京高裁は、両登録商標は、ローマ字で表したものであることは明らかであるから、本件商標よりは「ディーエル」、引用商標よりは「ヴィーエル」、「ヴィエル」、「ブイエル」等の称呼を生ずると認定して、審決を取り消した。

(27) 特許庁審決平成 2・12・20 (昭和 60 審判 7318) 無効
東京高判平成 4・1・29 (平成 3 (行ケ) 91)
最高裁判平成 7・9・14 (平成 4 (行ツ) 139)
特許庁審決平成 8・9・30 (昭和 60 審判 7318)

5. SEIKO EYE事件⁽²⁸⁾

本件は、結合商標の類似判断に関するものである。結合商標については、一部における識別力の

強弱や結合の状態等によっては、その一部を分離ないしは抽出して、類似判断を行う。

本件事案は、拒絶査定不服審判においては、本件商標、引用商標いずれも「eye」、「EYE」を分離して、称呼等を同じくする類似の商標と判断し、請求不成立の審決をしたものである。これに対して、請求人が審決取消訴訟を提起して争ったが、東京高裁は審決を支持したので、さらに上告をしたところ、最高裁は、引用商標を指定商品「眼鏡」に使用するときは、「目」を意味する「EYE」の文字部分よりは、出所識別標識としては称呼、観念は生じないとして、類似の商標とした東京高裁および特許庁の判断を覆したものである。

(28) 特許庁審決平成2・5・31	(昭和55審判21693) 不服
東京高判平成3・2・28	(平成2(行ケ)194)
最高裁判平成5・9・10	(平成3(行ツ)103)
特許庁審決平成7・2・20	(昭和55審判21693)

6. PRO-LEX事件⁽²⁹⁾

本件は、称呼に係る商標の類似判断に関するものである。本件事案は、登録無効審判においては、称呼上非類似の商標と判断されたが、その審決取消訴訟においては、引用商標に係る取引の実情としてその著名性等を考慮すると出所の混同のおそれがあり、類似の商標と判断されたものである。

(29) 特許庁審決平成12・6・21	(平成11審判35302) 無効
東京高判平成13・6・20	(平成12(行ケ)435)
特許庁審決(確定)平成14・4・1	(平成11審判35302)

7. Naturea事件⁽³⁰⁾

本件は、称呼に係る商標の類似判断に関するものである。本件事案は、商標登録に対する異議申立てにおいて称呼上類似の商標と判断され、またその決定取消請求訴訟においても、決定の判断が支持されたものである。

(30) 特許庁審決平成13・4・16	(異議2000-90498)
東京高判平成14・1・29	(平成13(行ケ)254)

8. SUPER GRIP事件⁽³¹⁾

本件は、結合商標の類似判断に関するものである。本件事案は、登録無効審判において、本件商標より「GRIP」の部分分離して観察することは許される事例ではないとして、引用商標とは非類似の商標と判断され、その審決取消訴訟においても、審決の判断が支持されたものである。指定商品「文房具」との関係では「SUPER」、「GRIP」のいずれも識別力が弱い結合状態が強いとされたものである。

(31) 特許庁審決平成14・4・17	(無効2000-35527)
東京高判平成15・1・21	(平成14(行ケ)266)

9. 橋正宗事件⁽³²⁾

本件は、商品の類似判断基準を示した最高裁判例である。『「商品の類似」とは、比較する商品が通常同一営業主に製造又は販売されている等の事情により、それらの商品に同一又は類似の商標を使用するときは同一営業主の製造、販売に係る商品と誤認される虞があると認められる関係にある商品を言う。』と判示している。

商品自体の混同のおそれ(絶対説)ではなくて、出所の混同のおそれ(相対説)を基準としている。この判例に基づいて、役務の類似、役務と商品の類似も認められたものである。

(32) 特許庁審決昭和32・10・10 (昭和30抗告審判2569) 不服
東京高判昭和33・10・7 (昭和32(行ナ)63)
最高裁判昭和36・6・27 (昭和33(オ)1104)

10. 「コーヒー豆」と「コーヒーの提供」については、商品と役務の類似例を挙げたものである。この場合、同一または類似の商標を使用するときは、いずれも同一の事業者が「コーヒー豆」を製造販売し、かつ、「コーヒー」を提供していると誤認のおそれがあるとして、両者は類似の関係にあるとされるものである。

商標法 第6回 異議申立て・審判請求・審決等取消訴訟 (手続編)

第1. ねらい(目標)

異議申立て、審判請求、審決取消訴訟の手続を、短時間で理解させようと意図したものである。第6回で手続を示し、第7回で実際の係争事件を紹介している。

第2. 個別映像

1. 「登録異議の申立て」

制度趣旨をはじめに示し、条文を挟んで図解を示すことにより、異議申立てが請求人と商標権者との関係でなされるものではなく、特許庁長官への申立てであることを理解させるようにしている。

2. 「審判の種類」

最初の画面で、審判には査定系審判と当事者系審判の2つがあることを示し、次の画面でそれぞれについて個別の審判を示すものとしている。これにより、数多くある審判の種類の大枠を理解できるものと考えている。

この画面に続いて査定系、当事者系の順で個別の審判についての解説が行われる。個別の審判の解説に際しては、一度「審判の種類」の画像が表示され、説明の対象となる審判を赤く点滅させて、その審判がどこに位置付けされるかが理解できるようにしてある。個別の審判の解説においては、条文を示した後に誰が当事者になるかを図解で表示し、理解を容易にしている。

特に、使用権者の不正使用による商標登録取消審判(53条)は、不正使用をしている者は「使用権者」でありながら審判の被請求人は「商標権者」である。この関係を理解させるために、映像に工夫を凝らしている。

外国商標の代理人などによる不正登録による商標登録の取消審判(53条の2)は、条文が長く極めて読みにくい規定である。そこを、画像により、外国の商標権者等がわが国の商標権者を相手に提起するものであることを容易に理解できるものとしている。

不使用による商標登録の取消審判においては、条文において登録商標と同一とみなされる商標が規定されている。そこで、特許庁「商標審査基準」から該当部分を抜粋して掲載することにより、条文の意味するところを視覚的に理解可能なものとしている。

3.「商標登録の無効・取消しの効果」

無効審判が認容された場合は、権利は遡及して消滅し、取消審判の場合は、将来的に消滅するという効果の違いを映像で示している。

4.「審決等に対する訴え」

審判と同様、条文を示した後に画像によりその要点を示し、条文の理解を助けている。

商標法 第7回 異議申立て・審判請求・審決等取消訴訟 (事件編)

第1. ねらい(目標)

この回では、現実の使用態様を見なければ理解できない事件である「不使用による取消審判」、「不正使用による取消審判」等について、参考になるとと思われる事件を抽出して、映像情報を提供することを意図している。

何れの事件も、商標の使用例を先に示した後に裁判所の判断を示す構成として、学生に考える時間を与えるようにしている。

第2. 個別映像

1. A to Z事件⁽³³⁾

本件は、絵はがきの裏面に表示された標章「A to Z」が商品「絵はがき」についての商標の使用に該当するか否かが争われ、審決では使用が否定されたが、東京高裁では使用と認められた事案である。問題となった絵はがきの現物を入手してクリアな画像として提供している。

⁽³³⁾ 特許庁審決平成8・2・8	(平成3審判20696) 取消
東京高判平成8・12・19	(平成8(行ケ)68)
最高裁判平成9・7・1	(平成9(行ツ)76)

2. 救心事件⁽³⁴⁾

本件は、登録商標「中央急救心」の権利者における使用態様が、周知商標「救心」との関係で不正使用に該当するか否かが争われた事案である。この種の事件においては、周知商標の現実の使用態様と不正使用とされている商標の使用態様とを対比する必要がある。そこで、これらが全て理解できるように映像化した。なお、本件は「故意」の意義が示された重要判例である。

⁽³⁴⁾ 特許庁審決昭和54・1・29	(昭和48審判5819) 取消
東京高判昭和55・7・28	(昭和54(行ケ)21)
最高裁判昭和56・2・24	(昭和55(行ツ)139)

3. トラピスチヌの丘事件⁽³⁵⁾

「救心事件」同様、不正使用の事案である。

⁽³⁵⁾ 特許庁審決平成6・11・7	(昭和61審判23859) 取消
東京高判平成8・7・18	(平成7(行ケ)17)

4. アフタヌーンティー事件⁽³⁶⁾

「救心事件」同様、不正使用の事案である。

⁽³⁶⁾ 特許庁審決平成9・4・18 (平成7 審判1741) 取消
東京高判平成10・6・30 (平成9 (行ケ) 153)

5. 金杯菊事件⁽³⁷⁾

やはり不正使用の事案であるが、被告は自己の登録商標「金杯」、「金杯菊」の他に「金杯菊正宗」を出願し、特許庁で拒絶査定を受けている。また、被告が商標「金杯菊正宗」を使用することは、原告の商標「菊正宗」の商標権を侵害するものであると神戸地裁・大阪高裁⁽³⁷⁻²⁾で認定されている。このような背景を説明する画像を挟み込むことにより、商標事件の奥深さを伝えることができる画像としている。また、被告商標の使用態様の画像には、原告関係者から入手したのも含まれている。

⁽³⁷⁾ 特許庁審決平成15・1・24 (平成11 審判31716) 取消
東京高判平成15・8・27 (平成15 (行ケ) 76)

⁽³⁷⁻²⁾ 神戸地判平成11・7・23 (平成10 (ワ) 375)
大阪高判平成12・8・25 (平成11 (ネ) 2815)

6. 水沢うどん事件⁽³⁸⁾

権利が共有の場合の原告適格に関する考え方を紹介するものである。本件は、商標登録無効審判の請求を受け、無効とすべき旨の審決を受けた者が、審決取消訴訟を提起する場合、共有者全員で提起しなければならないかどうか、という点についての最高裁判決である。最高裁は、固有の共同訴訟であるとする高裁判断を覆した。この判断と、出願中の場合との違いを画像で示している。

⁽³⁸⁾ 特許庁審決平成12・4・6 (平成9 審判18135) 無効
東京高判平成12・10・11 (平成12 (行ケ) 177)
最高裁判平成14・2・28 (平成13 (行ヒ) 12)

商標法 第8回 商標権侵害訴訟(1)

第8回と第9回では、**商標法に関する侵害訴訟事例**を、最高裁判決を中心として、合計13件取り上げ、訴訟進行の実際、審級により判断が異なる法理論構成の背景理解、および商標法に関する主要論点・課題を学修することを狙いとする。以下、取り上げた判決を一覧する。

1. United Sports事件⁽³⁹⁾ (高額の損害賠償)

⁽³⁹⁾ 東京地判平成14・1・29 (平成12 (ワ) 23425)

商標権侵害訴訟で、損害賠償額が過去最高といわれているケースであり、権利侵害の深刻さを理解させる事例。

2. メーブルシロップ事件⁽⁴⁰⁾ (損害賠償額の算定)

(40) 第1事件： 東京地判平成13・10・31（平成12（ワ）15912）
東京高判平成14・9・26（平成13（ネ）6316）
第2事件： 東京地判平成15・5・28（平成14（ワ）6889）
第3事件： 東京地判平成15・5・28（平成14（ワ）6895）
損害賠償額の算定方法および商標法38条各号の違いについての理解を深めさせる事例。

3. 百年茶事件⁽⁴¹⁾（商標の類似）

(41) 盛岡地判平成5・3・22（平成3（ワ）88）
仙台高判平成6・1・18（平成5（ネ）139）
最高裁判平成9・5・30（平成6（オ）858）
特許庁審決平成10・9・10（平成5審判19876）不服

「百年茶」と「人生百年茶」の類否判断を通じて、商標類否の判断基準を学ばせる事例。

4. 巨峰第1事件⁽⁴²⁾（包装容器と商標表示）

(42) 福岡地裁飯塚支判昭和46・9・17（昭和44（ヨ）41）

「商標表示」とは何かを把握させる一事例。

5. 巨峰第2事件⁽⁴³⁾（商標の普通名称化）

(43) 大阪地判平成14・12・12（平成13（ワ）9153）
大阪高裁平成15・6・26（平成15（ネ）76）

どのような状況で商標が「普通名称化」し、無力化するかを学ばせる事例。

6. ルイ・ヴィトン図柄事件⁽⁴⁴⁾（商標の意匠的使用）

(44) 大阪地判昭和62・3・18（昭和61（ワ）4147）
大阪高判昭和62・7・15（昭和62（ネ）670）
最高裁判昭和63・1・19（昭和62（オ）1298）

他人の商標を、「模様」として使用しても権利侵害になることを学ばせる事例。

「他人の商標を商品の表面全体にわたって模様のように使用していても、それが自他商品識別機能を有する標章として使用されている限り、その使用は、商標としての使用として商標権の侵害となる。商標と意匠とは排他的、択一的な関係にあるものではなくして、意匠となりうる模様等であっても、それが自他識別機能を有する標章として使用されている限り、商標としての使用がなされているものというべきである。」

商標法 第9回 商標権侵害訴訟（2）

7. ポパイ・マフラー事件（ポパイ第3事件）⁽⁴⁵⁾（商標権と著作権の衝突）

- ⁽⁴⁵⁾ 大阪地判昭和59・2・28（昭和58（ワ）27）
大阪高判昭和60・9・26（昭和59（ネ）1803）
最高裁判平成2・7・20（昭和60（オ）1576）

商標権と著作権が衝突するときの権利制限・バランスについて考えさせる事例。

「漫画の主人公の人物像の観念、称呼を生じさせる登録商標の商標登録出願当時、既にその主人公の名称が、漫画から想起される人物像と不可分一体のものとして世人に親しまれていた場合に、その主人公の名称のみからなる標章が、漫画の著作権者の許諾に基づいて商品に付されているなど判示の事情の下においては、登録商標の商標権者が、その標章の使用に対して登録商標の商標権の侵害を主張することは、権利の濫用として許されない。」

8. 小僧寿し事件<高知ルート> ⁽²⁶⁾（商標権の制限と損害不発生の抗弁）

- ⁽²⁶⁾ 高知地判平成4・3・23（昭和5（ワ）44）
高松高判平成6・3・28（平成4（ネ）120）
最高裁判平成9・3・11（平成6（オ）1102）

商標権者からの商標法38条2項（現行3項）に基づく損害賠償請求に対して、侵害者は、損害の発生があり得ないことを抗弁として主張立証して、損害賠償の責めを免れることができるとされた事例。

9. パーカー事件 ⁽⁴⁶⁾（商標権と並行輸入(1)）

- ⁽⁴⁶⁾ 大阪地判昭和45・2・27（昭和43（ワ）7003）

真正商品の並行輸入は、商標の果す機能を少しも害することがなく、認められると判示した最初の裁判事例。

10. フレッドペリー事件 ⁽⁴⁷⁾（商標権と並行輸入(2)）

- ⁽⁴⁷⁾ 第1事件： 東京地判平成11・1・28（平成8（ワ）8625、
12105、15011）
東京高判平成12・4・19（平成11（ネ）1464、
判決文3件）
第2事件： 東京地判平成13・10・25（平成11（ワ）6024）
東京高判平成14・12・24（平成13（ネ）5931）
第3事件： 大阪地判平成12・12・21（平成9（ワ）8480、
10564）
大阪高判平成14・3・29（平成13（ネ）425）
最高裁判平成15・2・27（平成14（受）1100）

真正商品の並行輸入を商標機能論により是認した最初の最高裁判断事例。

11. ひよ子事件 ⁽⁴⁸⁾（商品形状と立体商標）

- ⁽⁴⁸⁾ 特許庁審決平成15・7・24（不服平成11－15134）

特許庁審決平成17・7・28 (無効2004-89076)
知財高判平成18・11・29 (平成17(行ケ)10673)
福岡地裁(係属中、商標権侵害訴訟)(平成16(ワ)1009)

立体商標の登録性について争われた事例であり、知財高裁の審理においては、特許庁長官に意見書の提出が求められた(求意見制度)最初の事案であるが、特許庁判断が覆り、登録無効との判決がなされた。上告手続がなされている模様。

12. ハイ・ミー事件⁽⁴⁹⁾(商品の再包装と商標表示) 刑事事件

⁽⁴⁹⁾ 千葉地判昭和44・4・2
東京高判昭和44・9・22
最高裁判昭和46・7・20 (昭和44(あ)2117)

特段の美観要素がなく、もっぱら、運搬用商品保護用であるとしても、商品を収容している容器としての段ボール箱は、商標法37条2号にいう「商品の包装」にあたり、また、同条号の行為は必ずしも業としてなされることを必要としない、と判断された事例。

13. パチスロ機リノ事件⁽⁵⁰⁾(完成品中の部品の商標使用) 刑事事件

⁽⁵⁰⁾ 大阪地判平成7・1・23 (平成4(わ)657)
大阪高判平成8・2・13 (平成7(う)228)
最高裁判平成12・2・24 (平成8(あ)342)

完成品に組み込まれた部品の商標について、商標権侵害罪が成立するとされた事例。

商標法 第10回 防護標章登録制度、団体商標登録制度、地域団体商標登録制度

通常商標制度とは異なる3種の制度を取り上げ、それらの違いを、映像を通して容易に概観させることにより商標制度の奥行きの高さ、および産業政策法としての商標法の性格を深耕する。

(I) 防護標章登録制度

(1) どのような制度か?

(2) 防護標章登録制度の目的

- ・著名な商標を保護するため(64条)。
- ・なぜ「商標」ではなく、「標章」なのか?
- ・防護標章登録の排他的効力。

(3) 防護標章の登録例

- 1) 「SONY」 商標登録第618689号防護第53号
- 2) 「夕張メロン」 商標登録第3334043号防護第4号
- 3) 「i-mode」 商標登録第4372691号防護第1号

(4) 防護標章の登録実績 —— 911件(2006年12月末現在)。

(5) 登録防護標章の移転・消滅

(6) 登録防護標章の効果

(7) 防護標章の登録要件

(8) 防護標章の更新登録要件

(Ⅱ) 団体商標登録制度

(1) 団体商標とは？

(2) 団体商標登録制度の概要

(3) 団体商標の主体要件の拡大

(4) 団体商標の登録例

1) 愛知県味噌溜醤油工業協同組合による「マル愛」マーク

商標登録第5005764号

2) 小田原蒲鉾水産加工業協同組合による「図形＋小田原蒲鉾」

商標登録第4734754号

3) 下関唐戸魚市場仲卸協同組合による「図形＋下関ふく」

商標登録第4739572号

(Ⅲ) 地域団体商標登録制度

(1) 地域団体商標とは？

(2) 従来の商標制度と問題点

(3) 従来の地域ブランドの登録例

・「図形＋小田原蒲鉾」 商標登録第4734754号

(4) 地域団体商標登録制度の目的と概要

(5) 地域団体商標の登録要件

1) 出願人が備えるべき主体要件

2) 構成員に使用させる商標であること

3) 商標が周知になっていること

4) 商標が「地域名」と「商品（役務名）」等の名称等からなること
(文字のみからなる商標)

5) 商標に含まれている地域と指定商品（役務）が密接な関連を有すること

6) 商標全体として商品（役務）の普通名称でないこと

(6) 地域団体商標の登録例

1) 「かごしま知覧茶」 商標登録第5008246号

2) 「小田原蒲鉾」 商標登録第5002092号

3) 「三朝温泉」 商標登録第5010852号

(7) 地域団体商標の出願・登録状況

・出願 —— 平成18年4月1日（施行）～同10月30日の間、
約600件。

・登録 —— 平成18年12月26日現在の登録査定件数が
ちょうど100件。

(5) 不正競争防止法

不正競争防止法 第1回 序説

第1 不正競争防止法の制定史
添付資料1 参照。

第2 不正競争防止法の概要

1 パリ条約（W I P O）とわが国の不正競争防止法

2 不正競争行為の概要

（1）他人の成果の無断使用

（a）周知・著名商品表示及び営業表示（例示；Walkman, Canon, Tupperware, NHK, 帝国ホテル）

（b）商品形態の保護（例示；バッグ、エアソフトガン）

（c）ドメイン名不正取得行為等（ドメイン名の例示；IYBANK.CO.JP, Armani.co.jp）

（2）営業秘密の不正利用行為（例示；顧客名簿、製品や部品の設計図等図面等）

（3）品質等誤認行為（例示；国旗ヘアピン事件の映像）

（4）信用毀損行為（添付資料2，3の警告書、謹告書文）

第2 不正競争防止法の特徴

1 不正競争法の基本理念及び限界

①折り畳み式コンテナ事件（東京高判平成6.9.21、判時1512.169）。（a）登録した独占権が消滅している。（b）他の商品との嵌合が可能である。（c）特徴部分が機能的正確のものである。

②コイルマット事件（東京高判平成6.3.23、知的裁集26.1.254、判時1507.156）。（a）商品形状の特徴が機能的である。（b）同一の機械を使用すると、同一の形状となる。（c）使用している商標が相互に異なる。

公正な競争秩序を害する行為は不正競争行為として早くから各国で禁止されてきた。経済社会において通用する秩序の変化に伴い、不正競争行為と把握される行為も時代と共に変化する。自由経済社会にあつては、基本的に、営業及び競争は自由である。よって、禁圧されるべき行為、その態様ないし内容は、自由を制限するものであつてはならない。

2 知的財産法及び競争秩序における不正競争法ないし不正競争防止法の位置づけ

（1）不正競争防止法と著作権法

①インベーダゲーム事件（東京地判昭和57.9.27、無体集14.3.593）

(2) 不正競争防止法と不法行為法

②木目化粧紙事件(東京高判平成 3.12.17、知的裁集 23.3.808、判時 1439.222)

(3) 商標法と不正競争防止法

③ルイ・ヴィトン模様事件(大阪地判昭和 62.3.18、無体集 19.1.66)

不正競争防止法 第2回 第2部 各論

第1. 他人の成果の無断使用行為(不正競争防止法2条1項1号、2号)

①他人の商品等表示の存在、②他人の商品等表示が需要者に間に広く認識されていること、③相手方の商品等表示が他人の周知商品等表示と同一若しくは類似であること、④当該表示を使用した商品の譲渡等行為があること、⑤その結果、他人と相手方の商品又は営業に混同を生じさせるおそれがあること

1. 商品等表示性について

(1) 商品の出所表示機能、自他商品識別機能を有する表示とは、どういう表示か。

例示; WALKMAN、ナショナルパネライト、Toshiba、クリネックス、麒麟、こくまろ、TOSHIBA、Tupperware、YAMAHA、SONY、ソニー、HERMES、LAWSON、帝国ホテル、MAXIM、DE PARIS、NHK、JAL、VISA。

(2) 表示が使用されるべき客体である商品は、有体物、流通性を有することが必要か。

①タイポス書体事件(東京地判昭和 55.3.10)、(同控訴審事件、東京高判昭和 57.4.28、無体集 14.1.35)

②モリサワタイプフェイス事件(東京高判平成 5.12.24、判例時報 1505.136) モリサワタイプフェイス事件はフィロピーディスク、光ディスクその他記録媒体を差止の対象とした。

③新ゴシック体U事件(大阪地判平成 9.6.24、判例タイムズ 956.267)

…新ゴシック体U事件は著作権と不法行為のみで争う。

④ポップ文字事件(東京地判平成 12.1.17、判例時報 1708.146)

(3) 未登録商標又は登録できない商標でもよいか。

⑤ポルシェ事件(名古屋高判金沢支部昭和 62.12.7、無体集 19.3.530)

自動車メーカーのポルシェ社の関連会社ポルシェデザイン社はカレラ社に「Porsche」の使用許諾。カレラ社はサングラスに「Porsche Design」を使用。このような状況のもとで、自動車のポルシェはサングラスに商標登録をしていない。判決はサングラスのポルシェの周知性を認めた(サングラスの輸入が急激。車ポルシェに著名性あり。)

(4) 商品等表示を使用する客体は映像でもよいか。

⑥インベーダゲーム事件(東京地判昭和 57.9.27、無体集 14.3.593)

テレビ型及びアップライト型ゲームマシンの外観とは無関係に、映像の周知商品表示性は認められうる。

(5) 表示はデザイン、色彩、キャラクターなど態様を問わないといえるか。取引社会における商品等表示性とは何か。

⑦広告用シール事件（金沢地判平成 7.6.8、知財集 27.2.472）

たばこパッケージデザイン映像をいれる。

「Seven Stars」のたばこパッケージ（包装用フィルム）の上に広告用シール（カラオケ、バーベキュー店の広告）を貼って、たばこ自動販売機で売る行為はどうか。

⑧ジーンズの弓形ステッチ事件（東京高判平成 13.12.26、判時 1788.103）

（6）商品等表示性が否定された例

⑨シリーズ家電事件【（大阪地判平 7. 5. 30、知的裁集 27. 2. 426）、（同控訴

2. 営業表示性

（1）営業活動又は営業施設等主体を表示しているか。

⑩アメ横事件（名古屋地判平成 2.3.16、判時 1361.123）

⑪ヤマハピアノ特約店事件（名古屋地判昭和 57.3.25、判タ 490.155）

⑫アメックス インターナショナル事件（最高判平 5.12.16、判時 1480.146）

⑬かに将軍事件（大阪地判昭和 62.5.2、無体集 19.2.174）

営業表示として認められるものであれば、その態様、形状を問わない。

⑭泉岳寺事件（東京高判平成 8. 7. 24、判時 1597. 129）

（2）サービスマークとの関係は

⑮ヴォーグ・マンション事件（東京地判平成 16.7.2）

⑯ヴィラージュ事件（東京高判平成 12.9.28）

不正競争防止法 第3回

3. 商品等表示の周知性

（1）周知性の意義

①シャネルバッグ事件（東京地判昭和 53.5.31、無体集 10.1.200）、
スナックシャネル事件（東京高判平 7.3.1、知的裁集 27.1.171）

（2）周知性の程度

②ローズ・チョコレート事件（東京地判平成 7. 2. 27、知的裁集 27. 1. 137）

（3）周知性の地域的範囲

③松前屋事件（大阪高判昭和 38.2.28、判例時報 335. 43）

原告・京都の老舗 「松前屋」

被告・大阪の「株式会社松前屋」

④アメックス インターナショナル事件（最高判平 5.12.16、判時 1480.146）

原告・アメリカン・エクスプレス・インターナショナル・インク」

略称アメックス

被告・株式会社アメックス・インターナショナル

(4) 周知性の取得及び判断時期

⑤アースベルト事件（最高判昭 63. 7. 19、民集 42. 6. 489）

4. 商品等表示の類似性の判断基準

⑥ウーマンパワー事件（最高判昭 58. 10. 7、判例時報 1094. 107）

原告・マンパワー・ジャパン株式会社

被告・日本ウーマンパワー株式会社

⑦ローンズワールド事件（東京高判平成 7.2.22、知裁集 27.1.60）

第1目録の1～7は被告表示

第2目録のA. B. Cは原告の表示

5. 混同のおそれ

(1) 混同の意義

狭義の混同…販売方法（店頭販売と自動販売機）が異なる場合でも混同は生じる。広義の混同（特に異業種間の混同）

⑧マックバーガー事件（最高判昭和 56.10.13、民集 3 5.7.1129）

(2) 混同のおそれの例について…その1

(a) 特に複数主体に関して

⑨札幌ラーメンどさんこ事件（東京地判昭和 47.1.27、無体集 4.2.635）、6 番ラーメン事件

⑩プロ フットボール シンボルマーク事件（最高判昭和 59. 5. 24、判例時報 1119. 34）

不正競争防止法 第4回

(2) 異業種間における混同のおそれ…広義の混同のおそれ

(a) 典型例について

①ヤシカ事件（東京地判昭和 41. 8. 30、下級民集 17・7・8729）

原告表示 第3録 商品：カメラ

原告登録商標はカメラ等：「YASHICA」、「ヤシカ」等多数

被告使用表示 第1及び第2目録 商品：化粧品

②ポルノランド ディズニー事件（東京地判昭和 59.1.18 判時 1101.109）、
ディズニーパチンコ

③タクシー屋外灯事件（新潟地判昭 63. 5. 31、判例タ 683. 185）

④前掲広告用シール事件（金沢地判平成 7. 6. 8 知的裁集 27. 2. 472）

⑤ヨドバシカメラ事件【(東京地判昭和 56. 10. 26、特許と企業 172. 41)、(同控訴審事件、東京高判昭和 57. 10. 28、無体集 14. 3. 758)、(最高判昭和 58. 10. 14、特許と企業 180. 112 より確定)】
原告営業表示：「ヨドバシカメラ」：カメラの販売
被告営業表示：「ヨドバシポルノ」、「ヨドバシ百貨」：大人のおもちゃを販売

⑥ラルフ・ローレン事件（東京地判平成 9. 3. 24、判例時報 1619. 154）

⑦スナックシャネル事件（東京高判平 7. 3. 1、知的裁集 27. 1. 171）
原告表示：「シャネル」、「CHANEL」 商品：高級婦人服、香水その他シャネルグループの世界的著名ブランド
被告表示：「歌謡スナックシャネル」

⑧ラブホテル・シャネル事件（神戸地判、昭和 62. 3. 25、無体集 19. 1. 72）
被告表示：「ホテルシャネル」：営業はラブホテル

⑨ニューたまごっち事件（東京地判平成 10.2.25、判例競業法 224-505）

第2 著名商品等表示の無断使用行為

1 著名商品等表示の保護に関する歴史

2 署名商品等表示の保護の趣旨…周知商標の保護との異同 ダイリレーション、フリーライド、

⑩前掲ヤシカ事件（東京地判昭和 41. 8. 30、下級民集 17・7・8729）

3 著名性の意義、立証

⑪モスキーノ事件（東京地判平成 10.2.27、判例不正競業法 1162-2-12）

⑫トルサルディ事件（東京地判平成 10.3.20、判例不正競業 1162-2-34）

⑬プルデンシャルライフツアー事件（東京地判平成 10.4.24、判例不正競業 1162-2-53）

4 著名商品等表示の類似範囲

⑭アリナミンA事件（大阪地判平成 11.9.16、）

⑮三菱ホーム事件（東京地判平成 14.7.18、判例不正競業 1162-2-93）

不正競争防止法 第5回

第3 商品形態の保護

1 商品形態の意味

2. 前史

周知商品表示としての保護の歴史…

- ①ナイロールメガネ枠事件（東京地判昭 48. 3. 9、無体集 5. 1. 42）
- ②ウエットスーツ事件【（大阪地判昭 58. 12. 23、無体集 15. 3. 894）、（同控訴審事件、大阪高判昭和 60. 5. 28、無体集 17. 2. 270）】
- ③伝票会計用伝票事件（東京地判昭和 61.1.24、判時 1179.111）
- ④シャベルカー幼児用乗用玩具事件（東京地判平成 9.2.21、判時 1617.120）
- ⑤排煙ダクト事件（大阪地判平成 7.2.28、判時 1530.96）
- ⑥伝票会計用伝票事件(東京高判昭和 58.11.15、無体集 15.3.720 頁)
- ⑦ルービックキューブ事件【（大阪地判昭和 58.8.31、判タ 514.278）、（東京高判平成 13.12.19、判時 1781.142）】（旧と新）

3. 現行法…あるふれた形態、機能を確保するために必要な形態

（1）模倣の意味

- ⑧宅配箱事件（東京地判平 13.9.6、）
- ⑨双竜キーホルダー事件 1 審 （同東京高判平成 10.2.26 知的裁集 30・1・65）

（2）保護の請求主体

（a）形態を創造した人であるべきか。

- ⑩キャディバッグ事件（東京地判平成 11.1.28、判時 1677.127）

（b）他人が創造したものを輸入する人等でもよいか。

- ⑪ヌーブラ事件（大阪地判平成 16.9.13、）

（3）どのような場合に保護されるか

（a）保護されるべき商品形態の例

- ⑫プリーツ プリーズ事件（東京地判平成 8. 12. 25、）
- ⑬タオルセット事件(大阪地判平成 10. 9. 10、知的裁集 30. 3. 501)
- ⑭ミルク ティー缶容器事件(大阪地判平成 9. 1. 30、知的裁集 29. 1. 112)
- ⑮エアソフトガン事件(東京高判平成 14. 1. 31、判時 1815. 123)
- ⑯バーキンバッグ事件（東京地判平成 13. 8. 31、判時 11760. 138）

(b) 保護を否定された例

⑰縫いぐるみリュック シリーズ事件 (東京地判平成 9. 6. 27 判時 1610. 112)

⑱ピアス保護具事件(東京地判平成 9. 3. 7、判時 1613. 134)

⑲猫の手シュミレーション ゲーム事件(東京地判平成 12. 7. 12、判時 1718. 127 頁)・・・他人の商品の意義

(c) 外観との関係…外から見える内部構造は商品形態となり得るか

⑳フレキシブルチューブ事件(大阪地判平成 8. 1. 25、判時 1574. 100)

㉑小型ショルダーバッグ事件(東京高判平成 13. 9. 26 日、判時 1770. 136)

不正競争防止法 第 6 回

第 4 営業秘密の不正利用行為

1 営業秘密の意義

- (1) 営業秘密を構成する情報・・・生産方法、販売方法その他の技術上又は営業上の情報
- (2) 秘密性
- (3) 秘密として「管理されていること」
- (4) 事業活動に有用な情報であること

2 営業秘密の類型

- (1) 不正取得にはじまる行為類型
- (2) 信義則違反にはじまる行為類型

3 秘密保持契約、競業禁止契約等との関係

＊ 外川先生の映像

＊ 加藤氏のインタビューの映像 (コンピュータでストックされた情報、管理体制、全般技術の取組、社内放送に関する)

不正競争防止法 第 7 回

第 5. 品質等誤認行為

(1) 品質等誤認行為の例

①ライナービアー事件、スイートラバー事件 (東京高判昭和 56. 2. 251、無体集 13. 1. 134)、

②ヤマハ特約店事件（名古屋地判昭和 57.3.25、判タ 490.155）

③京都地判平成 2.4.25、判時 1375.127 判例競業法 1278-64）
本みりんタイプ調味料事件（映像あり。）

④国旗ヘアピン事件（映像あり）。大阪地判平成 8.9.26、知的裁集 28.3.429、判時 1604.129）

⑤京の柿茶事件（東京高判平成 8.1.18、判時 1562.116）
原告（控訴人）：第 1 目録、第 2 目録
被告（被控訴人）：標章第 3 目録ないし第 6 目録

第 6．信用毀損行為

（1）信用毀損に該当する例

①バタフライバルブ事件（大阪地判昭和 58.11.16、無体集 15・3・756）
判決主文

- 1．被告は、別紙（1）記載の文書に別紙（5）記載の虚偽事実を記載して配布し、或いは右虚偽事実を陳述してはならない。
- 2．被告は、既に配布した別紙（1）記載の文書のうち右虚偽事実記載部分を回収せよ。
- 3．被告は、別紙（2）記載の広告を幅 6 センチメートル 2 段の大きさに日本経済新聞、日刊工業新聞、日本工業新聞、バルブ産経、商経管材新聞の各紙 1 回ずつ掲載せよ。
- 4．原告のその余の請求を棄却する。
- 5．訴訟費用は被告の負担とする
- 6．この判決は、第 1，2 項に限り、仮に執行することができる。

②前掲ヤマハピアノ特約店事件（名古屋地判昭和 57.3.25、判タ 490.155）
パストロ機パテントプール事件（東京地判平成 13.8.28、判例時報 1775・143）、

（2）警告書と不正競争行為の成否 例示；警告書及び謹告書文

（3）虚偽の事実の陳述流布と損害賠償 測定顕微鏡事件（東京地判平成 4.4.27、知裁集 24.1.230）

（a）虚偽の事実とは何か。

（b）特許権、意匠・商標権侵害と営業誹謗行為との関係をどうみるか。

（c）広告における問題について

不正競争防止法 第 8 回 第 3 部 不正競争防止法をめぐるその他の課題

第 1 並行輸入問題

真正商品の輸入とライセンス契約の条件との関係をどうみるか。

真正商品の輸入が認められる条件について。
並行輸入業者の責任、その他。

①フレッドペリー事件（東京地判平成 11. 1. 28、判タ 995. 242）、（同控訴審事件、東京高判平成 12. 4. 19）、（大阪事件、大阪地判平成 12.12.21）、（同控訴審事件、大阪高判平成 14.3.29、最高裁 HP）、（最高判平成 15.2.27 最高裁 HP）】

第2 商標侵害行為と不正競争防止法違反行為との交錯

②マグアンプK事件（大阪地判平 6.2.24 判時 1522.139）

③ハッカージュニア事件（東京地判平 4.5.27 知財集 24.2.412）

原告表示：「Nintendo」「FAMILY COMPUTER」、「ファミリーコンピュータ」

被告表示：原告表示＋「HACKER JUNIOR」

（被告は原告製品を市場の購入後改造を追加。改造部分は原告商品の販売価格の約 54%程度）

第3 インターネット上の不正競争行為

（1）ドメイン名に関する不正競争行為

不正競争防止法（2条1項12号）及びJPドメイン名紛争処理方針（公開2000年7月19日）

裁定主文：「ドメイン名「nihon-hikiya.gr.jp」につき」申立人へ移転せよ。」

申立人：有限会社中間法人日本曳家協会」（平成9年3月曳家として発足）

現在の曳家の映像です。

（2）中古車の110番事件（大阪地判平 17.12.8 判時 1934.109）

原告の商標：「中古車（くるま）の119番」及び「中古車（くるま）の110番」

被告の表示：htmlファイルに、「meta name = "description" content = “くるまの110番。輸入、排ガス、登録、車検、部品、アクセサリ等。クルマに関する何でも弊社にご相談ください。”

不正競争防止法 第9回

第4部 民事的救済

第1 訴訟の提起

訴状の記載（請求の趣旨、原因）、訴状の裁判所への提出、事件係属、口頭弁論、準備手続、判決の言い渡し

第2 民事的救済の種類

（1）差止請求権等（3条）

①営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者

「営業上の利益の侵害」の意味

前掲マックバーガー事件

②認容判決の例：バタフライバルブ事件（大阪地判昭和 58.11.16、無体集 15.3.756）

第 7 回の第 6 と同一の映像

③廃棄処分…添付資料 1

④信用回復措置…謝罪広告の例文

（イ） 前掲バタフライバルブ事件の 3 項記載の新聞広告文章を挙げると、以下のとおり。

『お詫び』

この度、当社が配布しましたバタフライバルブに関する『営業技術資料』の中で、多くの虚偽の事実を記載し、巴バルブ株式会社、並びに同社製品の信用を害し、多大の御迷惑をおかけしました。ここに深く陳謝致します。」

（ロ） 前掲ヤマハピアノ特約店事件（2 条 1 項 1 3 号及び 1 4 号）

第 2 回の事件の謝罪文

（2） 損害賠償請求（4 条、5 条、6 条、）

（3） 和解による終了

和解の例（訴状の請求の趣旨とほぼ同じ場合もありうる）

例 添付資料 2

不正競争防止法 第 10 回

第 5 部

不正競争防止法と関連する周辺法との関係

第 1 商標法との関係

商標の例示（第 2 回 商品等表示の WALKMAN 以下を再掲）

特許庁の紹介映像紹介

第 2 特許法、実用新案法、意匠法、著作権等との関係

第 1 回の折り畳み式コンテナ事件の映像、第 2 回のインベーダゲーム事件、第 5 回の伝票会計法伝票の映像、第 4 回のニューたまごっち事件及び第 5 回のウェットスーツ事件の各映像

第 3 模倣品等の輸入差止問題

関税定率法、関税法

税関の活動、模倣品の取締等の映像

第 4 日本の司法制度の概観

知財高裁紹介の映像

第 5 日本の将来

W I P O のインタビュー中の「W I P O からみた知的財産法の将来像」と「今日の若い人に対する助言」の部分（最後の部分）

（６） 知的財産権を巡る国際紛争

知的財産権を巡る国際紛争

Contents

- No. 1 EU の組織と知的財産権法
- No. 2 EU における知的財産権に関する紛争処理制度
- No. 3 日本における並行輸入（BBS 事件、フレッドペリー事件）
- No. 4 欧米における並行輸入
(シルエット事件, グレーマーケット事件)
- No. 5 職務発明、著作者人格権、先願主義
- No. 6 USA 知的財産訴訟と連邦巡回控訴裁判所
- No. 7 知的財産に関する国際的枠組み
- No. 8 国際知財紛争（準拠法）
- No. 9 国際知財紛争（国際裁判管轄権）
- No. 10 国際知財紛争の解決手段（国際商事仲裁, ADR）
- No. 11 中国の知的財産権と紛争処理解決制度
- No. 12 知的財産の現代的課題
(ドメインネーム、インターネット関連)

知的財産権を巡る国際紛争 第1回

EU の組織と知的財産権法

第1 目的

ここでは、欧州における知的財産権を巡る法システムを紹介し、紛争の処理のあり方を呈示する。

第2 個別テーマ（内容）

- 1 法と紛争解決システムの複数性
 - 1) 知的財産権による類別と異なる取扱い
 - : 特許・実用新案権
 - : 商標・意匠権
 - 2) 取得に依拠した法
 - : 国内法
 - : 条約法
- 2 新たな法システムの構築
 - 1) 共同体商標・意匠
 - 2) 欧州特許から共同体特許条約へ
- 3 国内特許を例示
 - 1) 各国の特許法
 - : 紛争処理手続
 - ①国内異議手続
 - ②国内無効手続
 - ③国内特許侵害訴訟
 - 2) 欧州特許
 - : 欧州特許条約（E P C，1978）
- 4 紛争処理手続
 - 1) 欧州特許庁における異議申立
 - 2) 無効の手続（各締約国の法律に基づく）
 - : 各国の国内裁判所または各国の特許庁
 - 3) 特許侵害訴訟
 - : 各国の国内裁判所
- 5 商標の調和に関する EC 指令（Directive on Harmonization of Trademark）: 指令の具体的内容（国内法制の調和）
- 6 共同体商標に関する EC 理事会規則
- 7 共同体意匠権（登録共同体意匠権、非登録共同体デザイン権）
 - 1) ①欧州意匠指令、②欧州共同体意匠規則
 - 2) 登録共同体意匠にかかる紛争の処置方法
 - ①OHIM における異議申立・無効手続
 - ②登録共同体意匠の無効手続、侵害訴訟
- 8 欧州における特許・実用新案権
- 9 E U，「共同体特許」を創設へ
- 10 E U 及び E C 組織
 - ①欧州委員会、②欧州議会、③欧州理事会、④欧州司法裁判所

第3 特色

ここでは、今回の特色と共に、このグループの映像教材の共通な特色も記載する。

- 1) EU、及び EU 諸国における知財産権関係の法制度とそれを巡って生ずる紛争解決制度について取り上げた。EU の各組織などにも紹介を試みた。
- 2) このグループで作成した教材は、パワーポイントを使用しており、自分のパソコンから EU の条約法や判例を検索することが可能である。また、必要な機関にリンクされている。
- 3) 多くの知財産権に関係する人々とインタビューも当該部分をクリックすると聴視することができるように配慮してある。ただし、翻訳されていないものもある。

第4 インタビューと資料

【インタビュー】

- 1) EU 議会 NIEBLER 議員
：「欧州議会の役割の増大と権限の強化」
- 2) 欧州委員会 知的財産分野担当 Anne Verron 女史
：「欧州委員会における知的財産に関する立法作業について」
- 3) 旧ベネルクス商標庁広報・情報部 Marleen Kulper 女史
：「共同体商標からのベネルクス意匠権への影響について」

【資料】

- 1) EU の法令、判例の検索 ⇒link [EUR-Lex](#)

知的財産権を巡る国際紛争 第2回

EU における知的財産権に関する紛争処理制度

第1 目的

ここでは、EU の知財産権を巡る司法の二元性とその内容を紹介し、それに対応して設置されている機関の具体的な説明を行う。また、司法機関の裁判管轄権に関する条約や規則の内容も紹介する。

第2 個別テーマ

- 1 EUにおける知的財産権に関する紛争処理制度の二元性
 - 1) OHIM における審決等の取消訴訟
 - 2) C TM裁判所
 - ①指定を受けた加盟国の国内裁判所
 - ②共同体商標裁判所 共同体商標裁判所は、侵害訴訟、取消・無効の反訴等につき専属管轄
 - 3) 第一審裁判所 (Court of First Instance : C F I)

欧州司法裁判所：先決的判決手続
- 2 裁判管轄権について
 - 1) ブリュッセル条約、ルガーノ条約、アムステルダム条約
 - 2) ブリュッセル I 規則
- 3 商標権侵害の具体例

HELLO KITTY 事件
- 4 模造品および海賊品への対応策

第3 特色

ここでは、EU および EU 加盟国において、審決取消訴訟や侵害訴訟を提起する時の司法制度が取り上げられる。特に、欧州司法裁判所とそれに附属する第1 審裁判所、並びに、C TM裁判所が

重要である。

また、これらの司法裁判所の管轄権の規律の有り様が把握できるように、各種の条約と規則も取り上げた。

第4 インタビューと資料

- 1) 1' ESCARPE Yves REBOUL 所長
:「知財権の教育と弁護士の養成」
- 2) LEUVEN 大学知財権教育研究センター GOTZEN 教授
:「LEUVEN 大学における知財権教育」
- 3) LEUVEN 大学知財権教育研究センター JANSSEN 教授
:「LEUVEN 大学における知財権教育」
- 4) FEDIT-LPRIO 事務所 ヨーロッパ特許弁理士 内田謙二氏
:「ヨーロッパ特許弁理士について」
:「日本の法曹に期待すること」
- 5) EU 議会 Angelika NIEBLER 議員
:「海賊品や模造品に対する刑罰について」

知的財産権を巡る国際紛争 第3回

日本における並行輸入

(BBS 事件、フレッドペリー事件)

第1 目的

- 1 わが国では、商標権の並行輸入について判例の蓄積があり、最高裁のフレッドペリー事件判決があり、特許権についても BBS 事件最高裁判決がある。経済のグローバル化が進む一方で、国内実定法でこの点について何も定められておらず、今後も並行輸入が問題になると考えられるので、特に判例を中心として取り上げることにした。
- 2 次回の「EU および USA における並行輸入」も是非比較検討されたい。

第2 個別テーマ

- 1 国内消尽と国際消尽
: 消尽論の根拠
- 2 パーカー事件、商標法 1 条、実質的違法性の理論
: 並行輸入が認められるための条件
- 3 具体的な事例
 - 1) フレッドペリー事件（最判平 15. 2. 27 民集 57・2・125）
 - ①真正商品の並行輸入、②許諾条項に違反する商品の輸入の可否
 - 2) ラコステ事件（東京地裁昭和 59 年 12 月 7 日判決）
 - 3) パーカー事件（大阪地裁昭和 45 年 2 月 27 日）
- 4 特許権と並行輸入
: BBS 車輪事件（最高裁平成 15 年 2 月 27 日第 1 小法廷判決）
- 5 音楽レコードに関する頒布権について
- 6 侵害物件の水際規制と輸入差止申立手続

4 特色

判例を中心にわが国の並行輸入問題を理解するのが、今回の特色である。

自由貿易の下で、わが国の知的財産権所有者は当該商品の並行輸入行為により、日本の市場において、日本の知的財産法により認められた権利に基づいて得る利益が減少することになる。経済のグローバル化した今日において、権利者と消費者の両者のバランスをいかにとるかを考える必要がある。

このバランスをどのようにして実現するかが、幾つかの知財権に関する判例において示されている。

第4 インタビューと資料

【判例】

1) 商標権と並行輸入

- ・パーカー事件（大阪地判昭 45. 2. 27 無体例集 2・1・71）
- ・マーキュリー事件（東京地判昭 48. 8. 31 無体例集 5・2・261）
- ・テクノス事件（東京地判昭 53. 5. 31 無体例集 10・1・216）
- ・ラコステ事件（東京地判昭 59. 12. 7 無体例集 16・3・760）
- ・BBS 商標事件（名古屋地判昭 63. 3. 25 判時 1277・146）
- ・ゲス事件（東京地判平 2. 12. 26 無体例集 22・3・873）
- ・クロコダイル事件（大阪地判平 8. 5. 30 判時 1591・99）
- ・フレッドペリー事件（最判平 15. 2. 27 民集 57・2・125）
- ・ボディグロヴ事件（東京地判平 15. 6. 30 判時 1831・149）
- ・インクカートリッジ事件（知的財産高裁平 18. 1. 31 判時 1922・30）

2) 特許権と並行輸入

- ・BBS車輪事件（最高裁平成 15 年 2 月 27 日第 1 小法廷判決）

3) 著作物の複製物の頒布権

- ・101 匹ワンちゃん事件（東京地裁平成平成 4 年 7 月 1 日判決）

知的財産権を巡る国際紛争 第4回

欧米における並行輸入

（シルエット事件，グレーマーケット事件）

第1 目的

アメリカにおいては並行輸入については、判例の蓄積が多くあり、関連法規も多く存在し、注目される。また、ヨーロッパでも近時、欧州裁判所によるシルエット判決が出され、EU域内と域外とで並行輸入に対する考え方が異なっており、注目されている。

ここでは、域内と域外で別の基準を確立したEUの取扱いも紹介する。

さらに、USA において、並行輸入を禁止・制限する関係諸規定を取り上げる。

第2 個別テーマ

1 アメリカ合衆国の特許権

1) First Sale Doctrine

：L'anza Research International Inc. v. Quality King Distributors, Inc. ,

2) First Sale Doctrine のデジタルミレニアム著作権法への適用可能性 デジタルミレニアム著作権法

- 3) USA 著作権の域外適用と寄与侵害
- 2 欧州商標法における並行輸入法理の転換
 - 1) 欧州司法裁判所「シルエット判決」
 - ：共同体域内における消尽原則の適用と国際消尽原則の放棄
 - 2) 域内消尽原則の法定
 - ①1989 年商標法指令 7 条 1 項、②1994 年共同体規則
- 3 USA 並行輸入を禁止・制限する関係諸規定
 - ①コモン・ロー、②ラナム法 32 条、③ラナム法 42 条、④関税法 526 条、⑤関税規則 113・21、⑥ラナム法 43 条、⑦関税法 337 条、⑧シャーマン法 2 条

第3 特色

自由貿易が叫ばれている他方では、各知財権にもとづく商品の並行輸入については、EU と USA では足並み、対応の仕方が同一ではない。特に、USA では、様々な並行輸入を禁止・制限する諸規定があるので、これらを取り上げた。

第4 インタビューと資料

【インタビュー】

- 1) EU 議会 Angelika NIEBLER 議員
 - ：「海賊品や模造品に対する刑罰について」

【資料】

- 1) First Sale Doctrine について
- 2) デジタルミレニアム著作権法 (DMCA)

知的財産権を巡る国際紛争 第5回

職務発明、著作者人格権、先願主義

第1 目的

ここでは、職務との関係で生ずる知財権を取り上げる。発明と著作がその対象とされるが、諸外国、特にUSAにおける職務発明と著作の取扱いを見る。

ついで、著作者人格権では、英米法と大陸法（アプローチ）の著作物に対する基本的な考え方の違いを、アスファルト・ジャングル事件を例として検討する、

発明については、ヨーロッパとUSAの間に存在する深い溝が存在する。先願主義と先発明主義である、近年、USAが先発明主義から先願主義に移行する動きがみられるので、それも指摘した。

第2 個別テーマ

- 1 職務発明
 - 1) 日米の紛争処理と考え方の違い
 - 2) わが国特許法上の職務発明
 - （日立製作所事件（東京高裁平成16年1月29日判決）
 - 3) 職務発明の対価請求の準拠法
 - 4) 外国の特許権の対価請求
- 2 職務著作
 - RGBアドベンチャー事件（最高裁平成15年4月11日第2小法廷判決）
 - ①職務著作の成否、②著作権及び著作者人格権侵害並びに差止請求についての判断
- 3 著作者人格権

- 1) コンチネンタル・アプローチとアングロ・アメリカン・アプローチ
：アスファルト・ジャングル事件 (L'affaire HUSTON et MADDOW c. S.A.R.L.TURNER ENTERTAINEMENT)
- 2) WTO における著作権（特に、著作者人格権）に係る対応
- 4 先願主義と先発明主義

第3 特色

ここでは、知財権に関する法文化の違い、すなわち、コンチネンタル・アプローチとアングロ・アメリカン・アプローチが顕著となる。また、雇用契約と知財の関係、発明に関する対応に劣後したUSAが採用する先発明主義の去就などが注目される。

知的財産権を巡る国際紛争 第6回

USA 知的財訴訟と連邦巡回控訴裁判所

第1 目的

USAが知財権権に関する紛争について、どのような訴訟制度を有し、いかなる裁判手続を準備しているかを知ることが、今回のテーマである。無論、これは、渉外的知財権紛争に対して、わが国の知財権利者がいかなる対応をなすべきかという次の目的に通じる。

第2 個別テーマ

- 1 USAの裁判制度
 - 1) 日本と米国の裁判制度の違い（中村修二教授へのインタビュー）
 - ①デスカバリー、②宣誓供述書、③白黒の USA、④弁護士役割、⑤訴訟手続と裁判官の役割
 - 2) 連邦裁判所の事物管轄権：連邦裁判所の主要な専管事項
- 2 USAの知的財産に関する訴訟の管轄権に関する諸法
 - 1) スライディング・スケール
 - 2) ロングアーム法
- 3 連邦巡回控訴裁判所
- 4 アメリカ合衆国特許商標局(USPTO)
 - 1) プロパテント政策
 - 2) USAにおける審決取消訴訟の特色
 - 3) USAにおける特許侵害訴訟の特徴
- 5 USAにおける職務発明
 - ：マークマン事件最高裁判決（517 U. S. 370 (1996)）
- 6 対抗訴訟
 - 1) 国際的訴訟競合
 - 2) Forum shopping
 - 3) 略式判決
 - 4) 3倍賠償制度
- 7 国際貿易委員会 (ITC)
- 8 知財権とADR

第3 特色

USAの訴訟制度は幾つかの特色があり、その特色を踏まえないと知財権に関する渉外的紛争に

十分対応することはできない。

ここでは、訴訟制度や手続の内容が取り上げられている。さらに国際貿易委員会（ITC）や頻繁に利用されるADRも対象とされている。

第4 インタビューと資料

【インタビュー】

- 1) カリフォルニア州立大学サンタバーバラ校（USSB）

中村修二教授

：「USAの司法制度と感覚」

知的財産権を巡る国際紛争 第7回

知的財産に関する国際的枠組み

第1 目的

知財権は、必然的に国境を越える法的な問題を生じしめた。条約等によるその国際的な規律を意識的に理解した上で、さらに、今日では、WTOやWIPOの諸活動も目を離せない所である。ここでは、形成途上にあるこれらの機関による知財権に関する規律と紛争処理の問題を取り上げる。

第2 個別テーマ

- 1) WIPOとその基本原則

①内国民待遇と最恵国待遇、②消尽（exhaustion）は任意

- 2) WTO

1) 基本原則：（1）最恵国待遇，（2）内国待遇，（3）数量制限の一般的禁止

2) WTOを設立するマラケシュ協定

3) TRIPS協定の基本原則：①ミニマム・スタンダード、②パリ条約・ベルヌ条約規定の準用、③内国民待遇，最恵国待遇

- 3) WTOにおける紛争解決

1) 協議、パネル及び上級委員

2) 紛争案件（リンゴ火傷病に対する検疫措置）

- 4) 米国通商法301条とWTO

第3 特色

USAによるWTO参加を契機として、知財権についても様々な動向が看取される。これを検討することに、今回の特色がある。特にTRIPS協定の内容やWTOのパネルなどについてもわが国が当事国となった案件なども紹介して展開した。

第4 インタビューと資料

【インタビュー】

- 1) WIPO 執行部長 高木善幸氏

- 2) WTO 上級委員会委員長 専修大学法科大学院教授 谷口安平氏

：「WTO の施設の紹介」

：「パネルと上級委員会」など

知的財産権を巡る国際紛争 第8回

国際知財紛争（準拠法）

第1 目的

国際的民商事事件においては、当該法律関係に、いずれの国の法律が適用されるのかという問題が生じる。これがいわゆる準拠法問題である。近年、わが国の「法例」が改正され「法の適用に関する通則法」が制定された。問題なのは、これら知財紛争が、上述したような既存の国際私法上のルールで解決されるのか、または独自のルールが解釈によって必要になるのか、である。

ここでは、これらの諸問題について、具体的な事件（判例）を中心に準拠法の決定のあり方を呈示する。

第2 個別テーマ

- 1 知的財産権侵害行為と法性決定
 - 1) FM 復調装置事件（最一判平成14年9月26日）
 - 2) 隔地的不法行為
 - 3) インターネットによる名誉毀損「大いなる秘密（Le Grand Secret）」
- 2 著作権関連条約における準拠法選択の考え方
- 3 わが国における著作権訴訟の準拠法選択
 - 1) キューピー著作権事件（東京高裁平成13年5月30日判決）
 - 2) サルバートル・ダリ事件（東京地裁平成9年9月5日判決）
 - 3) ダリ事件第2事件（東京地裁平成12年8月29日判決）
- 2 特許権侵害の準拠法
 - 1) 差止請求の準拠法
 - 2) 特許無効の抗弁の準拠法

第3 特色

ここでは、知財権に関する渉外的な法律問題を規律するために用いられる、国際私法（「法の適用に関する適用法」）による準拠法決定という専門的な問題が取り扱われる。

特に、インターネットなどによる隔地的な名誉毀損などが蔓延る昨今において、幾つかの判例を取り上げて、それらの理解に供した。

第4 インタビューと資料

【資料】

- 1) カードリーダー事件
：最高裁平成14年9月26日判決
- 2) ダリ事件（1）
：東京地裁平成9年9月5日判決
- 3) ダリ事件（2）
：東京高裁平成15年5月28日判決
- 4) 中国詩事件
：東京地判平成16年5月31日（判タ 1175.265）

知的財産権を巡る国際紛争 第9回

国際知財紛争（国際裁判管轄権）

第1 目的

既存の国際民事訴訟法上のルールが国際知財紛争にも当てはまるのか、当てはまらないとしたらいかなるルールが独自に必要となるかである。それと並行して、いかなる知財紛争が既存のルールに妥当し、いかなる種類の知財紛争に独自のルールが必要となるかが問題となる。ここでは、涉外知財権紛争の国際裁判管轄権の決定を探究する。すでに、わが国では、裁判例の蓄積があり一定の解決策が定立しつつある。

第2 個別テーマ

- 1 国際裁判管轄の決定基準
 - 1) ドイツ自動車預金信託事件(最判平 9. 11. 11)
 - 2) カードリーダー事件（最高裁平成 14 年 9 月 26 日判決）
- 2 管轄原因事実と請求原因事実の関係
- 3 併合請求の裁判籍
- 4 インターネットを通じた特許権侵害に係る国際裁判管轄

第3 特色

知財権を巡る涉外事件がわが国の裁判所で審理されるためには、わが国が国際裁判管轄権を有しなければならない。では、その決定基準は、どのようなものであるかという、わが国では、予測可能性のある判例が確立しているとは思われない。今回は、国際裁判管轄の問題を焦点として、その実務上の証明の問題も踏まえて、作成した。

第4 インタビューと資料

【資料】

- 1) 最高裁 S.56.10.16 マレーシア航空事件
- 2) 最高裁 S.9.11.11 ドイツ預託金返還事件
- 3) 東京地判 H.13.5.14 上野製菓事件…特許権（専用実施権）侵害
- 4) 最高裁 H.13.6.8 ウルトラマン（円谷プロ）事件…著作権侵害（※併合管轄）
- 5) 最高裁 H.14.9.26 カードリーダー事件…アメリカ特許権侵害（※応訴管轄）
- 6) 東京地判 H.15.10.16 サンゴ化石粉末事件
…米国特許権に基づく差押請求権不存在確認訴訟
- 7) 東京高判 H.16.2.25 鉄人 28 号事件…著作権侵害

知的財産権を巡る国際紛争 第10回

国際知財紛争の解決手段—大韓民国を中心として—

（国際商事仲裁，ADR）

第1 目的

国際知財権紛争を解決手段としては、訴訟という制度に加えて、ADR（代替的紛争解決手段）もある。調停や仲裁がその代表例である。ここでは、これらのADRに多少の説明を加えると共に、プロパテント政策をとって久しい大韓民国を例として取り上げ、同国の知財権を巡る紛争解決手段の一部を紹介する。

第2 個別テーマ

1 ADR

①調停

②仲裁、特に商事仲裁

③仲裁機関

2 大韓民国の知財権紛争にかかる制度

1) 特許法院

2) 商事仲裁院

3) コンピューター・プログラム審議調停委員会

4) その他の紛議調停委員会：著作権審議調停委員会、半導体回路配置調停委員会、ドメインネーム紛争解決委員会

第3 特色

隣国ということでもあり、訪問先の方々の友好的な理解が得られて、他の回では類を見ない多くの方がインタビューに登場する。その内容は、大韓民国が積極的にプロパテント政策の一環として紛争解決方法の醸成に努めてきたことを明らかにするものである。

今回では、ADRのあり方を大韓民国に学びたい。

第4 インタビューと資料

【インタビュー】

- 1) 韓国産業財産権法学会会長 崔公雄氏
：「法院組織法と特許法の改正」
- 2) プログラム審議調停委員会 事務局長 崔龍岩氏
：「プログラム審議調停委員会の開設と発展」
- 3) 法科大学教授 法学博士 尹宣熙 教授
：「大学における商標権教育」
- 4) 特許庁特許審判院 林昌秀 審判官
：「特許審判院の現況」
- 5) 特許法院 尹泰植 判事
：「特許法院範囲の充員と専門性の向上」

知的財産権を巡る国際紛争 第11回

中国の知的財産権と紛争処理解決制度

第1 目的

中国の知財権は特異な特色を有する。今回の目的は、偽物天国で名を馳せた中国がどのようにしてそれから脱皮しようとしているかを明示することである。そして、党と行政の優越するこの国において、知財権紛争を解決する時の特色である双軌性を取り上げた。

第2 個別テーマ

- 1 中国の知財権一覧と特色
- 2 中国における双軌性
- 3 行政取調・処理の手続
 - 1) 特許権侵害
 - 2) 商標権侵害
 - 3) 著作権侵害
 - 4) 不正競争侵害
 - 5) 不当表示侵害
 - 6) 税関における知財権の保護
- 4 訴訟手続による場合
 - 1) 裁判監督権による再審理の申立
- 5 日本企業の係わる事件
 - 1) 意匠特許権侵害事件（ホンダ「小型バイク」事件）
北京市高級人民法院（2003年5月30日判決）
 - 2) 商標権侵害事件（トヨタ自動車（株）vs. 吉利集团公司）
北京市第二中級人民法院（2003年11月24日判決）
- 6 国際商事仲裁の重要性
 - 1) 中国における日本国裁判所の判決の不承認
 - 2) 中国国際貿易仲裁委員会仲裁規則

第3 特色

双軌性という特異な制度を理解することが今回のメインテーマである。行政取調・処理の手続や裁判監督権による再審理の申立などがその内容を構成する。

双軌性については、現職の上海高級人民法院の張裁判官による詳細な説明がなされるであろう。

第4 インタビューと資料

【インタビュー】

- 1) 北京金杜法律事務所 弁護士韓登營
インタビューは、専修大学法科大学院教授・弁護士 何連明
- 2) 北京中原華和知識産権代理有限公司 弁理士 壽寧女史
：「中国における弁理士事務所」
- 3) 北京金杜法律事務所 弁護士 韓登營
- 4) 中国社会科学院知識産権中心 李明徳教授
：「中国における均等論」
- 5) 上海高級人民法院知識産権法廷 張曉都判事
インタビューは、袁藝さん
：「双軌性」
：「知財に関する事件の処理方法」
：「地方における知財の保護」
：「中国における均等論」
：「2004年12月の出された司法解釈を前提とした今後の知財権保護」

知的財産権を巡る国際紛争 第12回

知的財産の現代的課題

（ドメインネーム、インターネット関連）

第1 目的

ここには、既存のフレームに収まりきれない現代的な問題を取り上げ、それらを紹介することを目的とした。

第2 個別テーマ

- 1 ドメインネームと商標の抵触
 - 1) ドメイン名の国際管理
 - 2) ICANN に認める紛争解決機関
- 2 ソフトウェア媒体特許について
 - 1) 欧州における動向
 - 2) 日本におけるソフトウェア保護の歩み
- 3 その他

第3 特色

商標とも関連するが新しい問題であるドメインネームとそれに係る紛争解決の機関、ICANNなどを対象とし、ついで、EU議会ではそれを否定したソフトウェア媒体特許について取り上げた。

今後においては、新たな問題が次々と惹起し、新しい知財権に関する紛争として処理されるであろう。

第4 インタビューと資料

【インタビュー】

- 1) EU 議会 A.NIEBLER 議員
：「EU議会におけるソフトウェア媒体特許」

(7) IT 関連

IT 関連 第1回

タイトル：生体認証

小項目：生体認証の概要

コメント

□生体認証の背景

→いつでもどこでも誰でも簡単に情報にアクセスできる環境、それがユビキタスネットワーク社会です。しかし、そのような社会では、簡単に他人の情報にもアクセスできますので、プライバシー・個人情報の保護が問題となります。

□年々増加する情報流出事件

→実際に会社内部からの情報漏洩や偽造キャッシュカードでの不正な預金引き出しなどの事件が起こっています。

□一般的なネットワークセキュリティ

→今現在で多く使用されているのが、パスワードとICカードです。

しかし、これらのセキュリティシステムは忘失や盗難、偽造の恐れがあります。

□生体認証とは

→生体認証は個人の生体的・行動的特徴に基づいて個人を照合する技術であり、忘失、盗難の恐れは無く、偽造が困難な新しいセキュリティシステムです。

小項目：指紋認証の仕組み

コメント

→指紋は同じものではなく一生変わることもないので多くの場で利用されています。認証においては端点や分岐点などの特徴部分の位置や種類、向きで識別します。

(V) 指紋認証実際の場面

小項目：その他の指紋認証

コメント

(V) 指紋認証実際の場面

小項目：静脈認証

コメント

→静脈認証は複雑なパターンをもつ手のひらの静脈を利用した技術です。

□静脈認証の仕組み

→静脈は大きさ以外は成長や老化などにかかわらず生涯変わらないという特徴があり、体内の器官のため偽造が非常に困難です。

システムに手をかざすと近赤外線が照射。

近赤外線は静脈部分だけ反射しない特性があり、その差を利用して静脈パターンを抽出して認証します。

(V) 静脈認証実際の場面

小項目：顔認証

コメント

□顔認証の仕組み

→目や鼻、口など個人性がある部分を自動的に検出し、登録しているパターンと比較します。

(V) 顔認証実際の場面

小項目：声紋認証

コメント

→声紋認証は人間の声を時間、周波数、

□声紋認証の仕組み

→強度をグラフ化、このグラフは個人によって異なり、特徴的なパターンを抽出し照合します。

(V) 声紋認証実際の場面

小項目：虹彩認証

コメント

□目のアップ

→虹彩は眼光の外がわにある環状の部分で眼球の形成時に細かいしわができます。

このしわは2才を超える頃からほとんど変化せず、このしわのパターンを利用しています。

小項目：署名認証

コメント

□署名認証の仕組み

→署名認証は筆順、文字間隔、筆圧、筆記速度など各人の署名に固有の特性に基づいて行われます。

小項目：プライバシー保護の必要性

コメント

このように、生体認証は、本人確認のために使われるようになっていますが、生体情報は究極のプライバシー・個人情報でありますので、その保護をどのようにして図るかが重要な課題になっています。プライバシー・個人情報の保護にも関心を寄せることが必要です。

IT 関連 第2回

タイトル：電子政府・電子自治体

小項目：電子政府・電子自治体

コメント

□電子政府・電子自治体とは？

「電子政府」という概念は、様々な意味で使われています。

→例えば、コンピューターやインターネットなどを利用して行政に関わる業務をオンライン化し、行政の効率化など目指す政府の意味で使われることもありますし、電子民主主義の実現などを視野に入れた意味で使われることもあります。電子自治体についても同様です。(条文ロールテロップ)

→日本の法令で明確に定義したものはありませんが、IT基本法として知られる、2001年1月6日施行の高度情報通信ネットワーク社会形成基本法には、次のような規定があります。これらは、電子政府と密接にかかわっています。(条文をあげる)

□これまでの行政手続

→これまでの行政手続では複数の類似書類への記入、各窓口への往復等といったものがありました。

□電子政府とは？

→しかし電子政府のシステムを利用することにより、身近な例でいえば、インターネットを通じて自宅にしながら転居手続などの各種行政サービスを受けることができるようになります。

そのようなことを可能にするネットワーク化が多くの方策の中で進められてきています。

(法律のテロップ)

→日本では1999年に発表された「ミレニアム・プロジェクト」にもりこまれ、電子政府の実現は、

各国とも国家戦略として位置づけられています。

→しかし、情報セキュリティ対策をはじめ、既存の法律では対応しきれない問題があり、これらについては順次必要な法律の整備が行われています。

それではまず省庁や地方自治体を結ぶ仕組みを見てみましょう。

小項目：霞ヶ関WANとLGWAN

コメント

■霞ヶ関WANとLGWAN

→霞ヶ関では各府省で霞ヶ関WANと呼ばれるネットワークが利用されています。

この霞ヶ関WAN（カスミガセキワン）【Wide Area Network】（ワイドエリアネットワーク）は、1997年1月に運用が開始され、霞ヶ関の各府省を結び、データベースによる情報の共有化が図られています。

そして自治体間、都道府県や市区町村を結ぶネットワークは、総合行政ネットワーク、LGWAN（エルジーワン）【Local Government Wide Area Network】（ローカルガバメントワイドエリアネットワーク）と呼ばれ、2002年から霞ヶ関WANと相互運用がされています。

□従来のシステム

→このネットワークではこれまでの膨大な書類の受け渡しや、それぞれのデータベース内でしか行えなかった検索などの業務が一

□霞ヶ関WANとLGWANのシステム

→eメールや自治体間、府省間を超えた検索システムなどで行われるようになり、行政運営の簡素化、効率化が図られています。

小項目：

コメント

■住基ネットとは

→住民基本台帳ネットワークシステム、通称住基ネットは、各種行政の基礎で居住関係を公証する住民基本台帳をネットワーク化し、氏名・住所・性別・生年月日の4情報を住民票コードなどによって、全国どこでも本人確認が可能なシステムです。

□住民基本台帳ネットワークシステム（住基ネット）

→これによって、住民基本台帳事務の効率化を図り、また、国・地方の行政機関に情報提供することができるようになりました。

小項目：住基ネットを利用した行政手続

コメント

■住基ネットを利用した行政手続

→さらに、本人の申請によって市町村が住民基本台帳カードというICカードを交付します。

この住民基本台帳カードにより、住民票の写しの広域交付、全国どこの市町村でも自分の住民票の写しをとることができ、

また、転入転出の特例として、窓口に行くのは転入時1回だけですみます。

→またカードはICチップを内蔵しており、このICチップを利用して、福祉カード、印鑑証明カード、図書館カード、公民館などの公共施設の予約など条例で定める機能を追加できます。

小項目：住基ネットの課題

コメント

■住基ネットの課題

→しかし2004年、不正に住基カードを申請、交付を受けた事件が起きました。

→この事件ではB名義でAの写真を提示して住基カードを申請。身分証を提示しなかったため、市は紹介書を送付。

→Aはその紹介書をBから受け取り、それを同市役所に提示してカード交付を受けたのです。

→Aは、住基カードを身分証明にして、銀行でB名義の口座を開設。消費者金融等で約60万円をB名義で借りていました。

→これは、本人確認を厳格に行わなかったために生じた事件です。

→セキュリティ対策の強化、徹底した本人確認が重要視されています。

小項目：利用可能な電子行政サービス例

コメント

■利用可能な電子行政サービス例

→その他に電子政府ではウェブブラウザを利用した電子サービスが開始されています。

電子政府の総合窓口「e-Gov」（イーガブ）は、各府省がホームページで提供している行政情報をまとめ、総合的な検索・案内サービスを提供しているポータルサイトです。

各府省のホームページにリンクし府省庁を超えた検索や様々な手続案内が公開されています。

→国税庁では「e-Tax」（イータックス）と呼ばれる国税の申告・納税システムが導入されています。

ウェブブラウザから申告や納税、届出などの手続が可能となっています。

→e-Taxを利用するにはまず電子申告・納税等開始（変更等）届出書を、事前に納税地を所轄する税務署長に提出します。

→提出後に、利用者識別番号と暗証番号が記載された通知書と申請に必要なソフトウェアである「e-Tax」（イータックス）が税務署から送付され、利用できるようになります。

小項目：まとめ

コメント

■まとめ

→これからは、電子政府を活用していくことで、オンライン利用の利便性を実感していくこととなるでしょう。電子政府では特に、年間申請件数が10万件以上の手続を重点に手続の簡素化、短縮化を図るほか、e-Govを活用し、一つの手続で様々な作業を一度で行うことが可能となります。

→IT導入により政府全体の業務・システムの最適化がさらに推進されることが期待されます。

IT 関連 第3回

タイトル：OECD における情報セキュリティ・プライバシー議論の展開

小項目：OECD（Organisation for Economic Co-operation and Development，経済協力開発機構）の沿革と現在

コメント

OECD の前身であった OEEC（Organisation for European Economic Cooperation）は、1948 年 4 月発足で、加盟国は欧州 16 カ国でした。これは、第二次世界大戦後の欧州各国復興支援策「マーシャルプラン」（Marshall Plan）の受入れ体制整備のために設立されました。

OECD は、OECD 条約（1960 年 12 月 14 日）により、設けられました。当初の加盟国は、20 カ国（1961 年）で、現在の加盟国は 30 カ国（2006 年 10 月現在）です。

小項目：OECD の委員会の例

コメント

OECD の委員会の例を挙げると、次のようになります。

経済政策委員会、経済開発検討委員会、公共ガバナンス委員会、貿易委員会、投資委員会、贈賄作業部会、鉄鋼委員会、保険委員会、金融資本市場委員会、租税委員会、競争委員会、科学技術政策委員会、環境政策委員会、農業部会、水産委員会、情報・コンピュータ・通信政策委員会、消費者政策委員会、産業・企業環境委員会、海運委員会、観光委員会、統計部会

小項目：情報・コンピュータ・通信 政策委員会（ICCP）

コメント

これらのうち、科学、技術及び産業（Science, Technology and Industry）関係では、情報・コンピュータ・通信政策委員会（Committee for Information, Computer and Communications Policy）があります。この下に、情報セキュリティ・プライバシー関係の専門家会合を設けることが、1995年10月に決まりました。

今日の WPISP (Working Party on Information Security and Privacy) は、名称の変遷はありましたが、1995 年秋に、OECD の委員会の一つ ICCP 委員会(Committee for Information, Computer and Communications Policy) によって設置されて以来、活動を続けてきています。

小項目：OECD の情報セキュリティ・ プライバシー関係のガイドライン

コメント

情報セキュリティ・ プライバシー関係のガイドラインには次のようなものがあります。

- ・プライバシー・ガイドライン(1980 年)
- ・セキュリティ・ガイドライン(1992 年)：2002 年に改正
- ・暗号政策ガイドライン（1997 年）
- ・セキュリティ・ガイドライン：セキュリティ文化の普及に向けて（2002 年）

小項目：OECD 暗号政策 ガイドライン

コメント

OECD の 1997 年暗号政策ガイドライン（Cryptography Policy Guidelines）、すなわち、「暗号政策についてのガイドラインに関する理事会勧告」（Recommendation of the Council concerning Guidelines for Cryptography Policy）は、1997 年 3 月 27 日に採択されました。この策定には、専門家会合の副議長として直接かかりました。

小項目：OECD セキュリティ・ ガイドライン（1992 年）

コメント

OECD の 1992 年セキュリティ・ ガイドライン（Security Guidelines）、すなわち、「情報システムのセキュリティについてのガイドラインに関する理事会勧告」（Recommendation of the Council concerning Guidelines for the Security of Information Systems）は、1992 年 11 月 26・27 日に採択されました。

小項目：OECD セキュリティ・ ガイドライン（2002 年）

コメント

1992 年セキュリティ・ガイドラインを改訂したのが 2002 年セキュリティ・ ガイドラインです。これは、一般に、OECD の 2002 年セキュリティ・ガイドライン：：セキュリティ文化の普及に向けて（Security Guidelines：Towards a Culture of Security）、すなわち、「情報システム及びネットワークのセキュリティについてのガイドライン：セキュリティ文化の普及に向けてに関する理事会勧告」（Recommendation of the Council concerning Guidelines for the Security of Information Systems and Networks: Towards a Culture of Security）と、サブタイトルが追加されました。この改訂にも専門家会合の副議長として直接かかりました。この改訂ガイドラインは、2002 年 7 月 25 日に採択されました。

1992 年ガイドラインと 2002 年ガイドラインとを比較すると、2002 年ガイドラインは、次のような特徴を備えています。

- ①2002 年ガイドライン：「セキュリティ文化」(a Culture of Security)という概念の提唱
- ②1992 年ガイドライン：情報セキュリティ⇔2002 年ガイドライン：情報セキュリティ及びネットワーク
- ③2002 年ガイドライン：個人を含むすべての参加者の責任の明確化

小項目：日本におけるセキュリティ文化論議

コメント

情報セキュリティ大学院大学は、「情報セキュリティ文化賞」を制定し、2005 年 2 月 8 日、審査委員会を開催、堀部政男中央大学教授、沢田秀男横須賀市長ほか 3 名の受賞者を決定したことを公表しました。「情報セキュリティ文化賞」という名称は、OECD セキュリティ・ガイドラインとの関係でも注目されます。

小項目：セキュリティ文化⇔ プライバシー文化

コメント

セキュリティ文化という概念との関係で、プライバシー文化 (a Culture of Privacy、a Privacy Culture) も提唱される必要があり、その創造と普及が重要です。

IT 関連 第 4 回

タイトル：プライバシー権の歴史的展開とその保護の世界化

小項目：情報化社会の進展とプライバシー問題の認識

コメント

近代国家において成立した法制度やそこで認められるようになった権利等の中には、現代国家において大きく変容を遂げたものもあります。また、現代国家において新たに創設された法制度や権利もあります。

そのような変容をもたらしてきている代表的な例は、情報化の進展です。情報化は、多くのメリットをもたらしている反面、いくつかの問題を惹起しています。その代表的な例がプライバシー・個人情報をもどのように保護するかという問題です。

「情報化」の意味によってそれに関する問題の発生時期も異なっています。マスメディアの発達という意味での情報化社会（マスメディア情報化社会：マスメディアが発達し、情報量が飛躍的に増大した社会）とのかかわりにおけるプライバシー（マスメディア・プライバシー）問題は、アメリカでは 19 世紀末近くになって起こり、比較的長い歴史を有しています。

プライバシー権 (right of privacy) が最初に提唱されたのはアメリカにおいてでした。1890 年のハーバード・ロー・レビュー (Harvard Law Review) という法律雑誌に掲載された、サミュエル・D・ウォーレン (Samuel D. Warren) とルイス・D・ブランダイス (Louis D. Brandeis) の論文「プライバシーへの権利」(The Right to Privacy) は、当時、新聞・雑誌などのプレスが個人の私生活を取り上げるようになってきたことに対して、新たにプライバシーの権利を主張し、私的な事柄を法的に保護する必要性を論じました。そのような主張の中で、プライバシー権は「ひとりにしておかれる権利」(right to be let alone) と理解されていました。

また、1960 年代以降におけるコンピュータ化によって特徴づけられる情報化社会（コンピュータ情報化社会：コンピュータが情報を大量に処理することができるようになった社会）とのかかわるプライバシー（コンピュータ・プライバシー）の問題が注目を集め、さらには主として 1980 年代以降のネットワーク化という意味での情報化社会（ネットワーク情報化社会：コンピュータ技術・通信技術の飛躍的発展とその結合によってネットワーク化が進展し、情報量が増大するとともにその情報の流通が国内にとどまらず国際的にも盛んになってきた社会）とのかかわるプライバシー（ネット

ワーク・プライバシー)の問題も議論されるようになりました。

このような歴史的展開の中で、プライバシー権は、伝統的な「ひとりにしておかれる権利」(right to be let alone)という消極的な権利から現代的な「自己に関する情報の流れをコントロールする個人の権利」(individual's right to control the circulation of information relating to oneself)という積極的な権利を含むものへと発展するようになりました。

小項目：個人情報保護に関するグローバル・スタンダード

コメント

個人情報保護に関するグローバル・スタンダードとしては、次のようなものがあります。

- A. 国際的スタンダードの例
- B. 個人情報保護法制定の世界的潮流
- C. OECD プライバシー・ガイドライン (1980 年)
- D. EU データ保護指令 (1995 年)
- E. EU とアメリカ：セーフ・ハーバー・プライバシー 原則 (Safe Harbor Privacy Principles) (2000 年)
- F. APEC プライバシー・フレームワーク (2005 年)
- G. データ保護コミッショナー国際会議 (1979 年以降開催)

IT 関連 第 5 回

タイトル：個人情報保護法制定の世界的展開と OECD・EU・APEC・データ保護国際会議

小項目：個人情報保護法制定の世界的展開の時期区分

コメント

第 4 回で取り上げたグローバル・スタンダードについて、個人情報保護法制定の世界的展開を時期区分して、それぞれがどのように位置づけられるかを見ることにします。次のように時期区分することができると思っています。

- 第 1 期 個人情報保護法議論期(1960 年代)
- 第 2 期 個人情報保護法制定萌芽期(1970 年代)
- 第 3 期 国際機関基準確立・個人情報保護法制定発展期(1980 年代)
- 第 4 期 国際機関基準確立・個人情報保護法制定展開期(1990 年代)
- 第 5 期 個人情報保護法制定拡大期(2000 年代)

小項目：OECD プライバシー・ガイドライン (1980 年)

コメント

OECD プライバシー・ガイドラインと呼ばれている、「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドラインに関する理事会勧告」(Recommendation of the Council concerning Guidelines Governing the Protection of Privacy and Transborder Flows of Personal Data)は、1980 年 9 月 23 日に採択されました。その中に掲げられている 8 原則は、①収集制限の原則(Collection Limitation Principle)、②データ内容の原則(Data Quality Principle)、③目的明確化の原則(Purpose Specification Principle)、④利用制限の原則(Use Limitation Principle)、⑤安全保障の原則(Security Safeguards Principle)、⑥公開の原則(Openness Principle)、⑦個人参加の原則(Individual Participation Principle)、⑧責任の原則(Accountability Principle)です。

小項目：EU のデータ保護指令

コメント

個人データ保護に関する動向として特に注目しなければならないのは、欧州共同体（European Communities, EC）理事会（Council）が1990年7月に採択した「個人データ処理に係る個人の保護に関する理事会指令提案」（Proposal for a Council Directive concerning the protection of individuals in relation to the processing of personal data）です。これは、一部改正され、最終的には、「個人データ処理に係る個人の保護及び当該データの自由な移動に関する1995年10月24日の欧州議会及び理事会の95/46/EC指令」（Directive 95/46/EC of the European Parliament and of the Council of 24 October 1995 on the protection of individuals with regard to the processing of personal data and on the free movement of such data）として採択されました。

この指令は、日本のようにEU構成国でない第三国への個人データの移転についても規定しています（第25条）。その第1項は、次のようになっています。

「構成国は、処理過程にある個人データ又は処理を目的として収集された個人データの第三国への移転は一時的又は恒久的であるとを問わずその国が十分なレベルの保護（adequate level of protection）を確保している場合に限って行うことができるということをその法に規定しなければならない。」

小項目：EUとアメリカ：セーフ・ハーバー・プライバシー原則

コメント

この規定との関係でアメリカは、自己の立場を主張し、EUと対立することになりました。個人情報保護のあり方をめぐる、EUとアメリカ合衆国との対立は、長期にわたる交渉の結果、2000年7月にアメリカ側が提案したセーフ・ハーバー・プライバシー原則（Safe Harbor Privacy Principles）で決着しました。

セーフ・ハーバー原則には7原則が定められています。これらの原則を遵守していれば、EUによって十分なレベルの保護の要件を満たしているとされます。

その7原則というのは、□通知（Notice）、□選択（Choice）、□第三者への移転（Onward Transfer）、□セキュリティ（Security）、□データの完全性（Data Integrity）、□アクセス（Access）、□執行（Enforcement）です。

小項目：APEC プライバシー・フレームワーク

コメント

APEC（Asia-Pacific Economic Cooperation, アジア太平洋経済協力）（21エコノミー）のECSG（E-Commerce Steering Group）のデータ・プライバシー・ワークショップでプライバシー問題について検討するようになりました。次の会議には、私が出席し、スピーチをしました。

- ・2003年2月13日、タイのチェンライで会議
- ・2003年9月13日、オーストラリアのシドニーで会議

このデータ・プライバシー・ワークショップ策定の「APEC プライバシー・フレームワーク」（APEC Privacy Framework）は、閣僚会議で2004年11月18日にその国際的实施に関する今後の作業アジェンダとともに承認され、また、これが2005年11月16日に閣僚会議で承認されました。

小項目：データ保護・プライバシー・コミッショナー国際会議

コメント

データ保護・プライバシー・コミッショナー国際会議（International Conference of Data Protection and Privacy Commissioners）が、1979年より各国で毎年開催されてきています。このコミッショナーなどと呼ばれているものは、法令に基づく公的機関で、自主性・独立性を保障され、調査権等の権限を有する監視機関です。ヨーロッパ諸国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド等で設けられています。そのような監視機関等が、相互の情報交換の場として、国際会議を開くようになりました。

この国際会議にはときどき出席し、意見交換をしてきています。また、スピーチなどを依頼されます。例えば、2001年9月24日～26日、パリで開催された第23回会議に、フランスの独立監視機関である情報処理・自由に関する国家委員会（CNIL）からスピーカーとして招待されました。

26日の最後のセッションで、日本におけるプライバシー・個人情報保護論議の展開と2001年3月27日に閣議決定され国会に提出された個人情報保護法案の概要についてスピーチしました。この模様は、27日、NHKのおはよう日本で放送されました。

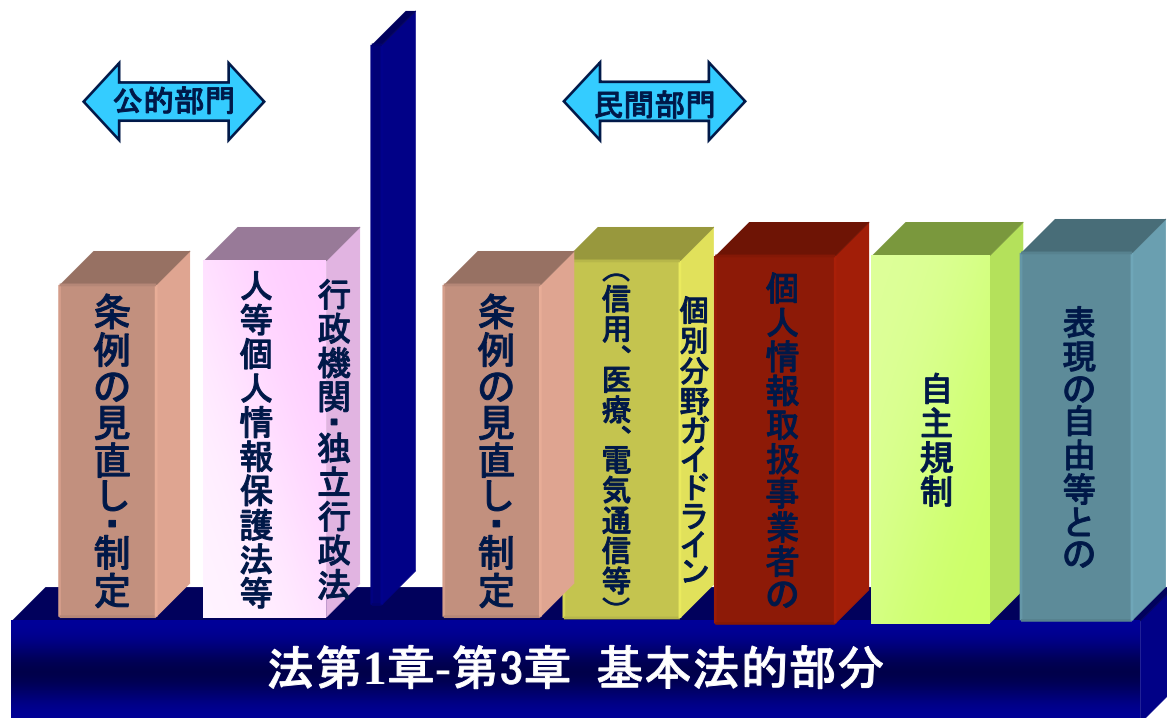
2005年9月14日～16日、第27回データ保護・プライバシー・コミッショナー国際会議スイスのモントルーで開かれ、そこで、「グローバル化した世界における個人データ・プライバシーの保護：多様性を尊重するユニバーサルな権利」(The protection of personal data and privacy in a globalised world: A universal right respecting diversities)というモントルー宣言(Montreux Declaration)が採択されました。これは、大変重要な意味を持つ宣言です。

IT 関連 第6回

タイトル：日本の個人情報保護法の制定と施行後のコメント

小項目：日本における個人情報保護システム
コメント

日本における個人情報保護システム ＜法全面施行時(05.4.1)の状況＞



個人情報保護法は、第1章から第3章までが「基本法」と呼ばれる性格のものであって、第4章以下が「一般法」と称せられる性格の規定からなっています。個人情報保護法というのはどのような法律であるのか、その全体像は、この図によって明らかにすることができます。

小項目：日本の個人情報保護法の制定
コメント

日本でもようやく一般的な個人情報保護法が2003（平成15）年5月23日に参議院本会議で可決・成立しました。この同じ日に行政機関・独立行政法人等に関する個人情報保護法も可決・成立した。行政機関等に関係する法律は4つであるので、個人情報保護法も含め、よく「個人情報保護関係5法」などと呼ばれています。これらの個人情報保護関係5法は、同年5月30日に公布されました（個人情報保護法の一部は、公布の日に施行された）。それらの法律名は、次のとおりです。法案提出から施行までの経過も（ ）内で簡単に記すことにします。

個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日公布・一部施行、法案一平成13年3月27日閣議決定、平成14年12月13日廃案、平成15年3月7日閣議決定、平成15年5月23日参議院本会議可決、平成15年5月30日公布・一部施行、平成17年4月1日施行）

また、行政機関等に関する個人情報保護法として、次の法律が制定・公布されました（平成15年5月30日公布、法案一平成14年3月15日閣議決定、平成14年12月13日廃案、平成15年3月7日閣議決定、平成15年5月23日参議院本会議可決、平成15年5月30日公布、平成17年4月1日施行）。

- ・行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律
 - ・独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律
 - ・情報公開・個人情報保護審査会設置法
 - ・行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律
- 公布の日に一部施行された個人情報保護法を含め、個人情報保護関係5法の施行期日は、2005年4月1日でした。

小項目：個人情報保護法施行後のコメント

コメント

個人情報保護法については、その施行前からコメントしていますが、施行後におけるコメントは枚挙にいとまがありません。

いくつかのコメントを挙げますと、次のようになります。

【コメント例】個人情報保護法全面施行と学校・商店街・防災会などの模索一朝日新聞 05年4月14日朝刊

【コメント例】05年4月25日発生のJRJ 福知山線の脱線事故とJR 西日本・病院などの対応一朝日新聞など

【コメント例】読売新聞社「個人情報 保護と課題」（読売新聞 2005年11月4日朝刊）の討論：「法律の『誤解』解く必要 堀部氏」

堀部氏は、政府の検討部会の座長として同法のグランドデザインを描く役割を果たした立場から、日本で個人情報やプライバシーが軽んじられてきた面があり、法の制定も先進国としては非常に遅れたこと、現在は、先んじたほかの国が経験した問題を経験している面があると指摘。長い目で見れば、過剰反応の問題も落ち着いてくるとの見通しを述べた。」

また、これに続く私の発言は、次のようになっています。

「ただ、『当初は個人情報保護と表現の自由、知る権利等との調整もいろいろ工夫したが、実際の立法の段階では必ずしもデザイン通り進まなかった』と振り返り、『読売新聞のキャンペーンは大変重要な問題提起で、異議はどんなに強調しても強調しすぎることはない。』

この法律はヨーロッパの法律に比べるとはるかに緩やかなのに、これだけ過剰反応が起きるということは、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するという法律の調整規定がきちんと理解されていないということだろう。メディアとしてそれをきちんと明らかにしていく意味は大きい』とした。」

NHK視点・論点という番組でも、「個人情報保護法の10か月」と題してコメントしました。それは、2006年1月27日22:50～23:00 教育TV、1月30日4:20～4:30 総合TVで放送されました。

これらにおいて、個人情報保護法について誤解がかなりあることを指摘し、的確な理解が必要であることを強調しました。

IT 関連 第 7 回

タイトル：日本の個人情報保護法の検討と今後の課題

小項目：内閣府「個人情報の保護に関する法律施行状況の概要」

コメント

個人情報保護法を所管している内閣府は、2006 年 6 月に「個人情報の保護に関する法律施行状況の概要」をまとめました。それは、次のような各章と資料編などからなっています。

第 1 章 国の個人情報の保護に関する施行状況

第 2 章 事業者等の個人情報の保護に関する取組の状況

第 3 章 地方公共団体における個人情報の保護に関する施行状況

資料編・参照条文等

そのうち、例えば、「主務大臣による権限行使の状況(法第 32 条～第 34 条)」は、次のようになっています。

主務大臣	行使した権限		根拠条文	
金融庁長官	報告の徴収	2 件	第 20 条 (安全管理措置)	3 件
	勧告	1 件	第 21 条 (従業者の監督)	3 件
総務大臣	報告の徴収	48 件	第 21 条 (従業者の監督)	22 件
			第 22 条 (委託先の監督)	26 件
厚生労働大臣	報告の徴収	1 件	第 20 条 (安全管理措置)	1 件
			第 21 条 (従業者の監督)	1 件
合計(共管による重複分を除いた数値)	報告の徴収	計 50 件	第 20 条	計 3 件
	勧告	計 1 件	第 21 条	計 25 件
			第 22 条	計 26 件

小項目：国民生活審議会個人情報保護部会の議論から一

コメント

個人情報保護法について審議している国民生活審議会個人情報保護部会は、2006 年 7 月に「個人情報保護法の検討課題」をまとめました。それは、次のような項目を掲げています。

1. 総論

- (1)事業者の個人情報保護の取組に格差があることについて
- (2)いわゆる「過剰反応」について
- (3)広報啓発について

2. 保護の対象と義務の対象

- (1)個人情報保護法において全ての個人情報を同様に取り扱うという体系について
- (2)義務の対象である個人情報取扱事業者の範囲について

3. 事業者等の取組

- (1)事業者等の全般的な取組について
- (2)取得・利用について
- (3)適正・安全な管理について
- (4)第三者提供の制限について
- (5)消費者等（本人）との関係について

4. 認定個人情報保護団体の機能

5. 国際的な整合性

6. 第三者機関の意義や死者に関する個人情報の保護の在り方等

(1) 第三者機関の意義について

(2) 死者に関する個人情報の保護の在り方について

7. その他

(1) 国の行政機関等の保有する個人情報の取扱いについて

(2) 地方公共団体の取組について

小項目：今後の展望

コメント

今後の展望としては、多くのことを論じる必要がありますが、ここでは、次のような論点について簡単に見ることにします。

第 1 は、個人情報保護法を改正するかどうかです。これについては、よく質問を受けますが、まだ、明確な結論を得るに至っていません。

第 2 に、日本の個人情報保護法の国際比較をするとどうなるかということです。相対的には緩やかな法律であるということを認識する必要があります。

第 3 に、EU の評価がどうなるかが大きな課題です。これについては、もう少し詳しく見ることにします。

小項目：EU 第三国移転評価基準の例

コメント

EU 指令 29 条 Working Party(作業部会)の 1998 年 7 月 24 日採択文書(WP12)は、「十分な保護」(adequate protection)の基準について、次のような基準を掲げています。

(i) Content Principle

1) the purpose limitation principle

2) the data quality and proportionality principle

3) the transparency principle

4) the security principle

また、独立の監視機関を設置しているかどうかも評価の基準になります。

今後、EU が日本の個人情報保護法についてどのように評価するかに注目する必要があります。

IT 関連 第 8 回

タイトル：デジタル TV グループの組織と事業

イギリスは、世界に先駆けて 1998 年に地上テレビのデジタル化を始めました。通信ではデジタル化が進みましたが、放送ではアナログからデジタルへの転換は、なかなか進みませんでした。そこで、デジタル TV グループ (Digital TV Group) の事務局長 (Director-General) であるマーカス・コールマン (Marcus Coleman) 氏にインタビューしました。以下、その概要を掲げます。

小項目：デジタル TV グループの発足

コメント

○インタビュアー コールマンさん、貴重な時間を裂いてくださり、ありがとうございます。幾つか質問をさせて頂きたいと思います。まず初めに、デジタル・テレビ・グループがいつ発足したのかについてお話しください。

●コールマン デジタル・テレビ・グループは 1990 年代半ばに設立されました。1995 年か 1996 年頃ですね。それほど構成がしっかりとしていない形で、幾つかの企業が集まったという感じですが。英国で DTT、つまり地上波デジタル・テレビを立ち上げるため、一つのグループとして

まとまりました。実際の立ち上げは 1998 年でしたが、その前に取り組まなければいけない多くの作業がありました。例えば、仕様の標準化やプロトコル、また受信者がどのように信号を受信するのか、信号はどのように送られるのか。また、この提案がどのように顧客に伝えられるのかなども。ですから、BBC、ソニー、フィリップス、パナソニックや他の放送局は皆これらの標準規格やインターフェースなどを定めるためにとても緊密に協力しました。これらの取組みが済んだ後、次には英国でテストセンターを作るニーズが生じました。これらの製品の試験を行い、放送の流れが各々の製品と連動するかを見るためにですね。従って、DTG テスト・センターが設立されました。このセンターは、サウスロンドンにある BBC の研究開発サイトに設けられたベンチャー企業です。また、今日においても業界のとても重要な機関です。なぜなら、メーカーが自社の製品をセンターに持って行き、そこで問題がないかどうか試験を行うことを可能とするからです。近頃では、そうですね 2000 年頃でしょうか、私共は業界に積極的にコミュニケーションを図っています。デジタルの利点などを小売業者に、また放送範囲の情報などを消費者に伝えています。また、ウェブサイトも立ち上げました。このサイトに郵便番号を入力すれば、デジタル・サービスがどの地域で提供されているかが分かる仕組みとなっています。ですから私共は業界内で、業界のために中心的な役割を担っており、関連のある全ての企業の代表を務めています。

小項目：デジタル TV グループ (DTG) の構造

コメント

○インタビュアー グループの構造についてお聞かせください。

●:55 コールマン まず初めに、私共は技術中心のグループで、技術の取組みを行っています。また、試験の取組みやコミュニケーションの取組みなども。私共を理解するには、私共の団体自体を知ることが大切です。デジタル・テレビ・グループは、会員会社であります。先ほど名前を挙げた企業やメーカー、放送局、小売業者、政府の部局、消費者グループなど皆会員であり、私共のグループの方針に参加の意を表明しています。つまり、英国においての迅速なデジタル・テレビの展開を円滑に進めるということに同調しています。従って、これらすべての企業や団体は私達に対して会費を納めています。この会費があるからこそ、基本的なリソースや私のようなスタッフまたは技術やコミュニケーション分野にいる私の同僚たちの給与、会議用の施設などをまかなえるのです。また、この会費を通して業界にコミュニケーションを提供することも可能となります。ただし、これらすべての鍵となるものは、各企業自体から提供される人的資源なのです。例えば、ソニーやパナソニック、フィリップスなどは自社の優れたエンジニアや研究開発のスタッフを送ってくれます。従って、彼らと共に技術的な問題を解決し、業界のために仕様やガイダンスなどを定めることができます。ですから私共は非常に強力な団体となり、有料のリソースは少ないのにその背景には非常に広大なネットワークが敷かれているのです。これらすべての取組みは、私共が『DTG 委員会』と呼ぶ組織によって管理されています。この組織は、私共の会員である企業 12 社が関わっています。そうですね、これらの企業は先輩的存在の企業と言えるでしょうか。BSkyB、BBC、ITV、大手メーカーや小売業者などですね。各々が自社の社員一名を代表として参加させています。この委員会がグループの取組みの舵取りをし、グループがタイミングよく適切な課題に目を向けているかを確かめているのです。

○インタビュアー ということは、この委員会はグループが何を行うか、また何を行えばいいのかを決断する最高の地位にあるということですね？

●コールマン その通りです。この委員会がいわゆる役員会のようなものなのです。会社で言えばそうなります。私が委員長を務めています。要は、運用管理者ですね。日常的なレベルで事業を展開して行っています。また、DTG テスト・センターには別の委員会があり、これはデジタル・テレビ・グループの完全所有会社となります。ですので、私共では 3 つの異なる取組みが展開されています。つまり、それらは核となる DTG の技術的問題解決、コミュニケーション、試験ですね。それらに加え、業界内の全般的な連絡窓口もあります。

小項目：コンテンツ保護の重要性

コメント

○インタビュアー 日本の放送局は、地上波デジタル放送を 2003 年 12 月に開始しましたが、著作権保護に関して法的な問題などもあります。そちらでは、著作権やその他の法的な問題をどのように対処されていますか？

●コールマン おっしゃる通りです。コンテンツ保護に関する問題全体は、ますます重要になってきています。私共は DVB に真剣に注意を向けています。DVB とは、ヨーロッパの標準化団体のことです。デジタル・テレビ・グループは、自らを DVB 姉妹団体として考えています。DVB から出される基準を私共は英国に持ち込み、それらを導入します。市場では何年もリーダー的な存在となっていますが、私共はこのことを嬉しく思っています。現在 DVB は、著作権保護メカニズム、すなわち著作権保護の基準を検討しています。私共はここ英国で、彼らがこの取組みを完了するのを待っており、完了すればそれを英国に持ち込み、導入しようと思っています。この時点で言えることは、BSkyB という衛星放送局が英国でハイビジョン放送をまさに今開始しようとしているので、そのようなハイビジョンのコンテンツを保護する基準が大いに必要です。BSkyB がこの種の放送を開始する前に、彼らは 2006 年に開始するそうなので、私共は BSkyB やメーカーとの間のインターフェース上である取組みを行っています。この取組みはつまり、BSkyB のハイビジョン放送開始に際して利用可能な申し分のない、また能率的にもしっかりとしたメカニズムを生み出すということです。これは非常に高度な技術を要し、いろいろな意味で非常に未発達な取組みと言えますが、まさにこの時点で DTG の力が発揮されるのです。私共のグループには BSkyB から優秀なスタッフが派遣されており、彼らはソニー、フィリップス、パナソニック、またその他のメーカーから送られた優秀なスタッフと一丸となり、この非常に価値あるコンテンツを保護するために何をすればいいのかを理解するための取組みを行っています。私からすると、ハイビジョンがこれらすべての取組みの原動力となっているのでしょうか。つまり、ハイビジョン映像の可用性がですね。それに加え、PVR 製品もあります。要は、録画可能な製品のことで、これらは市場でますます広く行き渡ってきています。良いコンテンツと録画の容易さという 2 つの要素が組み合わさったことにより、スタジオやスポーツの権利は利益モデルを失わないため自身のコンテンツがどのように保護されているかについて非常にナーバスになっています。ですから、今後数年間においてこのことはますます注目されることになると思います。しかしながら、著作権保護に関してはいろいろな意味でヨーロッパ市場にとってはまだ時期が早いと言っても良いでしょう。

小項目：イギリスのハイビジョン放送

コメント

○インタビュアー ハイビジョンについてですが、日本では 1970 年後半に NHK 放送技術研究所がハイビジョンを発明しました。ソニー、パナソニックやその他の日本のメーカーはハイビジョン導入に全力を尽くしています。また、2000 年 12 月に衛星ハイビジョン放送が日本で導入されました。BBC の前会長であるダイク氏はワールドカップが日本と韓国で開催された 2002 年に来日され、NHK でハイビジョン放送を視聴されました。彼は、ハイビジョンに特別な関心を示されていました。では、BBC はどのようにハイビジョン放送に対応して行くのでしょうか？

●コールマン まあ、それは本来なら BBC にお聞きされたほうが良い質問かもしれませんね。私として言えることは、BBC の番組の大部分はハイビジョンで撮影されているということです。正確な数字は分かりませんが、パーセンテージとしては非常に高いでしょう。また、この数字は増加しつつあります。なぜこのようになっているかというと、彼らはそのコンテンツを世界中の市場に売れるからです。日本やその他の市場は、ハイビジョンで制作された素材を強く求めています。ですから、今英国の番組制作市場では、ハイビジョン番組制作へのさらなる移行が顕著となっています。そして、BBC がこの動きを引っ張って行っていると言えるでしょう。家電を見ても、より大型な HD 対応型フラットパネル・ディスプレイの売上は驚異的な伸びを示しています。また、消費者も非常に良い画像を高画質の DVD で見ることに慣れつつあります。すると、テレビの放送に映る映像が、高画質の DVD に劣っていると感じるようです。ですから、BSkyB のハイビジョン放送が英国で開始する際、消費者の反応を観察するのはとても面白いことだと思います。ロコミの力でハイビジョンが消費者の間で広範囲に行き渡るのか？あるいは、すき間製品として留まるのか？時間が経てば自ずと答えは出てくるでしょう。ただ、はずみは既についていると思います。その上、

BBC は勿論のこと、定められている基準や番組制作に必要な設備に対して力を入れて取り組んでいます。ですから、BBC は素晴らしいサポーターだと思います。彼らはハイビジョン放送を行うという明確な言及を控えていると思いますよ。ですが、この件については直接 BBC に聞くのが一番良いかも知れませんね。

小項目：デジタル TV グループの今後

コメント

○インタビュアー 1995 年にグループが発足したとおっしゃっていましたね。と言うことは、10 年のご経験があるということですね？では、デジタルの世界でグループの将来はどのようなものとなるのでしょうか？

●コールマン それは、私共も常に考えていることです。また、デジタル放送に関わる一番楽しい理由でもありますね。非常に興味をそそられる分野ですからね。なぜなら、すべてが標準化され、上手く進んでいると思った瞬間、また新たな一連の変異が既存のものの前に現れるからです。先ほどもお話ししましたが私共は現在、ハイビジョンに対して強いに関心を抱いています。それに加え、モバイル・デジタル・テレビも多くに関心を引き付けていることも確かです。つまり、DVBH やその他の基準ですね。これらの分野の企業、例えばノキア、O2、マイクロソフトと私共がどのように取り組んで行くのでしょうか？英国では、モバイル・サービスに関する多くの試験的実施が行われています。そして、ここでもまた私共のグループは様々な関係者を結び合わせる役目を果たすのです。ネットワークのプロバイダー、放送局、コンテンツのプロバイダー、デバイスのメーカーなどをね。私共の仕事は、彼らを一つにまとめ、デバイス間で必要となるインターフェースや様々なプロトコルを定めます。また、多くのプロバイダーやメーカーが役割を果たせる水平的市場を築き上げる手助けも行います。さらに、ハイビジョンやモバイルに加え、もう一つとても面白い分野は、放送のコンテンツの周りにある高品質なデータの利用です。この国では、『TV-Anytime プロジェクト』と呼ばれているプロジェクトが実施されています。TV-Anytime フォーラムにより開発された国際基準です。私共は、英国で最初にこれを導入しようと検討しています。また、この国ではテスト・ベースの画期的なプロジェクトがあり、これは TV-Anytime の標準規格用のエンド・ツー・エンドのシステムを複製するものです。ここで、メタデータがコンテンツの小さなセグメント各々に適用されるのです。よって、放送局や消費者自身がプログラミングの様々な特色を注文することが可能となります。例えば、サッカーの番組を見ているとしましょう。すると、消費者としてゴールの場面だけやフリーキックなどの特定の場面を選び、注文することができます。そして、そのコンテンツがそのようにラベル付けされ、様々なフォーマットで表示可能となると、放送局と消費者の両者に対し突如として新たな好機の数々が提供されるのです。この少し異なる方法を通して、ある種のシーンがもっと欲しいとか、少なくしたいとか、本当に見たい場面の数々を集めることができます。ですから、このコンテンツのタグ付けは私共が非常に興味を抱いているもののなのです。コンテンツに対する私共の見解は、チャンネルの数が増えつつあり、またコンテンツを録画する能力が上達しつつあるということです。じきに、次のような状況に遭遇するかもしれませんよ。想像してみてください：インターネット上にグーグルがなければ？サーチエンジンが全くなければ、一体どのようにして自分が探したいものを見つけることができますか？そうなれば、結局自分が慣れ親しんでいるサイトにしか行かないでしょうね。同じこともテレビで起こり得ます。どこでコンテンツが利用可能か分からなければ、どうしますか？第一、チャンネルがあまりにも多すぎるのです。自分自身、特定の興味があるとします。例えば、ゴルフが好きなら、サーチエンジンと同様に『ゴルフ』と EPG などを入力できたとします。そうすれば、その週に放送される『ゴルフ』のコンテンツがある全ての番組が表示されるのです。もしすべての番組を録画したいのなら、ハードディスク・レコーダーに録画することが可能となります。そして、好きな時に番組を見ることができます。です。TV-Anytime はこれらのデータの数々をコンテンツに繋ぎ合わせ、それらが非常に面白い方法でサーチ可能となり、再注文や再表示も可能としてくれる手段なのです。勿論、このシステムを実際に起動させるために行わなければいけないことが非常にたくさんあります。つまり、仕様の設定や、異なるプロトコルの理解、またこの種のサービスの実用化の理解など。ですから、これが私共にとって主要な分野なのです。私共の会員である企業の一部は、この TV-Anytime のプロジェ

クトにとっても熱心に取り組んでいます。従って、このプロジェクトは実に面白い分野になり得るでしょう。

小項目：通信と放送の融合

コメント

○インタビュアー では、最後の質問です。オフィス・オブ・コミュニケーションズ、『オフコム』というコミュニケーション庁を開設されたお話をされていましたが、これは通信と放送の融合の特徴的な側面の一つであると理解してよろしかったでしょうか？

●コールマン 正しくその通りです。以前は、コミュニケーションの 5 つのレギュレータがあったと思います。

○インタビュアー その 5 機関とは？

●コールマン まずは、ラジオ・コミュニケーションズ・エージェンシーと独立テレビ委員会。私共は、主としてこの 2 機関とかかわりがありました。その他については、分かりません。後で調べますね。もしよろしければ、後ほどそのことについてお話ししましょう。いずれにせよ、一つの団体にまとまるという必要性を見出してくれたのは、これらの組織なのです。業界もまた、規制などが一箇所で取り扱われていることに支持を示しています。コスト削減の実用性やコミュニケーション業界の規制に対してのより効率的な方法の実用性はさておき、この一箇所にある接点は業界にとっても便利ではないかと思います。また、オフコムは最初の数年の間、実に役に立つ存在として英国でのデジタル化への切り換えに対する取組みを促進してきました。アナログ信号の廃止は英国で企業のみならず政府や消費者に対しても非常に大きなプロジェクトなのです。この国全体に莫大な社会的影響を与えています。しかしオフコムは、どのようにこの取組みを行うかを考えつつ、業界に対してとても協力的な姿勢を示し続けています。また、業界や政府がある一定の期間までに下さなければいけない決断を手助けすべく、正しい方向へと導く役目も果たしています。さらに、オフコムはデジタル・テレビ・グループの会員でもあります。彼らは、私共の業務を尊重し、興味深い役割を担ってくれます。弊社で行われる会議にも出席し、今何が起きているかを理解し、規制という視点から何が適切で何がそうでないかについてアドバイスもしてくれます。従って、彼らはデジタル・テレビ・グループにとって役に立つ貴重な存在なのです。

小項目：デジタルへの移行

コメント

○インタビュアー デジタル化への切り換えについてですが、英国ではその期限は 2012 年となっていますよね？

●コールマン 指標となるプログラムは 2008 年に開始することになっており、おっしゃる通り 2012 年の終わりには 終了致します。この予定はつい最近オフコムにより発表されましたが、最終決定は英国の政府が行うことになっています。現時点では、多くの取組みが実施されています。その一つは、無線通信およびスペクトルの配置に関する国際会議です。また、別の取組みは、DTT ネットワークを英国全域に広げるために必要な作業の本質を理解するための技術作業です。また別の角度から見ると、政府は英国で最も影響を受けやすい消費者を保護できる計画を生み出すまでは正確な切り換えの日程を発表しないそうです。これらの消費者とは、デジタル化への変換が非常に困難だと感じる人や経済的状況により必要な器材を買えない人を意味します。英国の政府は、予定を決める前に、計画を通してこれらの課題に専念することになっているそうです。ですから予定は 2008 年～2010 年というふうに概略的には決まっているのですが、これらの要因により遅れるかもしれません。なお、切り換えのプロセスは地域ごとに行われます。15 ぐらいの地域が特定されており、大体毎年 3～4 箇所ぐらいがスイッチ・オフの対象となります。発表された指標となる予定によると、一番目の地域となるのは『国境地域』と呼ばれるスコットランドとの国境に位置するイングランドの北西地域だと示唆されています。ですので、その地域はすべてのアナログ・テレビの切り換え予定準備を各家庭で行わなければなりません。これは相当な取組みとなるでしょう。デジタル・テレビ・グループは、このポリシーを支持しています。そのために、多くの技術的課題を調査し、特にこれまで運営の方法が本質的に異なる小売業者やメーカーなどのサプライチェーンの関係

者をまとめています。彼らは、従来お互いに競合上の関心を抱いている人達です。取組みを一つのユニットとするために彼らをまとめつつ競争力も損なわないようにすることは、かなり骨が折れる試みです。従って、私共はサプライチェーンが正しい情報を入手しているか、中心となるセンターが消費者に提供できる標準的な質問を心得ているか、デジタルが如何なるものであるかを伝える POS 資料を持っているかなどの点について手助けを行っています。また、つい最近“www.digitalswitchover.tv”という新しいウェブサイトを立ち上げました。このサイトに郵便番号を入力すると、デジタル・オプションが入手可能となります。ですから、私共はこのプロセス全体を支持しており、このような方法でメーカーや放送局が前進できるよう支援しています。さらに、BBC、ITV、4 チャンネル、5 チャンネルなどの放送局とこの国の商業用多重送信システム・オペレーターにより独立した会社が設立されます。社名は“Switch Co.”で、この組織が消費者情報の主要な提供者となります。大規模な広報キャンペーンが繰り広げられる予定で、方針や入手可能な機材、デジタル・オプション、衛星放送、ケーブル放送、DTT、ADSL などについての情報を人々に伝えます。私共は最近これらの情報を消費者に提供致しました。このキャンペーンに関しては、2006 年以降から展開されると思います。

○インタビュアー 素晴らしいプレゼンテーション、ありがとうございました。

●コールマン こちらこそ、ありがとうございます。

IT 関連 第 9 回

タイトル：新しいメディアのあり方

イギリスやヨーロッパにおける IT（情報技術）と関連する新しいメディアのあり方について認識するために、インフォーマ・テレコム・アンド・メディア・グループ（Informa Telecom & Media Group）を訪ね、ニューメディア・マーケット（New Media Markets）誌編集長のクリス・ウィン（Chris Wynn）氏から最近の状況を聞きました。

小項目：インフォーマ・テレコム・アンド・メディアの設立と社名の変更

コメント

○インタビュアー 今日は私のために貴重なお時間を割いていただき、ありがとうございます。

●ウィン こちらこそありがとうございます。

○インタビュアー まず、御社について伺いたいと思います。御社のホームページによれば、インフォーマ・メディアは商標変更され、現在はインフォーマ・テレコム・アンド・メディアと呼ばれていますが、その名前の変更、御社が設立された時期、そして新しい名前の変更の時期について伺いたいと思います。

●ウィン はい、インフォーマ・グループは 90 年代終わりに設立されました。比較的新しい会社で、テレコムとメディアの部署がありました。二つ、別々の部署です。最近、去年の末の数ヶ月の間に、私達はメディアとテレコムの事業を統括することにしました。これはメディア産業とテレコム産業の融合が進展していることを反映するためで、これまで何年間も、予想はされてきたことです。現在、ついにこれが現実となったように思われます。多くのメディア企業がテレコム事業に関わってきていますし、その逆もまたしかりです。ですから会社はこれを統括しました・・・テレコムのほうで私達のやっていることは携帯電話と固定電話、そしてメディア部署のほうは、主にテレビと映画に関わる仕事をしています。

小項目：ニューメディア・マーケット誌等の発行

コメント

○インタビュアー あなたはニューメディア・マーケットの編集長ですが、チームのスタッフは何

人くらいですか？

●ウィン 私達は週刊のニュースレターを発行していますので、編集はかなり小規模です。私が望んでいるよりは小規模なものです。ジャーナリストが 5 名ほど、そして製作の人間、彼らは実際のレイアウトを行います。それからマーケティングと営業の小さなチーム。編集長である私の下には副編集長、編集主管、そしてジャーナリストが何人かいます。それで毎週の締め切りになんとか間に合う感じです。

○インタビュアー ほかにどのような出版物がありますか？

●ウィン 私達の、特にメディア出版物のポートフォリオはかなり幅広いものです。テレビにも力を入れています。ニューメディア・マーケットは、主にヨーロッパのマルチチャンネル・テレビ事業に焦点をあてています。取材範囲としては、ヨーロッパが 40%、英国が 60%といった感じで焦点をあてています。その他、成功している出版物としては、テレビジョン・インターナショナルなどがありますが、これはインターナショナルなテレビ市場を見るものです。地上波と、マルチチャンネルの双方です。隔月刊の高級雑誌であるテレビジョン・ビジネス・インターナショナルでは、プロダクションとフォーマットの分野を対象にしています。それからケーブル・アンド・サテライト・ヨーロッパ、これはマルチチャンネル・テレビ事業の流通サイドに焦点を当てたものです。インターネット・プロトコル、テクノロジー、DSL やファイバーを取り扱うことも多くなっています。

○インタビュアー ニューメディア・マーケットの最新号ですが・・・英国の視聴者は今年、B スカイ B で HDTV [訳注：高品位テレビ、以下同] チャンネルに触れることができる、とのことですが、私の聞いたところだと、B スカイ B は、来年 HDTV を立ち上げるということですが、これは日本にとってもいいニュースです。というのも日本では、NHK 日本放送協会が 1970 年代後半に HDTV を発明し、2000 年 12 月には私達は高品位衛星テレビを導入しています。この記事についてお話しいただけますか？

●ウィン はい。仰られたとおり、ヨーロッパはさまざまな理由により、HDTV の展開に関しては遅れています。遅れている、というのは日本や、アジア、そして米国に比較してのことです。HDTV の発展によい環境があったとはいえないと思います。これは特にヨーロッパでは、今でもデジタルの展開が遅れている地域が多いからです。ですから今検討されているのは、HDTV のサービスをデジタルが最も進化している市場で展開することであり、この市場とは、ヨーロッパでは英国なのです。B スカイ B は来年立ち上げるとしていますが、ベンダーやキャパシティー・プロバイダの観点からも、私達は来年の終わりごろになると考えています。小規模な展開になるかもしれませんが、それでも年末には実施されるでしょう。ヨーロッパの他の場所では、フランスで活発な動きがあると思います。キャナルプラスと TPS は、これら二社は主要な衛星放送局ですが、立ち上げようとしています。TF1 が TPS の後ろ盾となっていて、今年の立ち上げを計画しています。キャナルプラスの目標も同様のものだと思います。ドイツでは、プレミエールが、これは有料テレビ事業者ですが、サッカーのワールドカップに合わせて、来年立ち上げを行おうとしています。ホスト国なので、2006 年のなかばですね。既に展開されているものとしては、ユーロテンエイティ(Euro1080)という会社が、2004 年 1 月にチャンネルを立ち上げました。去年の終わり、2004 年末までに 10 万人の加入者獲得を望んでいましたが、これは達成できませんでした。彼らとしては今年ボックスがかなり値下がりすることを希望しており、またより魅力的なコンテンツをそろえることで、ヨーロッパにおける加入者を獲得しようとしています。結論としては、私達は確かに遅れをとってはいますが、導入の動きはあるということです。

小項目：ハイビジョン TV の状況

コメント

○インタビュアー BBC の前会長、グレッグ・ダイク氏は、日本と韓国でワールドカップが行われた 2002 年に、日本にいらっしゃいました。彼は HDTV を NHK でご覧になって非常に驚いておられました。BBC は HDTV に対してどのような考えを持っているのでしょうか？

●ウィン NHK のしたことによって、非常に勇気付けられたと思います。HDTV については非常に熱心ですし、HDTV サービスの導入にとっても前向きです。すべてのコンテンツを 2010 年までに HD で制作しようとしています。実際に HD チャンネルで放送する、ということについては、ここ

数年で実現するでしょう。B スカイ B がそれを開始するときには、コンテンツプロバイダに、HD のサービスを提供するように言うと思います。問題のひとつ、主要な問題は、BBC の容量の問題です。おそらくサービスは衛星で立ち上げることになるでしょう。容量がありますから。一方、デジタル地上波、これはフリービューのままでしょうが、容量が非常に不足しています。通常のマルチプレックスひとつに対し、最大 HD チャンネル二つの容量しかないのです。これはデジタル地上波で（HD サービスを）立ち上げる上での障害になります。

○インタビュアー はい、ニューメディア・マーケットの雑誌についてもう少し伺いますが、定期購読者は何人くらいですか？

●ウィン 定期購読者としては、数千人よりは数百人ですが、読者の数は多いです。これは定期購読サービスで、かなり高価な出版物なので・・・しかし読者は多いです。ヨーロッパが主ですが、世界中、特にアジアと米国にも多数の読者がおります。

小項目：コンテンツ保護の問題

コメント

○インタビュアー 日本ではデジタル地上波テレビが 2003 年 12 月に立ち上げられました。私たちのスタディ・グループでは、DTT のコンテンツの著作権をどう保護するかについて話し合ってきました。そちらでは、何かコンテンツの著作権の侵害のような、法律面での問題はありますか？英国や、その他のヨーロッパの国で、ということですが。

●ウィン あまり大きな問題ではありません。というのも、デジタル地上波で放送されるコンテンツはほとんどが、無料放送(free-to-air)だからです。したがって著作権については大きな問題はありません。今後、より問題になってくるのは、PVR、パーソナルビデオレコーダーの普及だと思います。これはコンテンツをハードドライブ、デジタル受信機のボックスに保存することを可能にするもので、そこから更に、書換可能（リライタブル）DVD でハードドライブ、ボックスに保存したコンテンツを DVD に移し、どの DVD（再生機）でも再生することができるわけです。これは明らかに違法ですが、〔制作〕スタジオとしては、DVD の販売市場への影響を心配することになると思います。もうひとつ、デジタル地上波テレビのサービスでは、トップアップ TV という、有料チャンネルをいくつか少数まとめたものがあります。10 ほどのチャンネルです。これは去年の 4 月に立ち上げられました。有料チャンネルですが、暗号化されています。限定受信事業者のナグアの技術を使用しております。つまり通常のデジタル地上波の視聴者は、そのコンテンツを受信することができません。そのためのスマートカードを所有している必要があるのです。

小項目：通信と放送の融合

コメント

○インタビュアー ニューメディア・マーケットの編集長として、テレコミュニケーション（電気通信）と放送の融合の今後についてどう思われますか？

●ウィン 融合は非常に大きな影響をもたらすことになると思います。私達のサービスは、純粋にテレビを背景としてきていますが、つまり記事の主題は伝統的な放送局であるということですが、彼らのテレコミュニケーションへの関心はより高まってきています。固定ライン、および携帯電話サービスの持つコンテンツ配信の可能性ということです。今まで放送局はどのようにコンテンツを視聴者に届けるか、という点について定められた方式をとる傾向がありましたが、今後はプラットフォームに関してより寛容な態度をとるようになると思います。つまり、たとえば伝統的な衛星の放送局がコンテンツの配信に DSL を利用するなど。すべては顧客にコンテンツを届け、顧客関係を維持する、ということなのです。またテレコミュニケーション事業者のいくつかが、放送に参入する、ということについて彼ら（伝統的な放送局）はかなり防御的な態度をとっていると思います。たとえば、オランダのテレコミュニケーション企業、バーサテルが自前のネットワークを通じてテレビのサービスを今年の夏に立ち上げようとしています。そして同国のサッカー、ダッチリーグに対する権利を要求しました。そしてヨーロッパの主要ケーブル事業者である UPC からその権利を勝ち取ったのです。これはテレコミュニケーション事業者が従来のプラットフォーム事業者、放送事業者との直接的な競争に参入する最初の例のひとつだと思います。そして、競争に勝っている。

これは最初の例ですが、最後の例にはならないと確信しています。

小項目：BBC の将来

コメント

○インタビュアー 申し上げましたように、私は NHK の経営委員の一人なので、BBC の今後には非常に興味を持っております。たとえば、BBC の出した文書のひとつで書かれていた、公共的価値を構築する、といった点についてコメントをお願いできますか。

●ウィン 非常にいい文書だったと思います。BBC が今後 10 年間、どう仕事をしていくか、といった基本点について。BBC はその基本的価値観に力を注ぎ、BBC の一番得意とする分野に注力していく必要があるのです。そしてそれは、質の高い、公共サービスの番組を届けていくことです。ここ数年は非常にきつい時期でしたが、これはテレビ市場における競争がどんどん激しくなり、デジタルで多くの新しいチャンネルが立ち上げられ、細分化が起こったためです。チャンネルごとの視聴者はどんどん少数になっていきました。ですから、競争する、ということではありませんが、存在価値を示すためには、BBC は視聴者を獲得するために戦わなければならないのです。そしてそこにはおそらく、全力を挙げて真に公共サービスといえるコンテンツを得ることも含まれます。デジタル時代において存在価値を示すためには、固持しなければなりません。そして（BBC）が参入しており、市場の他の放送局によっても供給されているエンターテインメントのフォーマットや、変身・改造番組 [makeover show]、DIY といった分野よりは、良質の公共サービスとしての放送番組の制作を継続していかなければならないと思います。BBC はこのデジタル時代に、ライセンス料や資金モデルの正当性を示すために努力し前進していかなければならないのです。今後 10 年間くらいは大丈夫だと思いますが、英国で（アナログ放送の終了が）予定されている 2012 年、ポスト・アナログスウィッチオフ時代には、BBC が公的資金によって存在する余地がまだあるのか、という点について厳しく問われると思います。いくつかのアイデアでは、BBC を限定的に有料化することが提案されています。つまりいくつかの番組を見るためには、加入料金を支払わなければならない、ということです。理論的には可能なモデルだと思いますが、実践は非常に難しいと思います。ロジスティックを考えても非常に難しい。コンテンツに対して視聴者がバラバラに料金を払うシステムを導入するだけでもかなりのコストがかかると思います。ですから、これは政府が決断することですが、BBC は政府と公衆に市場価値を示すことに最善をつくす必要があるのです。私は基本的価値観と公共サービス放送に注力していく必要があると思います。他の公共サービス放送局、たとえば ITV は、公共サービスの分野では取り残されていくでしょう。そして視聴者を得るために、さらに商業的にアグレッシブになる必要があります。そうすれば BBC は自分の得意分野に集中することができるのです。

小項目：BBC に関するグリーン・ペーパー

コメント

○インタビュアー 来週、BBC に関するグリーン・ペーパーが発行されますね。グリーン・ペーパーでは BBC の運営について、つまり経営委員会の構成、またはその廃止についてどう予想されますか？

●ウィン 経営委員会は時代遅れだと一般に考えられていると思います。何かで代替されると思います。BBC を運営するには、より独立した機関が必要です。これはオフコム [Ofcom] の役割ではないと思いますし、オフコムもそれが自分の仕事とは考えていないと思います。つまり規制監視機関の仕事ではありませんが、より独立した委員会・・・実行するのはそう簡単ではないかもしれませんが。BBC と経営委員たちの関係は、近年少し緊密になりすぎ、なれあいであると考えている人もいます。しかし BBC は現在の会長マーク・トンプソン、および経営委員長のマイケル・グレイドの下で、うまく経営されていると思います。

○インタビュアー 素晴らしいプレゼンテーションを有難うございました。

●ウィン ありがとうございます。

IT 関連 第 10 回

タイトル：放送のデジタル技術

イギリスは、世界に先駆けて 1998 年に地上テレビのデジタル化を始めました。通信ではデジタル化が進みましたが、放送ではアナログからデジタルへの転換は、なかなか進みませんでした。そこで、BBC の技術研究所と同じ敷地内に置かれているデジタル TV グループ・テストング社 (DTG Testing Ltd.) のテスト・センター・マネージャー (Test Centre Manager) デイビッド・ブラッドショー (David Bradshaw) 氏を訪ね、インタビューしました。以下、その概要を掲げます。

小項目：デジタル TV グループ (DTG Testing Group) のテスト・センター

コメント

○インタビュアー なぜここに事務所があるのですか？

●ブラッドショー BBC の研究開発 [担当部門] と同じ場所にあるのです。デジタル TV の基礎部分の多くは彼らが手がけたので、私達にとって彼らの専門知識にアクセスしやすい、ということが重要です。さあ、着ました・・・どうぞ・・・

○インタビュアー ありがとうございます。ではこちらのデモンストレーションについてご説明いただけますか？

●ブラッドショー 喜んで。ここは DTG テスト・センターです。私達はテレビの受信機に、三種類の主要なテストを行います。まず受信機の RF の性能について。これは国内のさまざまな場所での使用に、受信機が適したものかを決定します。二つ目は受信機の機能性。周波数が正しく合わせられるか、サービスを正しく認識することができるか、字幕を乗せられるか・・・。三つ目は、双方向性です。デジタルテレビの放送において非常に重要な部分である双方向性のあるアプリケーションに、うまく適応できるか。

○インタビュアー では、この受信しているものは何ですか？

●ブラッドショー この受信機では現在無線周波数のテストをしています。さまざまな要素をひとつひとつの受信機について計測します。基本的な感度、これは満足のいく画像を得るためには、シグナルがどの程度強い必要があるか、ということです。また、他のサービスを行っている他の送信機からの干渉に受信機がどの程度耐えうるか、ということでもあります。RF テストを行うには大体一日かかります。テストは自動的に設定されますので、この設定は再生が可能です。つまり同じ計測をもう一度行わなければならない場合にも、全く同じ設定でテストを再度行うことができるのです。また、これは私達のほうで、RF テストをマニュアルで行えるスキルを持っていないでもいい、ということでもあります。

小項目：デジタル放送テスト設定の心臓部

コメント

●ブラッドショー もし他の実験室にいらしていただければ、実施中の他のテストをご覧に入れることができます。

○インタビュアー これは何か説明していただけますか？

●ブラッドショー 喜んで。これは私達のテスト設定の心臓ともいえるものです。放送信号の受信機があります。これで地域の送信機からのシグナルを利用することができます。これは私達自身のストリームプレーヤーです。これで自分達のテストストリームを実施することができます。こちらはアナライザー、こちらがモジュレーターです。つまり私達の受信機テストの手法というのは、シグナルをアンテナソケットに適用し、インフォレッドのコントロールを通じて、受信機を制御する、というもののなのです。そしてその結果を画面で観察します。テレビ受信機の内部にはまったくタッチしません。デジタル TV の受信機をテストするためには、私達で自前のテストストリームを開発しなければなりません。通常の電気機器をテストするのとは違うのです。受信機が受け取ることになるシグナルをシミュレートしなければなりません。私達が最初に行う一連のテストは、受

信機の機能性に関するものです。ここでは受信機が周波数に合わせる能力、サービスを見つけ出す能力、字幕を正しく乗せたり、ワイドスクリーンや、狭いスクリーンに合わせて画像を正しい割合で表したり、またデジタルのシグナルにある、特殊なシグナルのいくつかに対して正しく反応する能力など、サービスにおける変化を感じ取る能力をテストします。

そのためには、この放送シグナルを使い、ここにあるこの賢い装置を使って、いくつかのサービスを放送シグナルから取り除き、私達のテストストリームを代わりに置くことができます。つまり受信機は、通常のテレビのシグナルを受信しているのですが、その中には通常の番組とともに私達のテスト材料が含まれているわけです。

小項目：双方向のアプリケーションの受信性能テスト

コメント

○インタビュアー ありがとうございます。これは面白そうなスクリーンですね。何ですか？

●ブラッドショー デジタル放送のもたらす利点のひとつは、双方向性です。双方向のアプリケーション。ここでは、双方向のアプリケーションを受信機が受信する性能をテストしています。英国では、M-HEG というシステムを使っています。

○インタビュアー M-HEG? なんですか？

●ブラッドショー Multimedia Hypertext Experts Group の略です。これはデジタルシグナルで送られる指令を、スクリーンに映し出される出来事やモノに転換するアプリケーションソフトウェアです。

○インタビュアー はい。

●ブラッドショー これでニュース、天気、そのほかにもスポーツのスコアなどの情報を伝えることができますが、そのためには受信機が規格を完全に満たしていなければなりません。それで私達は 400 ほどのテストからなるテストストリームを開発しました。

○インタビュアー 400 のテスト・・・

●ブラッドショー たとえばこのテストでは受信機が、小さな画像、ビットマップを常に変化している位置に描く能力と、画像が描かれる位置を計算する能力をテストします。私達は何度もテストを繰り返します。そうすることで、この特定のアプリケーションにおける受信機の性能に関して FOM（性能指数）を得ることができるのです。使用できるアプリケーションは、このほかにも数多くあります。

さて、このテストでは、受信機は楕円を描く必要があります。楕円の中心は常に動いています。この受信機はちょっと遅いですね。

このテストでは、サイズの違う四角や長方形を描く受信機の性能をテストしています。面積は変わらないのですが、形が常に変わっています。ここでは受信機が、決まった時間内に何度四角を描くことができるかを計測しています。

○インタビュアー この結果は？

●ブラッドショー これらの数字は、ある受信機の性能を他の受信機と比較した結果を表すものです。このテストでは、ビットマップを描いています。背景がビットマップであり、これらひとつひとつもビットマップです。

この受信機は、これらのテストの成績が非常に悪いですね。

最後のテストは、テキストの処理に関するものです。ここでは、受信機は非常に長くつながったテキストを受信しています。受信機には、このテキストを切り、その上で各行をこの赤い四角の中心に配置することが求められます。カウンターは、テスト時間内に受信機が何回これを行なえるかを表しています。つまりここでは 15 回テストが行なわれているわけです。私達はこの結果を、他の受信機と比較することができるのです。さて、ご覧になっている限りでは、この受信機のスコアは非常に悪いですが、他の受信機の結果はこれよりはよいものがほとんどです。

小項目：放送シグナルの性質

コメント

○インタビュアー この部屋にはずいぶんスクリーンが多いですね。

- ブラッドショー そのとおりです。
- インタビュアー 何をなさっているんですか？
- ブラッドショー 先ほどの実験室では、受信機の性能を見ました。こちらでは、主に放送シグナルの性能をみます。これは双方向性のアプリケーションを、放送前にテストすることで行います。
- 意図としては... すべてのアプリケーションが放送前にテストを受けるために提出され、放送に際して障害がないようにする、ということですが、それよりも重要なのは視聴者が、アプリケーションの作者の意図する効果を体験する、ということです。
- アプリケーションをテストするほかに、私達はメーカーのための機能、私達がエンジニアリング・チャンネルと呼んでいるものを管理しています。これはレシーバーに対し、ソフトウェアの更新を放送するサービスです。私達はそのスケジュールを管理しますが、そのほかにダウンロードもすべて、放送される前にテストします。これは、ダウンロードを放送することによって、他のメーカーの製作するものに障害が出ないように、ということです。
- インタビュアー テストにはどのくらい時間がかかりますか？
- ブラッドショー 通常、テレビ受信機のテストには一週間くらいかかります。無線周波数のテストに一日くらい、機能性のテストにもう一日、双方向性のエンジン・テストに二日、その他各種テストにもう一日かかります。字幕や、ワイドスクリーンのスイッチングなどです。それから報告書を書かなければなりません。報告書は機密扱いとなっています。もしメーカーが希望すればそれを利用することはできますが、それ以外には公開しません。

小項目：受信機の種類

コメント

- インタビュアー なるほど。この部屋には何種類くらい受信機があるのですか？
- ブラッドショー ここには 50 種くらいおいてあります。
- インタビュアー 50 種・・・
- ブラッドショー さまざまなセットトップボックス、また統合デジタル TV 受信機です。ありがたいことに、新しい製品はほとんどセットトップボックスです。もしこれがすべてテレビだったら、場所がなくなってしまうが。
- インタビュアー なるほど
- ブラッドショー ここにはデジタル TV 放送初期につくられた、セットトップボックス型もあります。これらです。
- インタビュアー 1998 年ですか？
- ブラッドショー そうです。ここにあるのは、オンデジタルサービスの一部として供給されたセットトップボックスです。
- インタビュアー はい。
- ブラッドショー そしてここには、使用されたソフトウェアのバージョン見本もすべてあります。つまりあるソフトウェア・バージョンに何か問題があれば、こちらで検知することができる、ということです。
- 現在市場に出ている受信機のほとんどがここにあります。受信機の多くは、違うブランド名がついてはいますが、中身はほとんど同じなのです。ですから代表的なサンプルがあれば、すべての型をこちらで揃える必要はないのです。
- インタビュアー どうもありがとうございました。
- ブラッドショー どういたしまして。

(8) 企業法務

企業法務 第1回

タイトル： 特許戦略
小項目： 経営哲学 コメント 経営哲学について、キヤノン株式会社常務取締役・知的財産法務本部長田中信義氏への取材・インタビュー
小項目： 企業を取り巻く特許の環境変化 コメント ①企業を取り巻く特許権者の変化、②米国の高額な特許損害賠償額の事例、③ライセンス料・損害賠償額の高騰、及び④知的財産権関連事件の多発多様化について
小項目： 特許の活用 コメント ①国家安全保障と特許、②技術標準と特許、及び③特許戦略について
小項目： デファクトスタンダードをめぐる規格競争 コメント ①デファクトスタンダードをめぐる規格競争、②マルコーニ問題（英国）、③フィルム規格及び④審査基準の国際主導権争奪について
小項目： 国策としての特許権の活用の歴史 コメント ベネチア、英国、ドイツ及び米国における国策としての特許権の活用の歴史について
小項目： 特許権の影響力 コメント ①特許権の脅威、②ITC・米国地裁判決の影響、③特許権侵害対抗策、及び④特許権侵害の予防調査コストを遥かに凌ぐ侵害の代償額について
小項目： 企業における特許戦略 コメント ①事業化決定のプロセス、②企業（製造業）活動における特許戦略、③企業（製造業）活動における特許出願戦略の基本研究開発と特許戦略、及び④技術寿命別特許出願戦略製品・技術開発と特許戦略について
小項目： 事業多角化と共有基盤 コメント ①事業多角化と共有基盤技術の構築及び②事業多角化と共有基盤特許戦略
小項目： 事業戦略と特許権 コメント ①特許パワースペクトラム（参入障壁の構築）、②事業戦略と特許権の活用（技術囲込み）、③特許ポートフォリオと事業戦略（事業ポジションの見極め）、④コア技術開発と出願戦略、⑤製品開発ステップと特許戦略活動、及び⑤ターゲット（製品実施発明）

企業法務 第2回

タイトル： 従業員による創作（開発）
小項目： 職務発明と企業活動 コメント 職務発明と企業活動について、キヤノン株式会社常務取締役・知的財産法務本部長田中信義氏へのインタビュー

企業法務 第3回

タイトル： 企業における人材養成
小項目： 最後に―企業における知的財産― コメント 企業における知的財産を取り扱う人材の養成についてキヤノン株式会社常務取締役・知的財産法務本部長田中信義氏に取材・インタビュー
小項目： 社内法曹制度について コメント 社内法曹制度について富士通知的財産本部長加藤幹之氏に取材・インタビュー

企業法務 第4回

タイトル： 国際技術標準と特許
小項目： 今なぜ知財戦略か？ コメント 今なぜ知財戦略か？についての内閣官房知的財産推進事務局次長・内閣審議官藤田昌宏へのインタビュー
小項目： 知財立国への取組 コメント 内閣の知財立国への取組についての内閣官房知的財産推進事務局次長・内閣審議官藤田昌宏へのインタビュー
小項目： 国際標準について コメント 国際標準についての内閣官房知的財産推進事務局次長・内閣審議官藤田昌宏へのインタビュー

企業法務 第5回

タイトル： 大学等への研究委託
小項目： 研究開発を推進する機構について コメント 研究開発を推進する機構についての慶應義塾大学知的資産センター・同大学常任理事吉田和夫氏への取材・インタビュー
小項目： 地域連携 コメント 地域連携について慶應義塾大学知的資産センター・同大学常任理事吉田和夫氏への取材・インタビュー
小項目： 個々の企業との共同開発 コメント 個々の企業との共同開発についての慶應義塾大学知的資産センター・同大学常任理事吉田和夫氏への取材・インタビュー
小項目： 大学における知的財産の管理・研究開発の権利の帰属・ コメント 大学における知的財産の管理、とりわけ研究開発の権利の帰属についての慶應義塾大学知的資産センター・同大学常任理事吉田和夫氏への取材・インタビュー
小項目： 国内企業等へのライセンス状況

コメント 国内企業等へのライセンス状況についての慶應義塾大学知的資産センター・同大学常任理事吉田和夫氏への取材・インタビュー
小項目：大学の知的財産創造活動の意義と将来像 コメント 大学の知的財産創造活動の意義と将来像についての慶應義塾大学知的資産センター・同大学常任理事吉田和夫氏への取材・インタビュー
小項目：社会連携について コメント びわこ南部エリアにおける都市エリア産学官連携促進事業における社会連携について 都市エリア産学官連携促進事業研究統括・立命館大学理工学部ロボティクス学科教授牧川方昭氏及び三洋電機株式会社ヒューマンエコロジー研究所工学博士金川誠氏への取材
小項目：産業応用について コメント びわこ南部エリアにおける都市エリア産学官連携促進事業における産業応用について 都市エリア産学官連携促進事業研究統括・立命館大学理工学部ロボティクス学科教授牧川方昭氏及び三洋電機株式会社ヒューマンエコロジー研究所工学博士金川誠氏への取材
小項目：特許の出願は大学と企業、どちらが行うのか コメント 産学連携事業においては、特許の出願は大学と企業、どちらが行うのかについての、びわこ南部エリアにおける都市エリア産学官連携促進事業の例 都市エリア産学官連携促進事業研究統括・立命館大学理工学部ロボティクス学科教授牧川方昭氏及び三洋電機株式会社ヒューマンエコロジー研究所工学博士金川誠氏への取材
小項目：特許出願せず、企業秘密にするという方法について コメント 特許出願せず、企業秘密にするという方法について、びわこ南部エリアにおける都市エリア産学官連携促進事業の方針・経験 都市エリア産学官連携促進事業研究統括・立命館大学理工学部ロボティクス学科教授牧川方昭氏及び三洋電機株式会社ヒューマンエコロジー研究所工学博士金川誠氏への取材
小項目：共同開発の成果 コメント びわこ南部エリアにおける都市エリア産学官連携促進事業における共同開発の成果についての問題 都市エリア産学官連携促進事業研究統括・立命館大学理工学部ロボティクス学科教授牧川方昭氏及び三洋電機株式会社ヒューマンエコロジー研究所工学博士金川誠氏への取材
小項目：大学への期待 コメント びわこ南部エリアにおける都市エリア産学官連携促進事業における大学への期待 都市エリア産学官連携促進事業研究統括・立命館大学理工学部ロボティクス学科教授牧川方昭氏及び三洋電機株式会社ヒューマンエコロジー研究所工学博士金川誠氏への取材
小項目：産学連携における知的財産の扱い コメント 産学連携における知的財産の扱い 立命館大学教授・同大学知的財産本部副本部長飯田紘雄氏への取材
小項目：大学への実施の方法 コメント 産学連携における知的財産の扱い（大学への実施の方法） 立命館大学教授・同大学知的財産本部副本部長飯田紘雄氏への取材
小項目：職員の組織について

コメント 産学連携における知的財産を扱う職員の組織について 立命館大学教授・同大学知的財産本部副本部長飯田紘雄氏への取材
小項目： 営業秘密を大学側へ返した場合の管理について コメント 産学連携における大学側による営業秘密の管理について 立命館大学教授・同大学知的財産本部副本部長飯田紘雄氏への取材
小項目： 学生の守秘について コメント 産学連携における学生の守秘について 立命館大学教授・同大学知的財産本部副本部長飯田紘雄氏への取材
小項目： TLO との関係について コメント 産学連携における TLO との関係について 立命館大学教授・同大学知的財産本部副本部長飯田紘雄氏への取材
小項目： 職務発明制度について コメント 産学連携における職務発明制度について 立命館大学教授・同大学知的財産本部副本部長飯田紘雄氏への取材
小項目： 研究事例 コメント 産学連携の研究事例 立命館大学理工学部ロボティクス学科助教授野方誠氏への取材
小項目： 研究室での学生の位置づけ コメント 産学連携における研究室での学生の位置づけ 立命館大学理工学部ロボティクス学科助教授野方誠氏への取材
小項目： 産学連携について コメント 産学連携の研究事例について キャノン株式会社常務取締役・知的財産法務本部長田中信義氏へのインタビュー

企業法務 第6回

タイトル： ブランド戦略
小項目： ブランド管理
コメント ブランド管理についてのキャノン株式会社の事例について同社常務取締役・知的財産法務本部長田中信義氏へのインタビュー

企業法務 第7回

タイトル： 米国における知財訴訟の動向・注目事件の争点
小項目： 米国における知財訴訟の動向・注目事件の争点
コメント 米国における知財訴訟の動向・注目事件の争点（ワシントン大学ロースクール教授・先端知的財産研究センター（CASRIP）所長、早稲田大学大学院法務研究科客員教授竹中俊子氏のインタビュー）

企業法務 第8回

タイトル： 会社設立登記と商号
小項目： 会社の種類 コメント 会社の種類（司法書士大城節子氏へのインタビュー）
小項目： 株式会社設立手続き コメント 株式会社設立手続き（司法書士大城節子氏へのインタビュー）
小項目： 会社法による機関設計 コメント 会社法による機関設計（司法書士大城節子氏へのインタビュー）
小項目： まとめ コメント 会社設立登記と商号についてのまとめ（司法書士大城節子氏へのインタビュー）

企業法務 第9回

タイトル： 企業内における知的財産部門
小項目： 営業秘密の保護、個人情報の保護について コメント 営業秘密の保護、個人情報の保護についての富士通知的財産本部の取り組みの現状について富士通知的財産本部長加藤幹之氏への取材・インタビュー
小項目： アメリカで日米の裁判での違いを体感しましたか？ コメント アメリカで日米の裁判の顕著な相違について、日米で企業の担当者として多くの知財関係の訴訟を経験した富士通知的財産本部長加藤幹之氏にインタビューしたもの
小項目： 企業マインドの違い、国民性の違い コメント 企業マインドの違い及び国民性の違いについての体験にもとづく指摘（同社知的財産本部長加藤幹之氏のインタビュー）
小項目： 外国出願への取り組み コメント 外国出願への取り組みについての富士通知的財産本部の現状（同社知的財産本部長加藤幹之氏のインタビュー）
小項目： 職務発明に関して コメント 職務発明について富士通の取り扱いの現状（同社知的財産本部長加藤幹之氏のインタビュー）
小項目： 社内法曹制度について コメント 社内法曹制度についての富士通の現状（同社知的財産本部長加藤幹之氏のインタビュー）

企業法務 第10回

タイトル：紛争解決
小項目：模倣品の問題 コメント 模倣品の問題と解決の取り組みの現状をキャノンについて見る（同社常務取締役知的財産法務本部長田中信義氏のインタビュー）
小項目：最後に－企業における知的財産－ コメント 企業における知的財産の意義について（同社常務取締役知的財産法務本部長田中信義氏のインタビュー）

4. アーカイブ映像

- (1) 研究教育機関**
- (2) 国際機関**
- (3) 海外の専門家**
- (4) 世界で活躍する日本人**
- (5) 知的財産法の教育方法**

(1) 研究教育機関

マックスプランク知的財産・競争・税法研究所 (Max Planck Institut)
ディーツ教授、シュリッカー教授、コレ博士が解説する。

ルーヴァン・カトリック大学知的財産法研究所
ゴッツェン教授が解説する。

W I P O World wide Academy
シンジェラ博士が解説する。

(2) 国際機関

W I P O (世界知的所有権機関)

高木氏が解説する。

施設概要

W T O (世界貿易機関)

谷口教授が解説する。

施設紹介

ヨーロッパ特許庁

コレ博士が解説する。

施設概要

欧州委員会 (European Commission)

施設外観

欧州議会 (European Parliament)

施設外観

O H I M (欧州商標・意匠庁)

フォン・ミュレンダール博士が解説する。

施設外観

(3) 海外の専門家

1. ウィリアム・コーニッシュ教授(Prof. William R. Cornish)

Formerly Herchel Smith Professor of Intellectual Property Law

University of Cambridge

英国の著作権法制

英国の著作権、著作権に関するアプローチの違い

著作者

著作者人格権

ベルヌ条約

著作権

著作権隣接権

欧州共同体での調和

著作権制度の将来像

デザイン権の保護、特許法の将来像、バイオテクノロジー、

商標の保護、味・匂いの権利、音の商標登録、

英国の不正競争防止法

2. アドルフ・ディーツ教授(Prof. Adolf Dietz)

Max-Planck-Institut

ボーゲンハウゼンのマックス・プランク研究所

ウルマー教授について

著作権一元論

著作者人格権

著作権実体法

著作権隣接権

著作権契約法

著作権管理団体法

法の執行（エンフォースメント）

3. トーマス・ドライヤー教授(Prof. Thomas Dreier)

Institut fuer Informationsrecht

Universitaet Karlsruhe

ドイツの著作権制度

英米、フランス等の制度と対比、著作物、著作者、

著作者人格権、財産権、制限と例外、著作権隣接権、契約、執行

著作権制度の将来像

デジタル環境下での権利の管理など

4. ウィリアム・フライヤー教授(Prof. William T. Fryer)

University of Baltimore

デザインパテント制度の特徴

願書の構成

審査手続き・登録要件

訴訟・MarkmanHearing

デザインの特定

デザインパテント制度の特徴

Qualitex 連邦最高裁判決

Walmart 連邦最高裁判決
Traffix 連邦最高裁判決
アメリカ合衆国のデザインに対する著作権保護について
デザインパテントと他の権利の抵触重複
船体保護法
ヘーグ協定

5. ジェーン・ギンズバーグ教授 (Prof. Jane Ginsburg)

Columbia Law School

憲法に基づく著作権法、
Writing の範囲、著作物の広い定義、「固定」の要件、
著作者、職務著作、著作者人格権、著作権の例外
フェアコース理論、フェアコースの4要素
著作権制度の将来像
著作権制度の将来像、将来的に重要となる2つ、
デジタルメディア市場における著作権、
デジタルメディア市場における消費者
国際裁判管轄
準拠法
2つのアプローチ

6. フランク・ゴッツェン教授 (Prof. Frank Gotzen)

著作権法に関する基本的問題
ベルギー著作権法への周辺諸国の影響、大陸法的な立法スタイル
フランス著作権法の影響、フランス著作権法との相違点
著作権法制のハーモナイゼーション
国際的なレベルでのハーモナイゼーション
欧州レベルでのハーモナイゼーション
将来における著作権法制の課題
近い将来の課題、遠い将来の課題

7. アネッテ・クーア教授 (Prof. Annette Kur)

Max-Planck-Institut

ヨーロッパにおけるデザイン保護の当初の動き
パテント・アプローチ等
ドイツ、フランスにおけるコピーライト・アプローチ
ヨーロッパにおける保護の調和達成直前の法状況
Scindibilit in Italy, Greek system
デザイン・アプローチへの動き
バイヤー教授の発想、マックスプランク草案
デザイン・アプローチ
パテント・アプローチとデザイン・アプローチの違い
コピーライト・アプローチとデザイン・アプローチの違い
欧州意匠規則と OHIM の役割
デザインの機能
marketing function and cultural function
意匠法と著作権法による重疊的保護
ウルマー教授の理論
Spare parts 問題に関する最近の動き

ATRIP について

8. ジルケ・フォン・レヴィンスキー博士(Dr.Silke von Lewinski)

Max-Planck-Institut

著作権法に関する欧州の情勢

過去の情勢

現在の情勢

将来の情勢

著作権に関する世界情勢

1996年のWIPO著作権条約

大西洋をはさんだ交渉

9. ゲルハルト・シュリッカー教授(Prof.Gerhard Schricker)

Max-Planck-Institut

マックスプランクの始まりと歴史

著作権法の父ウルマー教授

ドイツ著作権法制の今後の展開

10. ピエール・シリネリ教授(Prof.Pierre Sirinelli)

Univeresite Paris 1 (Pantheon-Sorbonne)

フランス著作権法制の概略

著作権

著作者人格権

追及権について

新しい動き

(4) 世界で活躍する日本人

1. 加藤 幹之 氏 富士通株式会社
営業秘密の保護
外国出願への取り組み
職務発明
社内法曹制度
2. 高木 善幸 氏 世界知的所有権機関
W I P Oとは
財政面での日本の貢献
国際政治との関連
知的財産法の将来像
3. 竹中 俊子 氏 ワシントン大学ロースクール
ワシントン大学ロースクールとは
博士論文のテーマ
国際調和
特許クレーム解釈論
米国知財訴訟
4. 田中 信義 氏 キヤノン株式会社
キヤノンの経営哲学
産学連携
模倣品問題
ブランド管理
技術流出問題
職務発明と企業活動
5. 谷口 安平 氏 世界貿易機関上級委員会委員長
世界貿易機関とは
世界貿易機関の意義・施設・活動
紛争処理の今後の課題
6. 内田 謙二 氏 ヨーロッパ特許庁弁理士・商標弁理士
弁理士の仕事について
特許権について
ヨーロッパ特許庁の手続について
E Uの意匠権商標権

(5) 知的財産法の教育方法

1. WIPO・ワールドアカデミーにおける人材養成
パジ・シンジェラ博士
2. ヨーロッパにおける知的財産教育
クリストファー・ヒース博士
3. アジア諸国に対する人材養成の支援
辻 信吾 氏 社団法人
発明協会アジア太平洋工業所有権センター 所長
4. ロースクールにおける教育
竹中 俊子 教授
5. 漢陽大学における知的財産教育
尹 教授

この他、映像収録はしていないが、ロースクールにおける教育方法について次の3教授からそれぞれお話をお聴きすることができた。

コロンビア・ロースクールにおける教育
ジェーン・ギンズバーグ教授

ニューヨーク・ロースクールにおける教育
ロッシェル・ドレイフェス教授

ボルチモア・ロースクールにおける教育
ウィリアム・フライヤー教授

5. シンポジウム・セミナー等

第1回 セミナー

日時 : 2005 年 3 月 22 日 (火) 10 時 30 分～13 時 00 分
場所 : 専修大学法科大学院 5A 会議室(専修大学 8 号館 5 階)
講演

テーマ : “Recent Developments on Intellectual Property in EU”
(ヨーロッパ共同体における知的財産に関する最近の動き)

講師 : ルーヴァン・カトリック大学教授、同知的財産研究所長、
ブラッセル大学教授 フランク・ゴッツェン
(Prof.Dr.Frank Gotzen)

第2回『知的財産に関する先端的映像教材の開発』プロジェクト報告と講演会

日時 : 2005 年 3 月 24 日 (木) 14 時 00 分～19 時 30 分
場所 : 専修大学法科大学院 8 2 1 教室

1. 講演 (その1)

テーマ : 映像教材の例として
「獣医学系教育 IT ポータルサイトの開発について」

講師 : 独立行政法人メディア教育開発センター 研究開発部
助教授 川淵 明美氏

2. 報告 : プロジェクトの進捗状況

3. 講演 (その2)

テーマ : 海外における知的財産教育の例として
「ルーヴァン及びブラッセルにおける知的財産の先端的教育」

(“Advanced Teaching of Intellectual Property in Lueven and Bruessel”)講師 :
ルーヴァン・カトリック大学教授、知的財産研究所長
フランク・ゴッツェン (Prof.Dr.Frank Gotzen)

第3回 教育方法に関する国際セミナー

日時 : 2005 年 12 月 9 日(金) 14 時 00 分～17 : 00 分
場所 : 専修大学 6 号館国際会議場
テーマ : 『知的財産法及び関連領域の教育方法と教材』

“Teaching Methods and Materials on Intellectual Property and Related Fields”

1. 講演 Lectures

(1) “Teaching Methods in Intellectual Property –Some Topics for Discussion”

講師 マックス・プランク研究所 アネッテ・クーア教授(Prof.Annette Kur)

(2) “Digital Teaching Methods”

講師 カールス・ルーエ大学 トマス・ドライヤー教授 (Prof.Thomas Dreier)

2. 問題提起 Proposal

“Function of Digital Image as Teaching Materials”

講師 中央大学 佐藤 恵太教授

第4回 知的財産に関する国際研究大会(ALAIJapan と共同開催)

日時 : 2005 年 12 月 10 日(土)10 時 30 分～17 時 20 分
場所 : 専修大学 7 号館 7 3 1 教室
テーマ : 知的財産法制の将来像

“Future Figure of Intellectual Property”

1. 報告及び紹介

(1) 「2005年パリ大会の成果」

“Results of ALAI Congress 2005”

九州大学大学院法学研究院 小島 立助教授

(2) 「2006年のバルセロナ大会について」

“On ALAI Study Days 2006, Barcelona”

紀尾井坂法律特許事務所 小川 憲久弁護士

2. 講演 Lectures

(1) 「著作権の将来像」

“Future Characteristics of Copyright”

カールス・ルーエ大学 トマス・ドライヤー教授 (Prof.Thomas Dreier)

(2) 「欧州におけるデザインの保護—コピーライト・アプローチからデザイン・アプローチへ」

“Design Protection in Europe — From Copyright Approach to Design Approach “

マックス・プランク研究所 アネッテ・クーア教授(Prof.Annette Kur)

第5回 内田謙二先生 講演会(セミナー)

日時 : 2006年1月26日(木) 18時10分～19時40分

場所 : 専修大学法科大学院821教室

テーマ : 欧州での弁理士、弁護士

講師 : 欧州特許・商標弁理士 内田 謙二

第6回 内田謙二先生 講演会

日時 : 2006年1月27日(金) 15時30分～17時30分

場所 : 専修大学法科大学院2A教室

テーマ : 知的財産に関する欧州での経験

講師 : 欧州特許・商標弁理士 内田 謙二

第7回 教育方法に関する勉強会

日時 : 2006年2月23日(木) 14:00～17:00

場所 : 専修大学6号館国際会議場

テーマ : 「知的財産法及び関連領域の教育方法」

基調講演 : 「大学及び高等教育機関における知的財産教育の重要性」

WIPO 世界アカデミー

ディーン パジ・シンジェラ博士

問題提起 : 「大学における知的財産法教育の在り方の模索と今後の展望」

鹿児島大学法科大学院

教授 久保次三

第8回 知的財産に関する教育の在り方

テーマ : 「知的財産に関する教育の方法と教材」

日時 : 2006年2月24日(金) 13:30～17:30

場所 : 専修大学7号館731教室

講演 : 「欧州における知的財産教育」

欧州特許庁裁判官 クリストファー・ヒース博士

講演：「知的財産に関する WIPO の教育法—成功と学んだ教訓」
WIPO 世界アカデミー
ディーン パジ・シンジェラ博士
講演：「アジア諸国に対する人材養成の支援」
伊藤国際特許事務所
顧問・弁護士 辻信吾

第 9 回 知的財産に関する国際セミナー

日時：2006 年 12 月 16 日（土）14：00～17：00
場所：専修大学法科大学院 5A 会議室
講演：「知的財産に関するヨーロッパおよびドイツにおける最近の動き」
マックスプランク知的財産・競争・税法研究所
ジルケ・フォン・レヴィンスキー博士

プレゼンテーション：「プロジェクトで開発中の教材」

第 10 回 教育方法に関する国際セミナー

日時：2006 年 12 月 18 日（月）14：00～17：00
場所：専修大学 6 号館国際会議場
テーマ：「知的財産法の教育方法と教材」
講演：「コロンビアロースクールにおける教育方法と教材」
コロンビア大学ロースクール教授 ジェーンギンズバーグ
プレゼンテーション：「プロジェクトで開発中の教材—著作権」
立教大学法科大学院助教授 上野達弘

第 11 回 教育方法に関する国際セミナー

日時：2006 年 12 月 20 日（土）10：00～12：30
場所：専修大学 6 号館国際会議場
テーマ：「知的財産法の教育方法と教材」
プレゼンテーション：「プロジェクトで開発中の教材—特許法」
横浜国立大学法科大学院客員教授 美勢克彦
講演：「ニューヨーク大学における教育方法と教材」
ニューヨーク大学ロースクール教授 ロッシェルドレイフェス

第 12 回 知的財産法の映像教材に関する国際研究大会

日時：2007 年 3 月 2 日（金）10：00～17：45
場所：一橋記念講堂
テーマ：「知的財産法の映像教材」
プレゼンテーション 1
知的財産に関する研究・教育機関
鹿児島大学法科大学院教授 久保次三
知的財産に関する国際機関
鹿児島大学法科大学院教授 久保次三
商標法
中央大学法科大学院客員教授 峯唯夫
特許法
横浜国立大学法科大学院客員教授 美勢克彦
プレゼンテーション 2

知的財産に関する国際機関

専修大学法科大学院客員教授 水谷直樹

著作権法

立教大学法科大学院助教授 上野達弘

意匠法

中央大学法科大学院教授 佐藤恵太

プレゼンテーション 3

知的財産に関する国際機関

鹿児島大学法科大学院教授 久保次三

知財高裁

慶応大学法科大学院客員教授 牧野利秋

情報技術

中央大学法科大学院教授 堀部政男

企業法務

専修大学法科大学院教授 増田英敏

知的財産に関する国際紛争

専修大学法科大学院教授 矢澤昇治

不正競争防止法

中村合同特許法律事務所弁護士 奥村直樹

第 13 回 知的財産法の映像教材に関する討論会

日時：2007 年 3 月 2 日（金）13：00～17：00

場所：専修大学 6 号館国際会議場

テーマ：「知的財産法の映像教材」

海外招聘ゲスト

Prof. Adolf DIETZ (Germany)

Prof. William FRYER (U.S.A)

Prof. Frank GOTZEN (Belgium)

Prof. Annette KUR (Germany)

Dr. Silke von LEVINSKI (Germany)

Judge Xiaodu ZHANG (China)

Prof. Sunhee YUN (Korea)

6. 今後の課題

1. 映像を再生する方法と技術

99 枚の DVD に収めた映像教材を作成する過程で、他の法領域の映像やアーカイブ映像を適宜再生できる装置を検討したが、現段階では民生用の装置はなく、特注する案も出された。しかし、その特注には相当な額を要することと、映像教材が広く使用されることを考えたとき、簡易でより低廉な装置を検討する必要に迫られた。そのような民生用の装置がこの 1～2 年の間に開発されない場合でも、すでにある民生用の機器の組み合わせ等により再生する装置を作り出すことが可能か否かを技術的に検討する余地がある。本年度は、高画質のハイビジョン映像という特性を生かせないまま通常のプロジェクターを介した使用にとどまっている。

2. 学生が「考える」映像教材

映像教材は知的財産法及び関連する法領域をより効果的に授業するには極めて有用であるが、海外の専門家を交えた会議において、学生が自ら考える「間」の設定が重要であることが指摘された。原告表示と被告表示の類否の判断についても、まず、学生に考える時間が必要となる。その一方、具体的な裁判例を素材とすると、学生があらかじめ判決内容を知っている場合が多い。その限りでは、教材の作成には想定問題の作成も重要な課題となる。

3. 映像教材が授業で果たす役割

映像教材が個々の授業で果たす役割は何か。教材が学生に「考える」余地を与えるものでなければならぬ点はすでに述べたが、教材と教師との関係はどうか。映像教材が授業を効果的に推し進めるのに有用であるとしても、個々の教師の行う授業に介入し過ぎないようにしなければならない。このプロジェクトでは図解のみでは不明確の部分などにナレーションを入れているが、ナレーションをどの程度入れるべきか、音楽が争われたような場合を除き音声を入れない映像教材としてすべてを教師が説明するほうが好ましいのか、難しい課題である。